Landscape Planning for Tateyama City

館山市景観計画

海と暮らす いくつものまちなみ 館山

千葉県館山市

はじめに

館山市は、千葉県房総半島の南端に位置し、都心から100km圏内にありながら、温暖な気候と輝く海、緑豊かな自然に恵まれています。

そして、海をはじめとする自然景観と、地形や気候、歴史文化などがもたらす「館山という舞台」に、先人達の営みが積み重なり、個性豊かな素晴らしい景観が形成されています。

冬でもポピーやストック、菜の花など様々な花々が咲き誇り、夏にはマリンスポーツや海水浴を楽しむことができ、一年を通して多くの方々に来訪していただいています。

しかしながら、私たちを取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、景観についても同様で、この素晴らしい景観が変化する可能性があります。

こうした中、市民の皆様をはじめ多くの方々に、館山市の素晴らしい景観を再認識していただくとともに、市民の皆様の景観に対する想いを明文化し、景観を守り育てていくためのルールを定めた「館山市景観計画」を策定いたしました。

この「景観計画」は、これからの景観維持・保全、そして新たな景観の創造に関する基本的な方針となります。

また、「景観計画」においては、10の地域コミュニティごとに形成されている個性豊かな魅力溢れる景観にもスポットをあて、地区ごとの景観形成方針に基づき、地域の皆様と共に、地域の宝を守り・育ててまいります。

さらに、長年、地域の皆様が主体となり、「南欧風のまちづくり」に取り組んでいただいている「館山駅西口地区」を、「景観計画」の重点地区に指定しました。この指定により、今後も館山駅西口地区の良好な街並み景観を維持してまいります。

この「景観計画」を運用していくことで、景観の維持・保全だけでなく、市民の皆様一人ひとりが、この素晴らしい景観に誇りと愛着を持っていただき、さらに多くの方々に愛される館山市にしていくことが私の理想でございます。

終わりに、「景観計画」の策定にあたり、景観まちづくりワークショップや景観市民アンケート、パブリックコメント等を通じて貴重なご意見・ご提案をいただいた市民の皆様をはじめ、ご尽力いただきました、「館山市景観計画策定委員会」及び「館山市都市計画審議会」の委員の皆様に、心より御礼を申し上げます。

令和元年6月

館山市長　金丸謙一

目　次

第1章　館山市景観計画の策定について …… 1

1. 館山市の景観行政の経緯 …… 2
2. 館山市景観計画策定の目的 …… 2
3. 館山市景観計画の概要と位置づけ …… 3
4. 館山市景観計画の区域 …… 3

第2章　館山市の景観特性 …… 5

1. 館山市の位置 …… 6
2. 館山市のあゆみ …… 7
3. 景観形成に係る特徴 …… 15

第3章　館山市が目指す景観まちづくり …… 29

1. 景観まちづくりの目標 …… 30
2. 景観まちづくりの方針 …… 32

第4章　身近なコミュニティの景観まちづくり …… 35

1. 景観特性によるゾーン区分の考え方 …… 36
2. ゾーン別景観まちづくりの方針 …… 38

第5章　重点地区の景観まちづくり …… 59

1. 重点地区の考え方 …… 60
2. 重点地区の指定 …… 60
3. 重点地区における景観形成の方針 …… 62
4. 重点地区の候補地区 …… 63
5. 重点地区候補地区における景観形成の方針 …… 64
6. 重点地区の追加指定について …… 70

第6章 良好な景観形成のための行為の制限 …… 71

1. 景観法に基づく届出 …… 72
2. 届出の流れ …… 72
3. 届出の対象となる行為 …… 73
4. 景観形成基準 …… 75
5. 色彩基準 …… 78

第7章 屋外広告物の表示に関する行為の制限 …… 85

1. 基本的な考え方 …… 86
2. 屋外広告物の表示等に関する基本方針 …… 86
3. 重点地区等のエリアを定めた、屋外広告物の表示に関する行為の制限 …… 87

第8章 景観重要建造物、樹木、公共施設 …… 89

1. 景観資源の保全・活用に向けた基本的な考え方 …… 90
2. 景観法に基づく制度の活用 …… 91

第9章 景観まちづくりの進め方 …… 95

1. 景観施策の推進体制 …… 96
2. 景観施策の展開 …… 98

第10章 花で彩る景観まちづくり　～花のまちづくりの推進～ …… 99

1. 館山の「花」と「景観」 …… 100
2. 花のまちづくりの基本的な考え方 …… 101
3. 花のまちづくりの目標 …… 103
4. 花のまちづくりの具体的取組み …… 104

冊子の構成

はじめに

1章　館山市景観計画の策定について

2章　館山市の景観特性

方針編

3章　館山市が目指す景観まちづくり

4章
身近なコミュニティの
景観まちづくり

5章
重点地区の景観まちづくり

推進編

6章　良好な景観形成のための行為の制限

7章　屋外広告物の表示に関する行為の制限

8章　景観重要建造物、樹木、公共施設

9章　景観まちづくりの進め方

実践編

10章　花で彩る景観まちづくり　～花のまちづくりの推進～

第1章

館山市景観計画の策定について

第１章　館山市景観計画の策定について

1　館山市の景観行政の経緯

館山市では、平成元（1989）年4月に総合保養地域整備法に基づく重点整備地区に指定を受けたことから、『海洋性リゾートタウン』を目指し、館山駅西口地区を西の玄関口として館山駅西口地区土地区画整理事業により整備しました。

この事業を契機として、個性豊かな街並みと恵まれた自然環境の美観を基調とした新たな文化を創造し、快適で楽しく暮らせる郷土をつくることを目的に、同年10月に館山市街並み景観形成指導要綱を制定し、南欧風の街づくりに取り組んできました。

その後、国において平成16（2004）年に景観法を制定し、地域に応じた良好な景観形成を促進する体制を整備しました。

こうした背景のもと、館山市は、平成19年4月10日に景観法に基づく景観行政団体に移行し、館山市景観計画を策定することとなりました。

2　館山市景観計画策定の目的

千葉県の南端に位置する館山市は、都心から約1時間半というアクセス性を有し、豊かな自然に恵まれ、とりわけ風光明媚な海と海岸は、古来より、多くの人々を魅了するとともに市民生活に様々な恵みをもたらしてきました。

また、館山市は、豊富な自然資源による自然的景観とともに、暮らしの中で受け継がれてきた集落や門前の街並み、大切に守ってきた祭りによる風景など、多様な景観を有しています。これらの景観は、歴史や文化、地形、気候などがもたらす「館山という舞台」の上で、「市民が営み」を続けてきたことにより創り出されたものです。

この歴史や文化、地形、気候などがもたらす「館山という舞台」を守り、そしてこれまで市民が、暗黙のルールの中で当たり前に行ってきた「営み」を誰でも明確にわかるようにすることを、景観計画策定の目的とします。

さらに、平成27（2015）年度に策定した「第４次館山市総合計画」における「前期基本計画」では、景観形成の促進の項目の中で、計画事業として景観計画の策定を位置付け、自然景観や歴史的・文化的景観などの視点も加えた良好な景観の形成を目指し、景観計画の策定と景観条例の制定を行うことを明記しています。

また、同年に策定した「館山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、海辺エリアの魅力向上により、交流人口の増加、まちの賑わい創出、しごとの創出を通じて、人の流れの好循環を生み出すとし、『“海”の魅力に磨きをかける』ことを基本目標の一つとしています。

この「館山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、景観計画の策定は『“海”の魅力に磨きをかける』ための施策の一つとして位置付けられており、地域の“稼ぐ力”と地域価値の向上、市全域への回遊性の向上に資する景観を市民とともにつくり上げる「景観まちづくり」を推進することも目的とします。

3 館山市景観計画の概要と位置づけ

(1) 景観法に基づく景観計画

景観計画とは、景観法第８条に基づき、景観行政団体が景観計画区域、良好な景観のための行為の制限に関する事項、良好な景観の形成に関する方針などを定める計画です。

景観計画では、建築物や工作物のデザイン、色彩などの制限を定め、届出、勧告を基本とするゆるやかな規制誘導を行います。

また、景観計画区域内に景観重要建造物、景観重要樹木を指定した場合、所有者及び管理者は適正に管理を行う必要があります。また、公共施設を景観重要公共施設に指定した場合、管理者は景観計画に基づき公共施設の整備を行います。

館山市景観計画では、景観法第8条に基づく事項について定めることを基本とし、地域の魅力や価値につながる「心地よさ」が醸しだす風景を広く景観として捉えることとしています。

(2) 位置づけ

本計画は、館山市総合計画に即し、都市計画マスタープラン等の関連計画と整合が図られた、良好な景観形成を推進するための総合的な方策を示すものです。

また、景観法第８条第１項に規定されている「景観計画（良好な景観の形成に関する計画）」として策定するものです。

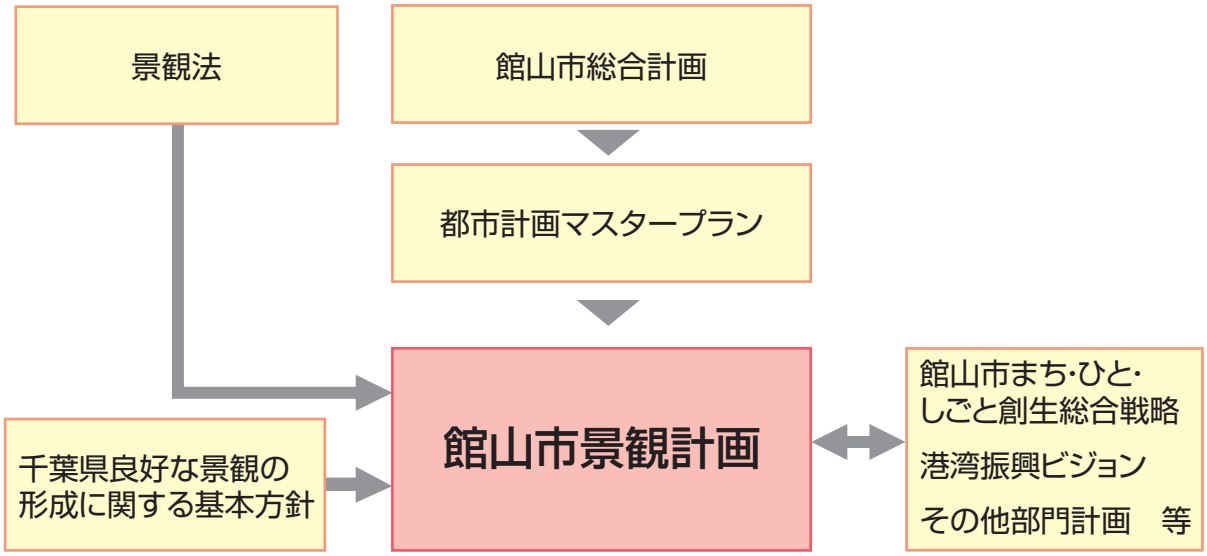

4 館山市景観計画の区域

(1) 景観計画の区域

館山市景観計画の対象範囲を館山市全域とし、景観法第８条第２項第１号に規定する景観計画区域とします。

(2) 重点地区

景観計画区域のうち、これまでの取組やまちづくりの動向、歴史・文化をはじめとする地域資源を活かし、館山らしい景観形成を推進する区域を重点地区とします。

第2章

館山市の景観特性

第2章　館山市の景観特性

1　館山市の位置

館山市は、千葉県房総半島の南端に位置し、都心から100km圏、千葉市からは直線距離で約70kmの位置にあります。平坦な土地やなだらかな丘陵の谷部に市街地や各集落が形成されており、特に館山湾に面した市街地は安房地域の中心として発展してきました。

温暖な気候と輝く海、緑豊かな自然に恵まれ、冬でもポピーやストック、菜の花が咲き誇るほか、夏にはマリンスポーツや海水浴の適地として、さらには、サンゴやウミホタルの生息域として楽しめます。

北条海岸、城山公園、伊戸下芝の3ヶ所が「関東の富士見百景」に選ばれているほか、県立館山野鳥の森が「森林浴の森100選」、平砂浦海岸付近は「白砂青松百選」「日本の道100選」にも選ばれるなど、風光明媚な景観資源に恵まれています。

また、曲亭馬琴作の『南総里見八犬伝』の舞台になったことでも知られており、モデルとなった戦国時代の武将里見氏ゆかりの史跡が今でも数多く残されています。

図　館山市の位置

出典：館山市総合計画

2 館山市のあゆみ

(1) 市域の形成

館山市を含む安房地域は、かつて「安房国」と呼ばれていました。現在の館山市は、昭和の初期まで、館山町、北条町、那古町、船形町、西岬村、神戸村、富崎村、豊房村、館野村、九重村に分かれていました。

昭和8年に館山町と北条町が合併し、館山北条町となり、昭和14 (1939) 年に館山北条町、那古町、船形町が合併し、千葉県内5番目の市として館山市が成立しました。その後、昭和29 (1954) 年に西岬村、神戸村、富崎村、豊房村、館野村、九重村が館山市に合併し、現在の館山市が形成されました。

図　館山市の旧町村

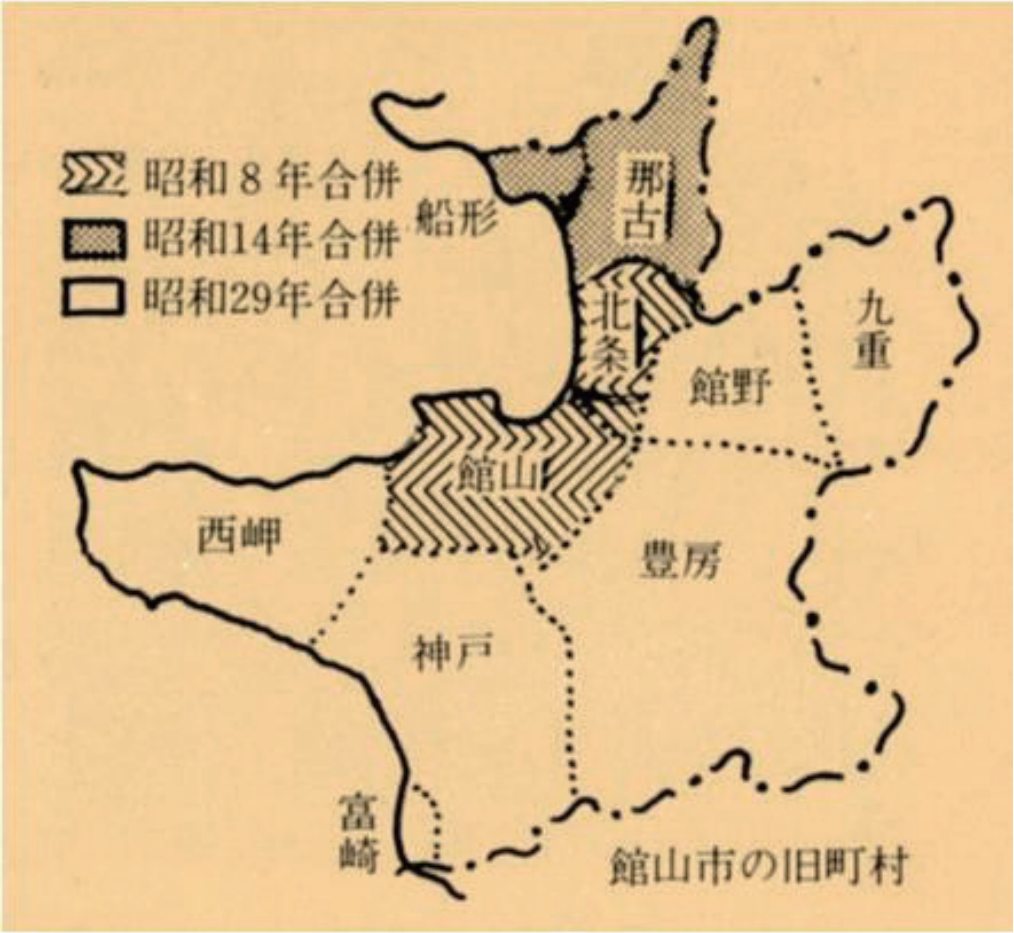

出典：館山市立博物館地区展図録『那古・船形　門前のまちと港のまち』

（2）館山市の成り立ち

①成り立ち

○黒潮文化

・江戸時代までは海路が文化交流の主要路でした。房総半島は沖縄・鹿児島・四国・和歌山・伊豆からつながる黒潮文化圏のなかにあり、植生や気候に大きな影響を与えている黒潮の流れに乗ってもたらされた共通の文化が指摘されます。また、四国阿波の忌部一族が房総半島を開拓したという神話もそのひとつです。さらに、メラ・カツウラ・シラハマなどの地名が共通するのも地形と環境が類似するからです。

・江戸時代には、大型の網漁を行う関西の漁民が大挙して房総へ出漁して新しい漁法を伝え、館山湾でも桂網や地曳網などの網漁が行われました。彼らのなかには関西商人とともに移住して関西と行き来をする人々が数多くいましたが、これも黒潮という海路があったからです。

・この文化圏の民家の建て方に分棟型という形式が共通するのも、黒潮がもたらす温暖な気候が影響しています。

分棟型民家

○信仰と祭礼にみる安房国の歴史

・房総半島を開拓したという神話を持つ忌部一族ゆかりの祖神を祀る神社が、安房神社や洲宮神社・洲崎神社・布良崎神社など複数あるのも館山市の特徴です。特に安房神社は朝廷にゆかりの深い神社として、奈良時代に神領（領地）や神戸（諸税を納める民）を与えられ、正三位の位を与えられて名神大社に格付けされました。

安房神社

・奈良時代に聖武天皇が全国に国分寺を設置すると、安房国分寺は館山市内に設けられました。北に接して安房の国府が置かれていたとされ、正木の平久里川には国府の湊も設けられて、館山平野は安房の中心地になりました。近隣にある山本の木幡神社は、古代の地方官だった大伴氏が氏神を祀ったと伝えられる古い神社です。

国分寺跡

・館山湾周辺には、観音菩薩を安置する寺院が目立ちます。観音菩薩の浄土は海の彼方にあるとされ、海を見下ろす崖観音や那古観音は漁民や海上交易をする船乗りに厚く信仰されていました。そのため、安房国札観音霊場と呼ばれる巡礼には現在でも多くの人々が参加します。

崖観音

那古寺
観音堂

・海の難所を見下ろす洲崎神社の祭神も、かつては観音菩薩と同じ存在と考えられていました。中世には洲崎神社の祭神が、神奈川や品川・江戸などの東京湾内の大きな湊町に航海神として祀られています。

・鶴谷八幡宮は、安房の国司が国内の古社を参拝するかわりに、それらの神を国府で一堂に祀った総社が起源です。後に南房総市府中から現在地へ移ったと伝えられ、その後戦国武将の里見氏が、安房支配の精神的支柱として崇敬し保護した神社です。

・「やわたんまち」と呼ばれる鶴谷八幡宮例大祭（県指定　無形民俗文化財）は、総社の祭を伝える盛大な祭礼で、近隣の古社 10 社の神輿が参集するとともに、北条地区の山車５基も参加して、大勢の参拝客で賑わいます。

洲崎神社

やわたんまち

鶴谷八幡宮

○東京湾の文化交流

・館山市内の古墳時代の豪族の墳墓は高塚の古墳ではなく、海食洞穴が利用されたことが知られています。沼の大寺山洞穴では丸木舟を棺にした「舟棺」と呼ばれるものに豪族が埋葬されていました。海上生活を基盤にして、権力を握った人々がいたことがわかります。

・鎌倉時代になると、政治の中心となった鎌倉の生活を支える米や薪炭の供給地としての役割が大きくなり、鎌倉に近い房総半島には鎌倉の権力者や大寺社の所領が増えました。鎌倉の文化も東京湾を越えて直接もたらされ、房総半島南部には、鎌倉周辺に特徴的にみられる「やぐら」という墓制が集中的にみられます。

鉈切洞穴

水岡やぐら

延命院やぐら

○里見氏の支配と城下町の形成

・房総里見氏は戦国時代初期から江戸時代初頭まで、10 代約 170 年間にわたり、房総半島南部を拠点に活躍した戦国武将一族です。初代里見義実以来、水軍を駆使して東京湾の制海権をめぐって対岸の勢力と争いました。その拠点となった稲村城や館山城をはじめ多くの城が、海上とつながる海の城でした。

・16 世紀前半、3 代義通が居城とした「稲村城跡」が、平成 24（2012）年 1 月 24 日に国の史跡に指定されました。稲村城は、主郭や切岸の規模で同時期の房総半島の城の中では抜きん出ています。

・戦国時代の終わりに里見氏が拠点を館山城へ移したのは、交易が国の運営に欠かせないものになってきたためでした。南房総で大船が入れる湊は館山をおいて他になく、館山城の麓の湊が交易港となって、館山の城下町がつくられました。安房地方の中心都市館山の誕生です。

稲村城跡

館山城跡

○海でつながる江戸時代

・江戸時代になるとすぐに里見氏は亡びましたが、館山の町は維持されていくことになりました。東京湾の最奥にある江戸が政治の中心となり、多くの人々が暮らす大都市になると、江戸の生活を支える食糧や薪炭を供給するとともに、館山湾は江戸に出入する船の避難港としても使われました。また、江戸の文化が館山へ流入してくる交流の機会も生まれました。

・特に江戸の食卓を支える安房の魚類は、高速の押送船で新鮮なうちに運ばれるようになりました。館山湾にはその拠点の湊があり、船形と柏崎は生魚輸送の基地として鮮魚が集まる中心地でした。船形では幕末に石積の突堤が築かれており、現在もその姿を見ることができます。

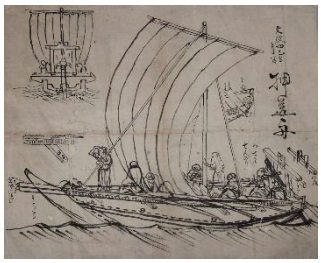

押送船

○交通手段の変遷と市街地の変化

・明治 11（1878）年になると、館山湾と東京の間に汽船が就航します。船形・那古・北条・館山の 4 か所が汽船場となり、桟橋と各町を結ぶ道には旅館や商店・事業所などが並んで市街地が拡大していきました。明治 30 年代に海水浴が盛んになり来訪者が増えていくと、土産物屋・書店・写真館・医院・銀行などが増えて、市街地の景観も変化していきました。

館山桟橋（大正 12 年）

・大正８年に館山駅が開業すると、北条の商店は官庁通りから駅周辺へ移転するものが増え、新たな中心街になりました。関東大震災で９割以上が被災する被害を受けましたが、観光を中心に来客を迎えながら復興を遂げていきました。現在でも長須賀地区を中心に、震災復興時の建物が残っています。
・個人の移動手段が自動車となった現代では、駐車スペースが確保できる郊外に大型の商業施設が進出し、市街地の形は大きく変化しています。

館山駅前の様子（大正 12 年）

○産業・戦争・街並みの近代化遺産

・館山市が港湾都市であることや首都防衛における東京湾要塞地帯に位置していたことから、産業・軍事関係の近代化遺産が数多く残っています。
・明治期に作られたアーチ型石橋である神余の塩井戸橋や犬石の巴橋といった交通関係遺産や、幕末に造られた船形突堤や大正時代の洲埼灯台といった海事関係遺産などが、産業遺産として残されています。
・軍事関係としては、館山海軍航空隊赤山地下壕跡や館山海軍航空隊宮城掩体壕、洲ノ埼海軍航空隊射撃場跡、館山海軍砲術学校訓練用プールなどの戦争遺跡が、館山地区や西岬地区、神戸地区を中心に数多く残っています。

洲埼灯台

巴橋

館山海軍航空隊赤山地下壕跡

館山海軍航空隊宮城掩体壕

洲ノ埼海軍航空隊射撃場跡

・市街地の街並みの中には大正末期から昭和初期の建造物が点在していて、関東大震災後の復興期を偲ばせる商店や病院建築、流行し始めた個人の文化住宅などが残されています。千葉県有形文化財に指定されている旧安房南高等学校第一校舎は、昭和初期の千葉県を代表する学校建築です。昭和５（1930）年に古くからの日本の木造建築と西洋建築の要素を融合させて建てられました。昭和 30 年代初頭、館山・白浜・鴨川・小湊等を舞台に製作された映画のロケに使用されたのを始め、これまで多くのドラマ等のロケに使用されています。

旧安房南高等学校第一校舎

長須賀の街並み

②文化、芸術

○地域性のある伝統工芸

・房州うちわは、京都の「京うちわ」、四国の「丸亀うちわ」とともに日本三大うちわの一つとして、南房総で育まれ受け継がれてきた千葉県を代表する国指定の伝統的工芸品です。館山市は江戸時代からうちわの原料となる女竹の産地として知られ、明治時代には地元での生産も始まりました。関東大震災後には本格的な生産が始まり、生産工場周辺の人々の内職として地域経済にも大きな役割を果たしました。一枚の房州うちわができるには、原料の竹の伐採から始まります。虫がつかず肉が締まっている10月から1月の寒い時期に安房郡市一円から伐採されてきます。

房州うちわ

・鍛冶職人の技法の継承・鍛冶産業の振興を目的に、千葉県内の伝統的な鍛冶製品が「千葉工匠具」として、平成29（2017）年に国の伝統工芸品に指定されました。館山市では、明治時代から酪農の飼料草を刈るために重宝されていた「房州鎌」、日露戦争の激戦地であった203高地で、ロシア軍の鉄条網を断ち切ったとされる、「金切り鋏（君万歳久光）」の2品が千葉工匠具として伝統工芸品に指定されています。

房州鎌製作の様子

房州鎌

金切り鋏（君万歳久光）

・唐桟織（とうざんおり）は、渋みある色調とモダンな縦縞が特徴の美しい綿織物です。植物染料での染色から織りまでを一人の職人が行う、伝統的な唐桟織の技術を受け継いでいるのは館山の「齊藤家」だけで、千葉県指定無形文化財の唐桟織製作技術保持者として指定されています。

唐桟織製作の様子

○景観に魅せられた文人・芸術家

・江戸時代以来、館山市には多くの文人が訪れてきました。漢詩人や俳人・画家などの文人と交流する地元の文化人が数多くいたのです。特に明治時代になると、館山湾の海岸は避暑避寒地・療養地として知られるようになり、政治家や軍人・経済人で別荘をつくる人々が増えました。明治 20 年代には、海水浴も始まっています。

・明治 18 年頃、北下台に館山公園が供用開始されると、眺望の良い海辺の高台が公園として整備されるようになりました。明治 41(1908) 年には、柏崎の国司神社裏に豊津公園ができ、大正時代には船形に丸山公園、汐切山公園などが作られて、観光客を迎えるようになっていきました。

・洋画家青木繁が布良に 2 か月間滞在して重要文化財の『海の幸』を描いた「小谷家住宅」は、青木繁の活動を支えた地元の人々とのつながりを示す近代化遺産として、市の有形文化財に指定されています。青木繁の後には、布良の風景を描く画家が大勢来訪しました。

・東京美術学校で石彫を学んできた館山の俵光石の帰郷により、その縁で移住してきた近代彫刻の大家長沼守敬、館山の小学校で自由画教育を実践した倉田白羊、壁画家寺崎武男などのように、地元の人々と交流した文人・芸術家も数多くいました。

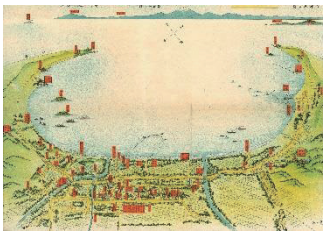

房州鏡ヶ浦八景図

小谷家住宅

○集落景観の形成

・千葉県の木でもある「槇（マキ）」は、館山市をはじめ県南部の海浜集落や郊外の農村集落で、防風、防潮、防火、防犯などの効果を目的に、家の周囲を生垣で囲う際に使用されています。北条鶴ヶ谷の住宅街は、明治時代初期に長尾藩の武家屋敷が区画整理された際に槇の生垣が取り入れられました。また、鶴谷八幡宮周辺では、敷地の広い住宅が隣接し合うこともあり、八幡の祭礼を前にしてきれいに刈り込まれた槇の生垣の連なりが、美しく迫力を感じさせます。この地域の集落景観は、千葉県教育委員会より「ちば文化的景観」に選定されています。

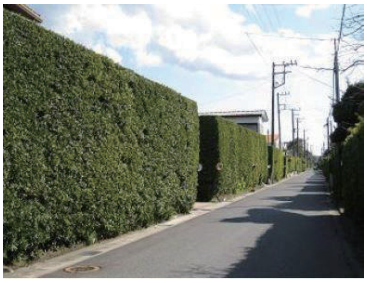

鶴谷八幡宮周辺槇の生垣

③景観形成につながる取組

○南欧風の街づくり

・当時、県内での東京湾横断道路等の巨大プロジェクトが進展していたことや、総合保養地域整備法に基づく重点整備地区に館山市が指定を受けたことなどから、「海洋性リゾートタウン館山」として、西の玄関口（現在の館山駅西口地区）を整備する必要がありました。

・この館山駅西口地区土地区画整理事業をきっかけに、個性ある住みよいまちづくりを実現するため、平成元（1989）年に館山市街並み景観形成指導要綱を制定し、地域住民が中心となり南欧風の街づくりを推進しています。

・平成 12（2000）年度には、館山駅西口地区街づくり協議会の提案に基づいて整備された「館山駅オレンジロード・西口なぎさ広場・夕映え通り」が、「手づくり郷土賞」（国土交通大臣表彰）を受賞しています。

館山駅西口

○港のまちづくり

・館山港港湾振興ビジョン（平成 14 年 3 月）に基づき、港を活用した地域振興策として、クルーズ船の誘致活動を積極的に展開しています。

・早春から8月ごろまで大型クルーズ客船が寄港することから、特定の時期にだけみられる船舶景観を望むことができます。

・また、海に開かれた「みなと」を核とした地域づくり及び人づくりのきっかけとすることや、海運・船舶・港湾・クルーズなどへの関心を持つことを目的に、「船舶寄港記念フォトコンテスト」に取り組んでいます。

帆船日本丸

ぱしふぃっくびいなす

○花のまちづくり

・来訪者向けのイメージづくりと地域のコミュニティや日常生活における潤いの創出を目的に、町内会や各種団体等と行政が協働して「花のまちづくり」を推進し、彩りのある街並み景観を形成しています。

・また、平成 25（2013）年度より、「たてやまガーデニングコンテスト」を年に1回開催しており、そのコンテストの応募に向け「たてやまガーデニング教室」を開催するなど、「花のまち館山」というイメージ醸成に取り組んでいます。

ガーデニングコンテスト受賞作品

館野小学校前のひまわり

④館山市の歴史概要

紀元前2400年ごろ	沼サンゴ層が陸地化する
紀元前2000年ごろ	鉈切洞穴で人が生活
養老2(718)年	安房国成立
治承4(1180)年	源頼朝が安房に敗走してくるが、千葉介常胤(ちばのすけつねたね)、上総介広常(かずさのすけひろつね)らを味方につけ、頼朝軍は鎌倉へ
康正2(1456)年	里見義実が稲村城で安房を支配
天正19(1591)年	里見義康が館山城に移り城下町を建設
慶長19(1614)年	里見忠義が倉吉に改易。里見氏の支配が終わる
元禄16(1703)年	元禄地震。館山周辺で約4～5mの隆起が起こり、布良・相浜で大津波被害
文化7(1810)年	白河藩主松平定信が異国船警備のため波左間に陣屋を設け、洲崎に台場を築く
明治3(1870)年	長尾藩が北条鶴ヶ谷に陣屋を築き、槇の生垣の武家屋敷地が整備される
明治11(1878)年	東京ー館山間に汽船就航
大正7(1918)年	那古船形駅開業
大正8(1919)年	安房北条駅(現館山駅)まで鉄道開通 内房と外房の境界に洲埼灯台点灯
大正10(1921)年	九重駅開業
大正12(1923)年	関東大震災。館山周辺で1～2mの隆起が起こる
昭和5(1930)年	館山海軍航空隊設置
昭和8(1933)年	館山町と北条町が合併し、館山北条町となる
昭和14(1939)年	館山北条町、那古町、船形町が合併し館山市成立
昭和24(1949)年	平砂浦の砂防林工事開始(1958年に完成)
昭和28(1953)年	警備隊(のちの海上自衛隊)館山航空隊開隊
昭和29(1954)年	西岬、神戸、富崎、豊房、館野、九重の6ヵ村が館山市に合併
昭和33(1958)年	海岸線が南房総国定公園に選定
昭和41(1966)年	南房州有料道路(房総フラワーライン)開通
昭和45(1970)年頃	花、いちご、センリョウ、レタスなどの栽培が盛んになる
平成元(1989)年	館山市街並み景観形成指導要綱の制定 館山駅西口地区土地区画整理事業の事業認可・決定(2010年事業終了)
平成5(1993)年	館山バイパス全線開通
平成19(2007)年	館山自動車道全線開通 景観行政団体に移行
平成22(2010)年	館山夕日桟橋竣工
平成24(2012)年	里見氏城跡稲村城跡が国指定史跡に指定される
平成25(2013)年	たてやまガーデニングコンテストの開始(年1回)
平成27(2015)年	館山市街並み景観指導要綱の改正

3 景観形成に係る特徴

(1) 地形

館山市は、房総半島の南端に位置し、西は穏やかな館山湾、南は黒潮踊る太平洋に面しています。また、内陸部は、隆起性の海岸平野と低い丘陵性の山地からなる、変化のある地形です。

縄文時代には現在よりも海水面が高く、現在の標高27mのところに海水面があったことから、市内では、6,000年前に生息していたサンゴの化石層である沼サンゴ層や、波の浸食作用を受けた海食洞穴[1]が多く見られます。

また、幾度もの地震による陸の隆起も地形に影響を与えており、隆起地形の観察や太古の地層の観察をすることもできます。潮流によって砂州[2]でつながった沖ノ島の陸続きが特徴的です。

図　標高等高線図

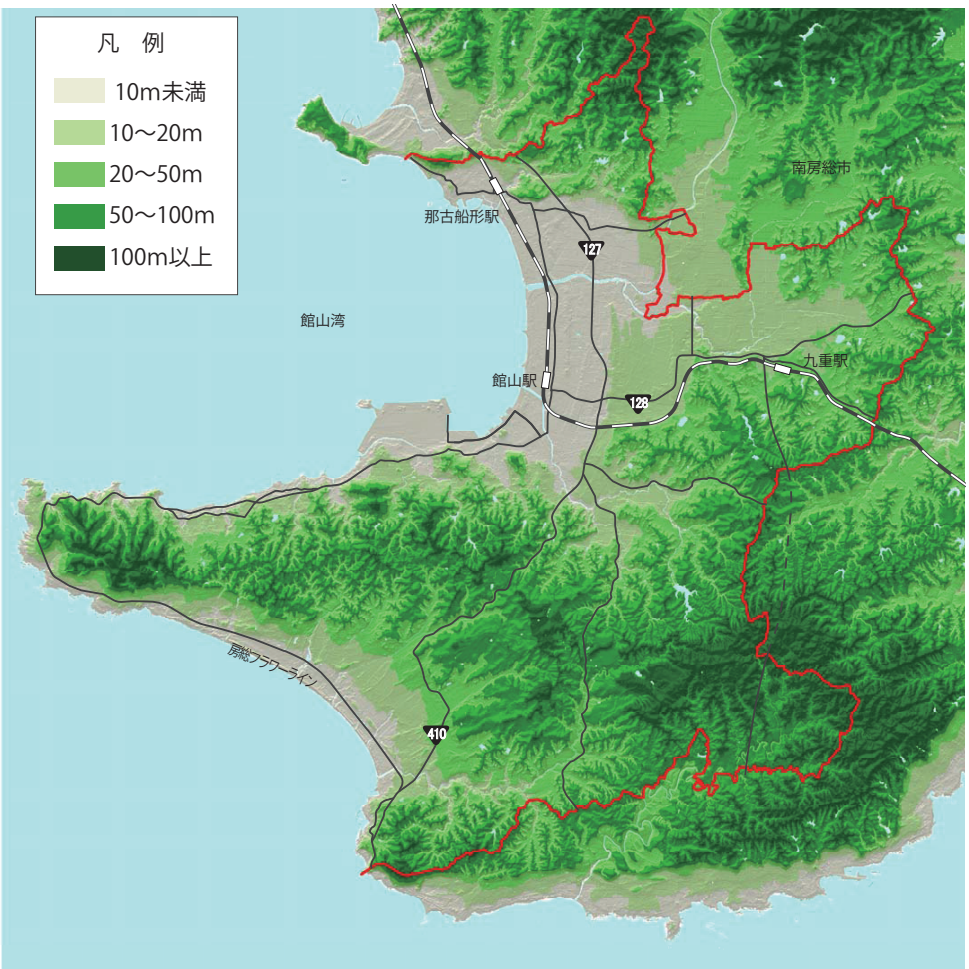

（出典）基盤地図情報数値標高モデル５ｍメッシュ（国土地理院）をもとに作成

1 海食洞穴：海岸の崖に波で侵食されてできた洞窟。
2 砂州：海岸線をやや離れて、海側に細長く砂礫が堆積してできた地形。

（2）土地利用の状況

①館山湾を中心に形成された市街地

館山市の面積の約２割が住宅や商業・業務施設、学校や公園等の公共施設などに利用されています。

また、かつては砂丘列[3]の上に住宅ができたため、館山湾に並行した市街地が形成されているのが特徴です。特に館山駅を中心に商店街や住宅地が広がっているほか、国道や県道などの幹線道路沿道に住宅地や商業地が広がっています。

加えて、漁港、寺の門前の周辺では、古くから市街地が形成されてきました。

②市域の８割が自然的土地利用

館山市の面積の約５割で山林、約３割で田畑等の自然的土地利用がなされています。

山林では、照葉樹林からなる丘陵のほか、海岸沿いでは防砂林が広がります。市内の農地は田と畑地がほぼ半々という状況です。

3 砂丘列：砂丘は、むかし波打ち際にあったもので、海岸に砂が吹き付けられてできた丘。長い歴史のなかで地震による土地の隆起などがあって、海岸線が後退し、いく度かにわたって砂丘がつくられ、列をなしてきたものを砂丘列という。

図　平成 28 年度土地利用現況図

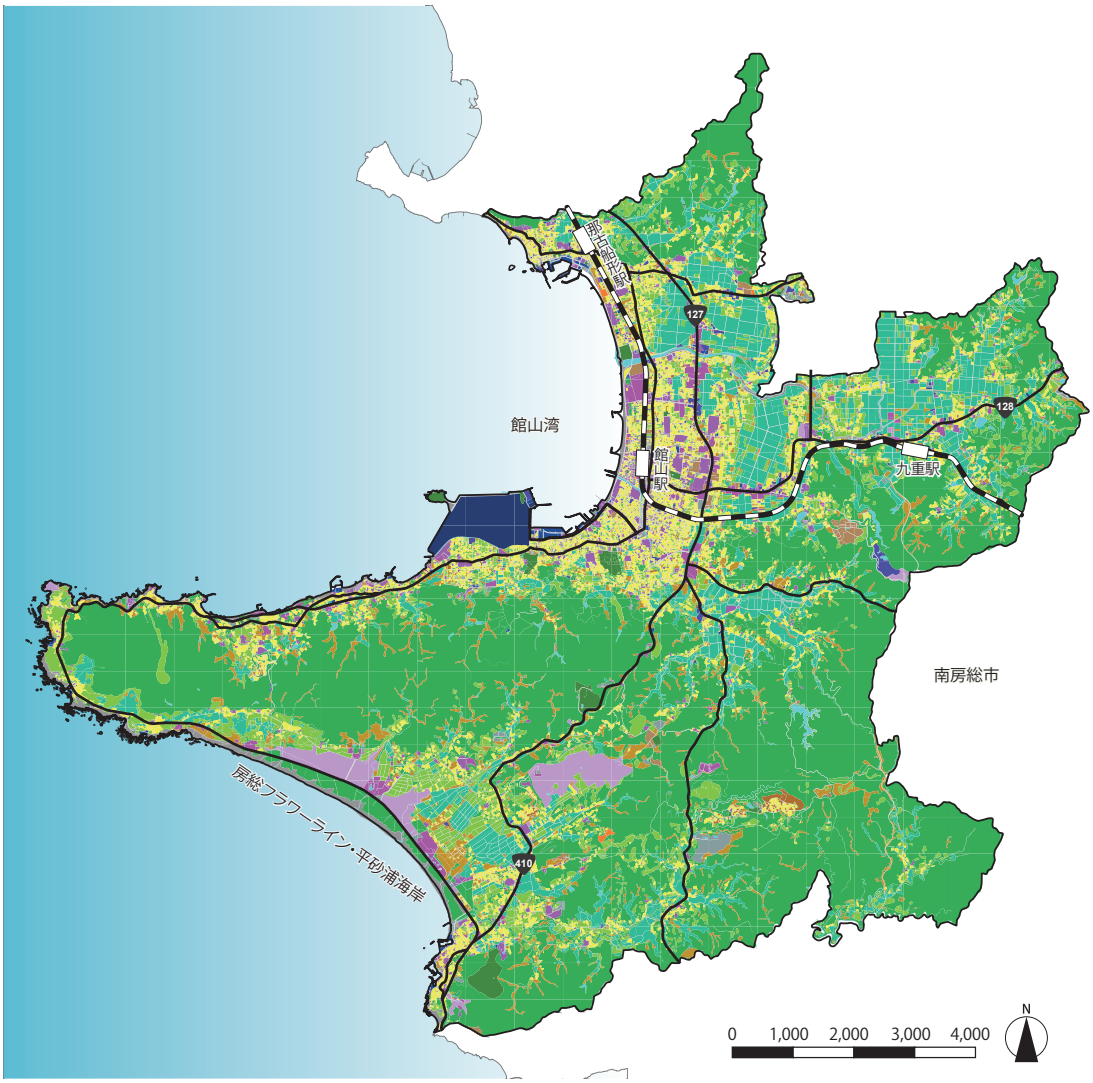

凡例

- 農地（田）
- 農地（畑）
- 農地（採草放牧地）
- 農地（荒地、耕作放棄地、低湿地）
- 山林
- 水面（河川、湖沼、運河水面等）
- その他自然地（原野、河川敷、海浜等）
- 住宅用地
- 商業用地
- 工業用地
- 運輸施設用地
- 公共用地
- 文教・厚生用地
- 公園・緑地、広場、運動場、墓苑
- 未利用地
- その他の空き地・未舗装地
- 用途改変中土地
- 屋外利用地
- 防衛用地
- 道路用地
- 交通施設用地
- 主要幹線道路
- 鉄道
- 館山市域

地目	面積（ha）	割合	
農地（田）	1292.709	11.76%	77.14%
農地（畑）	1048.685	9.54%	
農地（牧草放牧地）	7.337	0.07%	
農地（荒地、耕作放棄地、低湿地）	512.646	4.66%	
山林	5349.695	48.66%	
水面	110.082	1.00%	
その他自然	158.892	1.45%	
住宅用地	1013.079	9.22%	22.86%
商業用地	208.097	1.89%	
工業用地	44.85	0.41%	
運輸施設用地	40.164	0.37%	
公共用地	48.757	0.44%	
文教・厚生用地	171.099	1.56%	
公園・緑地、広場、運動場、墓苑	94.723	0.86%	
未利用地	177.185	1.61%	
その他の空き地・未舗装地	26.226	0.24%	
用途改変中土地	5.448	0.05%	
屋外利用地	114.075	1.04%	
防衛用地	107.844	0.98%	
道路用地	446.902	4.07%	
交通施設用地	14.659	0.13%	
計	10993.15	100.00%	100.00%

出典：第 10 回都市計画基礎調査（館山市　H28）

(3) 自然・花・みどり

市域の南部や南房総市との区域境には、まとまった緑の空間が広がっており、自然豊かな景観が広がっています。

市街地には大規模なまとまった緑の空間はないものの、屋敷を囲む槇の生垣が続く美しい集落景観がみられるほか、幹線道路沿いに南方を思わせるソテツやヤシなどの街路樹や館山市のイメージフラワーである菜の花やポピーが植栽されていることで、彩りのある景観の骨格を形成しています。

ヤブニッケイ、タブノキなどの照葉樹、南方を思わせるソテツ、シュロ、カイコウズなどが自生する沖ノ島や美しい白砂が広がる平砂浦海岸など、海岸沿いのほぼ全域が南房総国定公園の区域となっており、海と緑に囲まれた館山市を象徴する豊かな自然景観を望むことができます。

館山市の取組として、イメージづくりや潤いのある空間を創出することを目的とした花のまちづくり活動により、マリーゴールド、ポーチュラカ、パンジー等の花を地区花壇に植え、地域の街並み景観に彩りを与えています。

里山

安房グリーンライン

沖ノ島

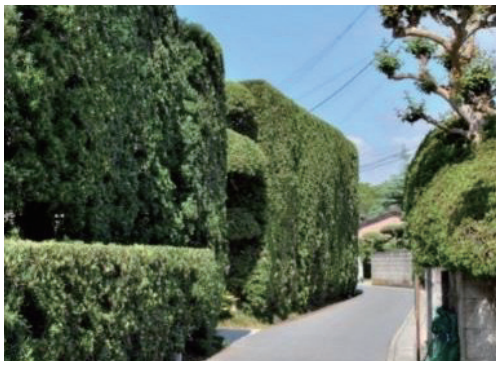

槇の生垣の連なり

館山駅西口

国道 127 号（館山への入口）

出典：館山市 PR 冊子、撮影

図　まとまりのあるみどりの分布図

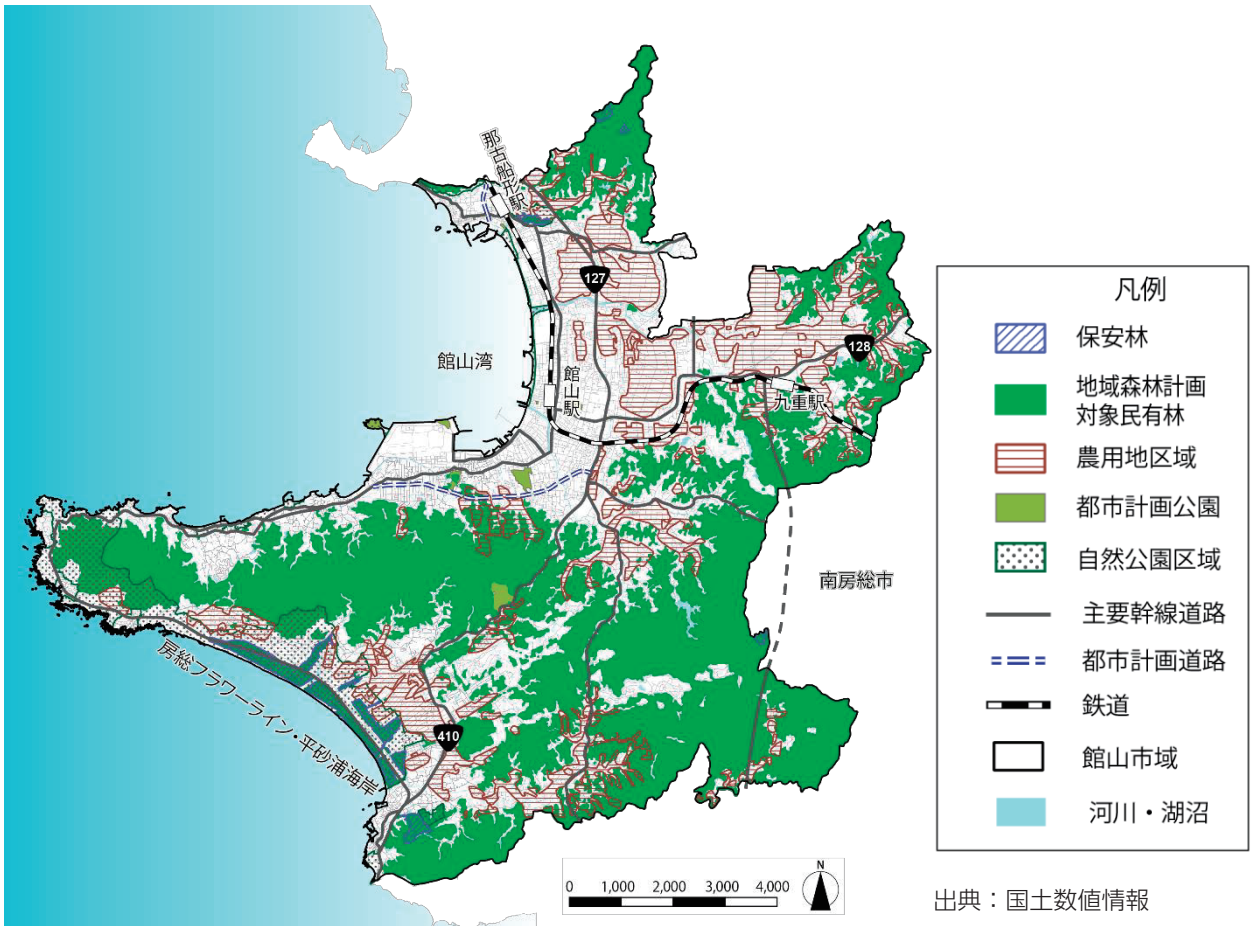

出典：国土数値情報

図　市街地のみどりの分布図

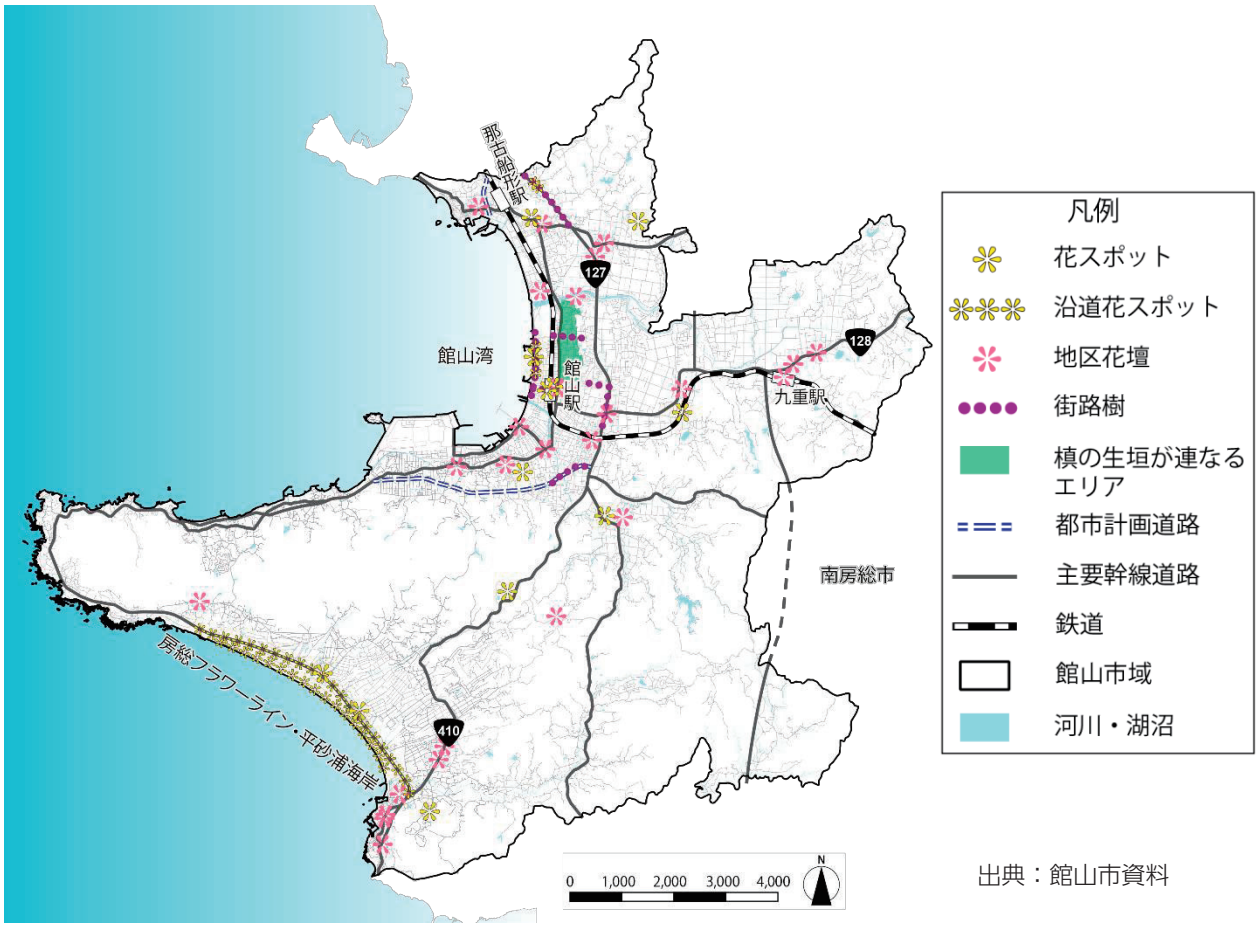

出典：館山市資料

（4）街並みの様子（景観を構成している要素別）

①海岸沿い

- 館山湾に面して、北条海岸が広がり、遠浅で砂浜と松林があったことから、海水浴場として明治時代から親しまれています。ヨットやウィンドサーフィン、SUP（スタンドアップパドルボート）などのマリンスポーツも盛んで、海岸沿いの賑わいにつながっています。北条海岸からは富士山を眺めることもできるほか、館山湾に沈む夕日は、あたり一面をオレンジ色に染め、その光景は格別です。
- 洲埼灯台は、富士山や伊豆大島、三浦半島などを眺めることができる視点場です。「恋人の聖地 鏡ヶ浦から富士の見えるまち館山」にも認定され、デートスポットになっています。
- 館山下町交差点から南房総市和田町までの約 46 kmの海岸線を房総フラワーラインと呼び、1 年中、季節の花が道沿いを彩っています。

②丘陵地

- 常緑広葉樹のスタジイやタブノキ等からなる暖帯林が茂り、冬でも豊かな緑色の景観を楽しむことができます。特に、4月末頃からはマテバシイの若芽が輝き出し、新緑の丘陵が美しくなります。
- 丘陵地からは海、田園、富士山などを俯瞰して眺めることができます。

③農村

- 田園が広がる地域では、海まで高い建物や丘陵地がなく、対岸の富士山を眺めることができます。
- キジなどの野鳥に出会えるほか、周辺に夜間照明が少ないことから、きれいな星空を見ることができます。
- レタスやイチゴなどの畑では、防蛾灯や補光により独特の良い夜景を創りだしています。
- 堰の周りには桜が植えられているなど、季節を感じる景色を眺めることができます。
- 有害鳥獣が山から農地や民家の近くまで来るようになりました。また、最近では休耕地や耕作放棄地、空き家が増えてきており、農村、集落の景色が失われる懸念があります。

④漁港周辺

- 船形や西岬、富崎は、昔から漁業が盛んな地域です。平地が少ないことから、漁港を中心に家が集まり、海岸段丘[4]に漁村集落が形成されているのが特徴です。
- 漁港周辺では、良好な海の景色、漁業の活気、後背に迫る傾斜地や丘陵地などが相まって、ドラマのロケに使われるほどのすばらしい景色を残しています。

4 海岸段丘：過去の海底が相対的に隆起して形成された、階段状の地形。

図　道路網

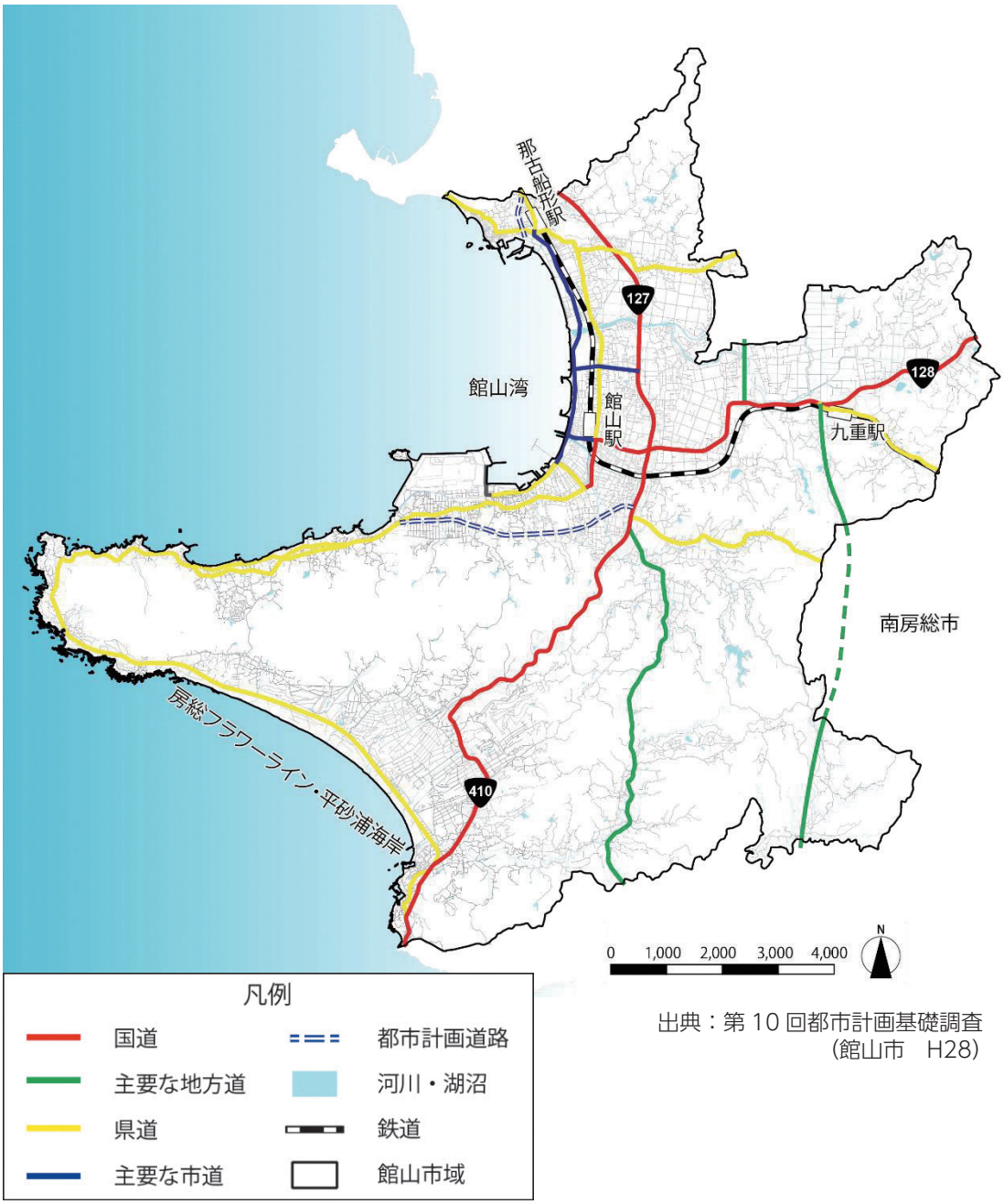

出典：第 10 回都市計画基礎調査
（館山市　H28）

⑤幹線道路沿道

・国道 127 号、128 号沿いには、商業施設が立地し、建物、屋外広告物等により、賑やかな景観を形成しています。
・国道 127 号沿いには街路樹としてヤシの木が植えられており、温暖な海沿いの都市のイメージを形成し、訪れる人にとって魅力ある景観づくりにつながっています。北条小学校付近では、道路に沿って遮音壁及び植樹帯が設けられています。温かみのある石積みの壁とヤシやソテツが調和し、遮音機能だけでなく、沿道の雰囲気づくりにつながっています。

⑥中心商業地

・館山駅を中心に商店街が広がっています。
・特に、館山駅西口では、土地区画整理事業をきっかけに、個性ある住みよいまちづくりを実現するため、地域住民が中心となり南欧風の街並みづくりに取り組んでいます。館山駅舎や西口駅前広場なども含め、街並みを統一しました。
・館山駅東口には古くから商店街が形成されています。最近ではかつての活気が失われつつあり、建物は建築当時のまま、古い街の面影が残っています。
・その他にも、古い蔵造りの店舗等があり、関東大震災後の大正末期から昭和初期の面影を感じることができます。

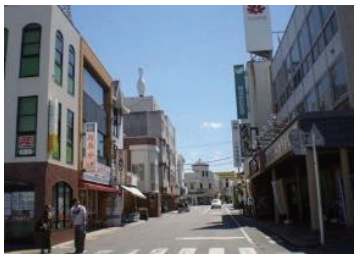

⑦住宅地、集落地

・市内では、敷地を槇の生垣で囲む住宅が特徴的です。特に八幡地区の周辺では、よく手入れが行き届いた槇の生垣が連なり、美しい集落景観を形成しています。中には、高さ５ｍを超えるものがあり、見応えがあります。
・近年、古民家をリノベーションしたレストランなどが増えてきました。街の魅力ある景観づくりや賑わい創出につながっています。

図　用途地域

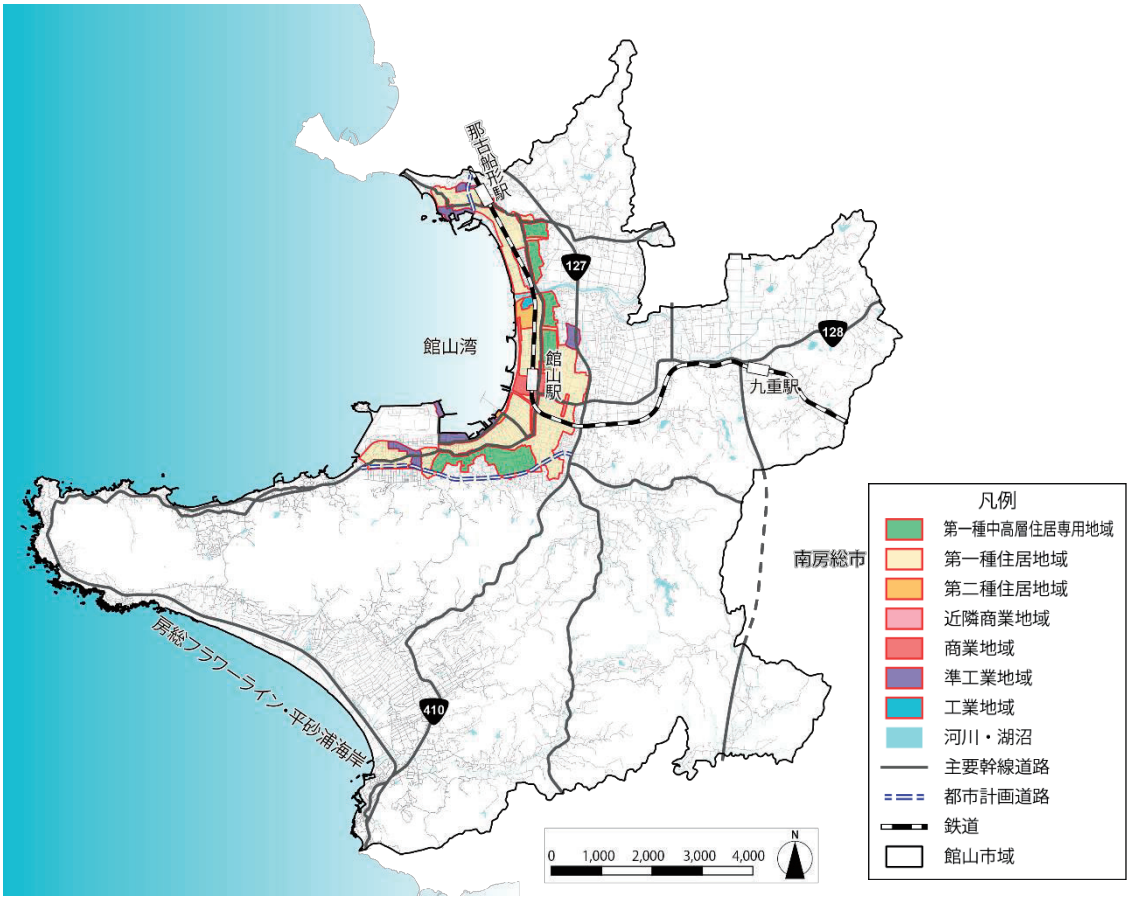

出典：第 10 回都市計画基礎調査（館山市　H28）

図　館山市街並み景観形成要綱指導地区

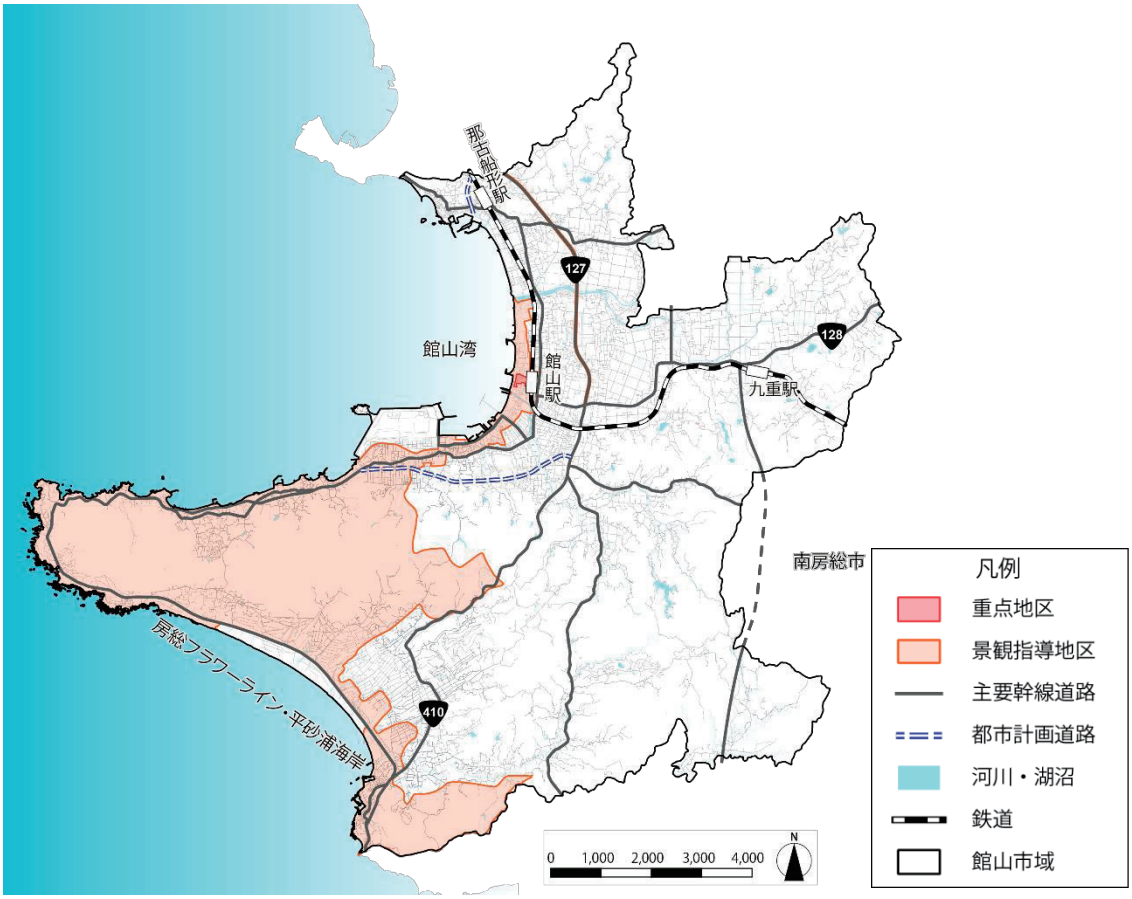

出典：第 10 回都市計画基礎調査（館山市　H28）

(5) 地域の祭事・活動

①お祭り

・無形民俗文化財として指定されたお祭りが多くあります。中でも「茂名の里芋祭り」は国指定の重要無形民俗文化財となっており、館山市のみならず国を代表する特徴的なお祭りです。

茂名の里芋祭り

鶴谷八幡宮例大祭

神余日吉神社のかっこ舞

表　館山市内の主なお祭り

月		地区・神社等	無形文化財への指定状況
1	洲宮神社御田植神事	洲宮・洲宮神社	①市指定無形民俗文化財
	厳島神社の湯立神事	西川名・厳島神社	②市指定無形民俗文化財
	古茂口獅子神楽	古茂口・日枝神社	③市指定無形民俗文化財
	洲崎のミノコオドリ	洲崎・洲崎神社	④県指定無形民俗文化財
	鶴谷八幡宮の筒粥神事	八幡・鶴谷八幡宮	⑤市指定無形民俗文化財
2	茂名の里芋祭り	茂名・十二所神社	⑥重要無形民俗文化財
	山荻神社の筒粥神事	山荻・山荻神社	⑦市指定無形民俗文化財
3	曳船祭り	相浜・相浜神社	—
7	波左間区祭礼 南房総地方のミノコオドリ	波左間・諏訪神社 波左間 / 南房総市千倉町川口	⑧国記録選択文化財
	川崎区祭礼	川崎・八雲神社	—
	伊戸区祭礼	伊戸・八坂神社	—
	西岬地区祭礼 海南刀切神社かっこ舞 船越鉈切神社かっこ舞	香・浅間神社 塩見・御嶽神社 見物・海南刀切神社 浜田・船越鉈切神社	⑨市指定無形民俗文化財 ⑩市指定無形民俗文化財
	布良区祭礼	布良・布良崎神社	—
	那古地区祭礼	那古・那古寺	—
	長須賀地区祭礼	長須賀・熊野神社	—
	神余区 神余日吉神社のかっこ舞	神余・日吉神社 神余日吉神社のかっこ舞保存会	⑪市指定無形民俗文化財
	船形地区祭礼	船形・諏訪神社	—
8	館山地区祭礼 新井の御船歌 柏崎の御船歌	館山・館山神社 柏崎・国司神社	⑫市指定無形民俗文化財 ⑬市指定無形民俗文化財
	安房神社祭礼 藤原神社獅子神楽	大神宮・安房神社 藤原・藤原神社	⑭市指定無形民俗文化財
	洲崎神社祭礼 洲崎のミノコオドリ（再掲）	洲崎・洲崎神社 洲崎・洲崎神社	（再掲）県指定無形民俗文化財
9	鶴谷八幡宮例大祭	八幡・鶴谷八幡宮	⑮県指定無形民俗文化財
	正木地区祭礼	正木・諏訪神社	—
10	国中の祭り	亀ヶ原・八幡神社　他	—
	豊房地区祭礼 古茂口獅子神楽	出野尾・十二社神社　他 古茂口・日枝神社 古茂口・古茂口獅子舞保存会	⑯市指定無形民俗文化財
11	房総のミカリ習俗	洲宮神社	⑰県記録選択文化財

出典：館山市の文化財、館山市 PR 冊子

②地区のコミュニティ活動

・館山市では、昭和 53 年以降、各地区にコミュニティ委員会（概ね小学校区）「地域コミュニティ」が発足し、行政との相互の調整機関として館山市コミュニティ連絡協議会も設置され、総合的なコミュニティ施策の推進を図ってきました。
・現在では、地区コミュニティ委員会により、地域の人々のふれあいイベント、健康づくり、環境美化運動、自主防災活動の推進などのコミュニティ活動が行われています。

表　「地域コミュニティ」の主な行事

地区	主な行事
館山地区	・学習会・講演会の開催（対象…コミュニティ委員・地域委員・区長）
	・コミュニティのつどい（芸能祭）開催
	・子供見守り隊への全面協力
北条地区	・広報紙の発行
	・コミュニティ芸能祭の開催
	・地域事業に関する町内要望の取りまとめ
那古地区	・花いっぱい運動の実施（地区花壇に苗の植栽,除草,消毒）
	・歩け歩け大会・ソフトボール大会の開催
	・危険箇所のチェック看板設置（防災）
船形地区	・芸能祭の開催
	・川から海への浄化運動の推進
	・保健推進事業の実施
西岬地区	・西岬小学校（幼稚園・保育園含む）との合同運動会の開催
	・西岬小学校の子ども駅伝大会でのもちつき大会への協賛
	・視察研修会の実施
神戸地区	・球技大会の開催
	・花いっぱい運動の実施（地区花壇に苗の植栽,除草,消毒）
富崎地区	・富崎地区公民館との共催事業
	・地区民参加によるレクリエーション大会
	・旧富崎小学校体育館ワックスがけ,その他校庭草刈等
豊房神余地区	・軽スポーツ大会の実施
	・学習会,研修視察等による委員研修の充実
	・コミュニティのつどいの開催
館野地区	・芸能祭の開催
	・親善球技大会の開催
	・館野・九重親善バレーボール大会の開催
九重地区	・文化芸能まつりの開催
	・夕涼みのつどいの開催
	・館野・九重親善バレーボール大会の開催
各地区共通	・市内一斉清掃実施

出典：館山市資料

③市民等による花のまちづくりの推進

・町内会や各種団体等と行政が協働して花の植栽やガーデニングコンテスト・教室に取り組んでおり、彩りのある街並み景観を形成しています。
・花のまちづくりの取組みの1つとして、市が花の苗を提供し、様々な団体が植栽や管理を行っている地区花壇があり、四季折々の花が観賞できるようマリーゴールド・ポーチュラカ・パンジー等の花を植栽しています。

表　地区花壇

No	名称	植栽場所	実施団体
1	渚の駅前県道沿	館山市北条1564-1	家庭倫理の会 房総
2	下町商店街（全体）	下町商店街内各所	館山市商店街協同組合
3	館山地区公民館	館山市館山305-1	館山地区公民館職員
4	豊津ホール	館山市宮城192-2	豊津ホール職員
5	館山銀座商店街	県道館山富浦線・館山銀座通り全体	銀座商店街振興組合
6	長須賀第八町内会館	館山市下真倉530-43	長須賀第8町内会
7	菜の花ホール	館山市北条1735	菜の花ホール職員
8	湊老人福祉センター	館山市湊288-88	老人福祉センター職員
9	南総文化ホール入口	館山市北条740-1	家庭倫理の会 房総
10	正木向県道沿	館山市正木2052	正木向町内会
11	正木バイパス沿い花壇	館山市正木1900-4	正木上百寿会
12	市民運動場	館山市正木1206-4	那古地区コミュニティ委員会
13	那古寺境内	館山市那古672-1	那古地区コミュニティ委員会
14	神戸地区公民館	館山市犬石1496-1	神戸地区コミュニティ委員会
15	松崎石油前交差点	館山市犬石179	蒲生老人会
16	安房自然村入口	館山市布良600	布良長寿会
17	楫取神社	館山市相浜281-1	二斗田区
18	相浜神社	館山市相浜42	二斗田区
19	出野尾福祉センター入口	館山市出野尾547	出野尾長寿会
20	豊房地区公民館	館山市大戸254-1	豊房地区公民館職員
21	九重駅前ロータリー	館山市二子93	大堀地区花クラブ
22	二子国道沿	館山市二子385-2	大堀地区花クラブ
23	富崎地区公民館	館山市大神宮272-1	富崎地区公民館職員
24	館野地区公民館	館山市国分27	館野地区公民館職員
25	九重地区公民館	館山市薗268-1	九重地区公民館職員
26	船形地区公民館	館山市船形405-2	船形地区公民館職員
27	西岬地区公民館（分館）	館山市伊戸2503	西岬地区公民館職員

出典：館山市資料

図　花のまちづくり活動の分布図

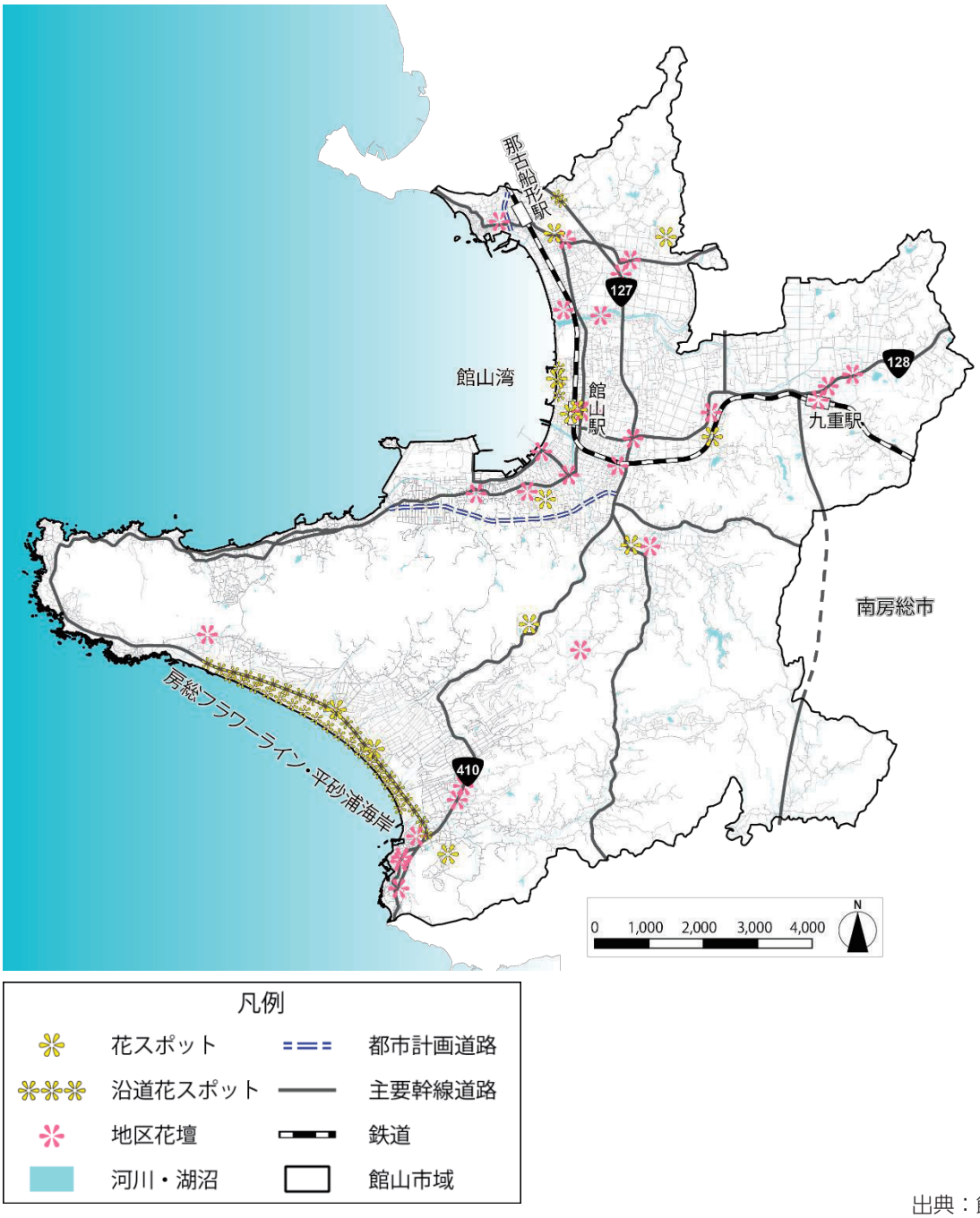

出典：館山市資料

第3章

館山市が目指す景観まちづくり

第３章　館山市が目指す景観まちづくり

1　景観まちづくりの目標

景観まちづくりの目標に向けて、市民、事業者、行政の協働のもとに、以下のような姿勢で取組むことが求められます。

まず、穏やかで豊かな海を臨む視点場からの眺めや、先人が大切に残してくれた里山の田園風景、また八幡地区を中心に館山らしい景観を醸し出している槇の生垣の美しさなど、これまで当たり前に守られてきた景観を今後も守り、未来に継承していくことが大切です。

また、高齢化や人口減少などに伴い、丘陵地や農地では手入れが行き届かない状況です。こうした手入れの行き届かない丘陵地や農地のほか、空き家や空き地、商店街の魅力低下、集落地の狭あいな道路などについては、次世代に館山を継承していくために修復しながら改善していくことが求められます。

さらに、花が咲き誇る街並み、海洋性リゾートタウンの明るく開放的な街並み、ヤシの並木や古民家をリノベーションしたレストランなどは、若い世代を中心に館山の魅力として捉えられています。今後、今以上に愛される景観にしていくためにも、新しい魅力を創っていくことも必要だと考えています。

館山市における「景観」とは

館山における景観は、房総半島の先端という海に囲まれた風土を基盤に、先人達の営みが歴史を刻み、その蓄積によって立ち現れています。

視覚的に認識できる表層のみならず、それを表出させている歴史文化や生活文化などの不可視・無形の深層からなり、景観は両者の相互関係によって成り立っています。

現代を生きる私たちは、館山という地に家を建て、花を植え、地域に伝わる祭りを楽しみながら暮らしています。私たちがどのように家を建てるか、花を植えるか、地域活動をつなげるか。このふるまい方の蓄積は、未来の館山の景観に立ち現れると考えます。

2 景観まちづくりの方針

景観まちづくりの目標実現に向けて取り組む景観まちづくりの基本方針（景観法第8条第3項関係）を示します。

地域独自の景観は、地形や気候などの自然環境が創り出す「風土」をベースに、そこで生活する「人々の営みやふるまい」が合わさることで形成されていきます。

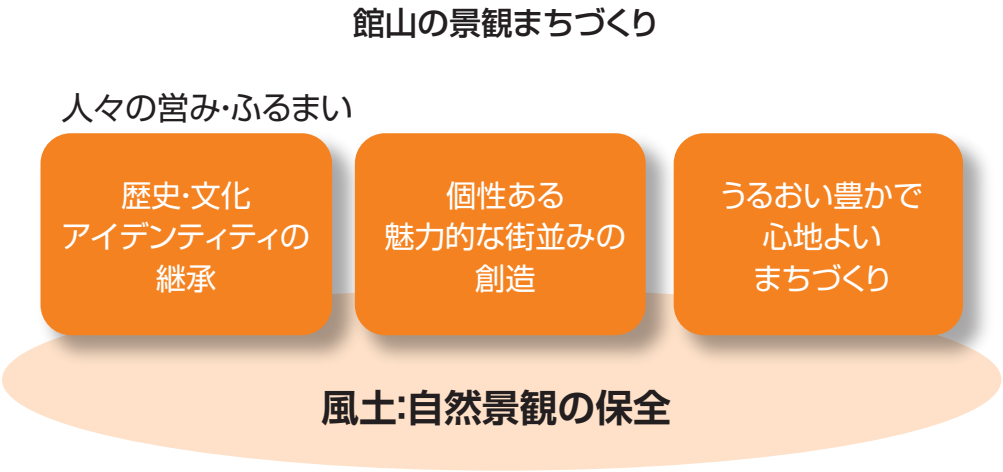

「風土景観の保全」に関する方針

基本方針-1　館山の原風景となるふるさとの自然景観を保全

①館山市の骨格となる海辺の自然景観と海洋資源を保全します。

<代表的な取組み>

・海岸線の保全
・サンゴなど海洋生物の保全
・クロマツ林など保安林の保全
・海岸沿いの清掃や花植えなどの美化活動の推進

②豊かな自然環境、動植物等の生態系に恵まれた山林を保全します。

<代表的な取組み>

・樹木の間伐、補植
・植生の継承
・野生動物、野鳥が住み続けられる環境維持

③地域のシンボルとなり印象的な森林や丘陵地を保全します。

<代表的な取組み>

・丘陵地の山頂、稜線等の保全
・森林、丘陵地への眺望の保全

「人々の営み・ふるまい」に関する方針

基本方針-2　地域に残る景観資源を活かし、館山のアイデンティティを継承

①農地を中心とした、人々の暮らし、息遣いを感じる里山・田園景観を維持します。

<代表的な取組み>

・農業に配慮した景観維持
・耕作放棄地、荒地、雑草等の適切な管理
・周辺の自然環境に配慮した建築物、工作物の大きさ、色彩等の誘導
・イノシシ対策など、庁内連携、広域連携による取り組み

②海とともに生きてきた漁業のまちのイメージにつながる、漁港の活気ある景観や漁村の味わいある景観を維持します。

<代表的な取組み>

・漁港及びその周辺地域の景観維持

③雄大な景色を眺めることのできる視点場を確保します。

<代表的な取組み>

・高台などからの海、田園への眺望を保全
・眺望を阻害する建築物、工作物等への制限
・視点場となる場所の整備

④八幡地区を中心に広がる槇の生垣が連なる街並みを維持・継承します。

<代表的な取組み>

・槇の生け垣の保全に向けた適切な管理の推進
・生け垣剪定に関する技術の伝承
・槇の生垣の推奨の一環として、PR活動の実施及び助成に関する検討

⑤地域のシンボルとなる歴史的資源を発掘・継承・保全します。

<代表的な取組み>

・文化財、巨樹・古木、その他の歴史資源を認識し、後世へ継承
・歴史資源の周辺地域では、配慮した街並みの保全

⑥先人から受け継いだ「祭り」を後世に残すため、舞台となる街並みと地域コミュニティを維持・継承します。

<代表的な取組み>

・伝統的な祭りの継承に配慮した、周辺地域での建築物、工作物の大きさ、色彩の誘導
・地域の祭りや伝統芸能を、将来に引き継いでいく景観として保全
・四季折々のイベント等の機会の継続・充実

基本方針-3　個性ある魅力的な街並みを創造

①南房総-館山を演出する、一年中花が咲き誇る街並みを維持・創出します。

<代表的な取組み>

・町内会や各種団体と行政との協働による花のまちづくり
・地区花壇への植栽、管理の推奨
・庭先等への植栽の推奨

②市内に点在する古民家や蔵などを活用し、観光資源ともなる新しい魅力を創造します。

<代表的な取組み>

・古民家や蔵の認識
・古民家や蔵の再生、リノベーションによる有効活用

③来訪者のアプローチにふさわしい、館山の玄関口となる沿道景観を誘導します。

<代表的な取組み>

・海辺の街を想起するような街並みの誘導
・背景の田園や丘陵地と調和した建築物の誘導
・沿道の景観阻害要因となる工作物や空き家・空き地、雑草等への対策

④黒潮による温暖な気候を活かし、非日常が味わえる魅力的な街並みを形成します。

<代表的な取組み>

・歩いて楽しいうるおいのある街並みを形成
・観光ルートや海洋リゾート拠点としての街並みを形成
・海への眺望に配慮した建築物等の誘導

⑤館山駅西口地区の南欧風の街並みを保全・活用します。

<代表的な取組み>

・南欧風の街並みの保全・活用
・高速バスなどの公共交通の乗り入れを検討することにより、館山駅西口の街並みを来訪者に見てもらう機会を創出する。

基本方針-4　館山らしさを活かしながら、うるおい豊かで心地よいまちづくりを推進

①館山駅東口商店街のにぎわい景観を再生します。

<代表的な取組み>

・中心商業地域にふさわしい賑わいと風格のある街並みを形成
・歩いて楽しい潤いのある街並みを形成

②空き家、空き地の適切な管理と利活用方策を検討します。

<代表的な取組み>

・空き家・空き地の把握及び所有者への働きかけ
・空き家・空き地の利活用の啓発

③緑豊かで安心して歩ける、身近な歩行環境の改善と快適な街並みを形成します。

<代表的な取組み>

・道路整備と合わせた無電柱化
・夜間でも安心して歩けるよう街路灯などの整備
・街路樹や花による彩りを加えながら、緑豊かな景観を形成
・壁面後退（1階部分）などによる歩行空間の確保

第4章

身近なコミュニティの景観まちづくり

第4章　身近なコミュニティの景観まちづくり

1　景観特性によるゾーン区分の考え方

・館山市では、先人たちの営みにより刻まれてきた歴史や、生活の文化圏が異なる10の地域コミュニティごとに個性豊かな景観が形成されています。また、主に地形や土地利用などの景観特性により、6つのゾーンと景観軸に区分することができます。
・これらの景観特性を守り・育て、後世へ継承していくため、10地区ごとにゾーン別景観まちづくりの方針を示します。

表　ゾーン区分

ゾーン		構成する主な地区など	概要
海辺景観	海辺ゾーン	・北条海岸 ・沖ノ島 ・平砂浦海岸	○鏡ヶ浦という美称を誇り、波の穏やかな館山湾に面した北条海岸、原生林が植生する沖ノ島、美しい白砂が広がる平砂浦海岸を中心とした海辺のエリア。 ○特に夏は、海水浴やマリンスポーツを楽しむ人でにぎわう様子を望むことができ、海に囲まれた本市の重要な景観構成要素となっている。
海辺景観	漁村集落ゾーン	・富崎漁港（布良・相浜） ・船形漁港 など	○まぐろの延縄漁業の発祥地である布良など、海と共に育まれてきた生活・生業が特に根付いている、漁港と一体になった集落エリア。 ○海辺の景観と並び、本市の特徴的な景観であるが、漁業従事者の減少等により漁村の活気が低下しており、景観による魅力づくりが求められる。
平地景観	中心商業ゾーン	・館山駅西口 ・館山駅東口（銀座商店街）	○館山市のシンボルである館山駅を中心とした商業地で、事業所と住宅が混在するエリア。 ○特に館山駅東口において、空き店舗が目立つことから、景観的な配慮が求められる。
平地景観	住宅地ゾーン	・館山地区 ・北条地区 ・那古地区など	○本市の中心部にあり、戦国時代に里見氏によって築かれた館山城周辺のエリア。 ○特に八幡は、鶴谷八幡宮周辺の住宅地であり、千葉県の木に選定されている槇の生垣の連なりが美しく、迫力のある街並みが特徴的なエリア。 ○那古寺の門前町として栄えていた市街地エリア。
山地景観	丘陵ゾーン	・東西に伸びる丘陵 ・大山	○大山から東に向かって、マテバシイなどの常緑樹からなる丘陵地が広がっており、緑豊かなエリア。 ○近年、山の管理が行き届いていない。
山地景観	農村集落ゾーン	・那古地区 ・西岬地区 ・神戸地区 ・豊房地区 ・館野地区 ・九重地区	○稲作や花づくりなどの農業が営まれている里山が広がるエリア。 ○農業の後継者不足などにより、休耕地や耕作放棄地が増加している。
骨格景観	沿道景観軸	・国道127号 ・国道128号 ・房総フラワーライン	○国道127号、128号を中心とした主要幹線沿いのエリア。特に、国道127号沿いは街路樹としてヤシが植樹されており、館山市の玄関口として、開放的なイメージを形成している。 ○「日本の道百選」に選ばれた房総フラワーラインは、四季折々の花で彩られた沿道景観が形成されている。

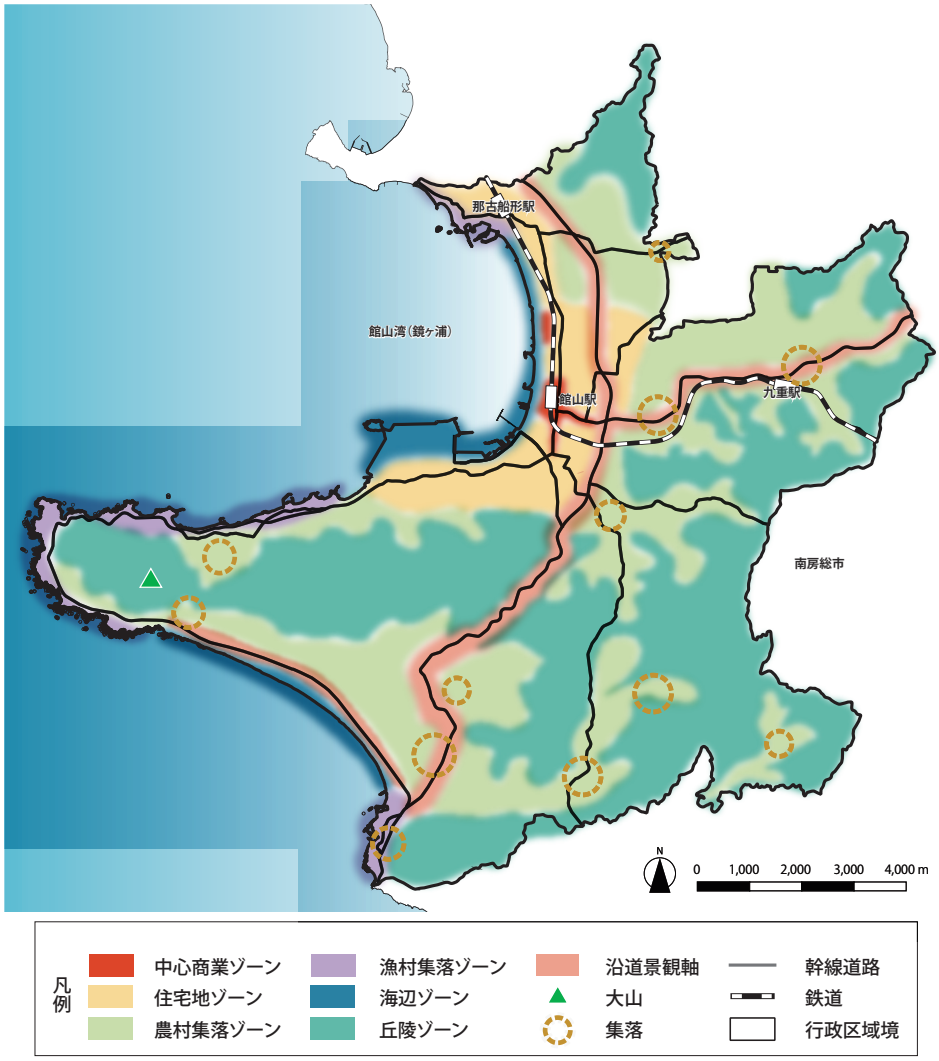

図　ゾーン別景観形成の全体方針

表　ゾーンごとの景観形成の考え方

ゾーン	景観形成の考え方
海辺ゾーン	・うるおいと親しみのある海辺のまちを象徴する景観形成を目指します。 ・白い砂浜、青い海、咲き誇る花々が映える海辺の景観形成を目指します。
漁村集落ゾーン	・海と共に育まれた生活や営みが醸し出す漁村集落の景観形成を目指します。
中心商業ゾーン	・館山市の中心部として、個性を活かした賑わいと魅力ある景観形成を目指します。 ・館山市のシンボルである館山駅を中心に、市民や観光客が歩いて楽しい、魅力ある商業地の景観形成を目指します。
住宅地ゾーン	・生活の場として、快適でやすらぎが感じられる景観形成を目指します。 ・生垣の連なりをはじめとした、緑のうるおいがある心地よい住宅地の景観形成を目指します。
丘陵ゾーン	・豊かな丘陵地と農地などの緑が織り成す景観を保全します。 ・自然と共生し、緑豊かな丘陵地のダイナミックな景観形成を目指します。
農村集落ゾーン	・自然と調和し、地域の文化・伝統が醸し出す農村集落の景観形成を目指します。
沿道景観軸	・市外からの来訪者も多く利用する主要幹線道路沿いで、温暖で開放的な“館山らしい”景観形成を目指します。

2 ゾーン別景観まちづくりの方針

・「1．景観特性によるゾーン区分の考え方」に基づき、以下の10地区ごとに、ゾーン別景観まちづくりの方針を示します。

（1）館山地区

●地区の概要●

市域の中央部に位置し、近世以降、水産基地として繁栄した館山地区では、戦国大名里見氏が居城する館山城を中心に築かれた城下町で、寺院が多いのが特徴です。

また、館山湾に面した港町でもあり、『館山夕日桟橋』、『“渚の駅”たてやま』付近では、港町の賑わいある景観を望むことができます。

●ゾーン別景観形成の方針●

ゾーン	景観形成の方針
海辺ゾーン	**○豊かな自然資源と海辺の景観の保全** ・豊かな原生林が植生し、サンゴの北限域でもある『沖ノ島』について、自然公園法等に基づいた適正な保全に努めます。 **○海とともに育まれた港の魅力を発信** ・交流拠点施設『“渚の駅”たてやま』や桟橋形式としては日本一長い桟橋『館山夕日桟橋』など、多くの人が訪れる公共施設をはじめ、色彩等に配慮し海辺にふさわしい景観づくりの推進に努めます。 ・港におけるイベントの充実及び船のある風景等の写真映えする風景づくりにより、SNS等を活用した情報発信を促進し、活気ある港の景観まちづくりを推進します。 ・住民主体の美化活動などにより、美しい海辺景観の維持に努めます。
住宅地ゾーン	**○城下町の趣を感じさせる街並みづくり** ・建築物等について城下町の趣を感じさせるしつらえや、生垣、屋敷林を継承した街並みづくりを目指します。 **○城山の眺望景観の保全と創出** ・城山周辺の建築物等については、城山からの眺望を阻害しないよう、規模･高さ、色彩等への配慮を促進します。 ・四季の花が咲き誇る城山の適正な維持・管理により、城山周辺から城山への眺望景観を保全します。 ・館山城をライトアップすることで、魅力的な夜間景観を創出します。
農村集落ゾーン	**○緑豊かで落ち着きのある集落景観の維持** ・建築物等の形態や色彩の工夫、緑化の充実により、田園との調和を図ります。
丘陵ゾーン	**○森林景観の保全** ・森林等の育成・手入れに努め、景観に影響を及ぼすおそれがある行為について、適切な誘導を図ります。
沿道景観軸 （国道410号）	**○まちの骨格となる沿道景観の形成** ・街路樹や花の植栽などの充実による緑化・修景を図り、沿道の魅力向上に努めます。

●景観形成の方針図●

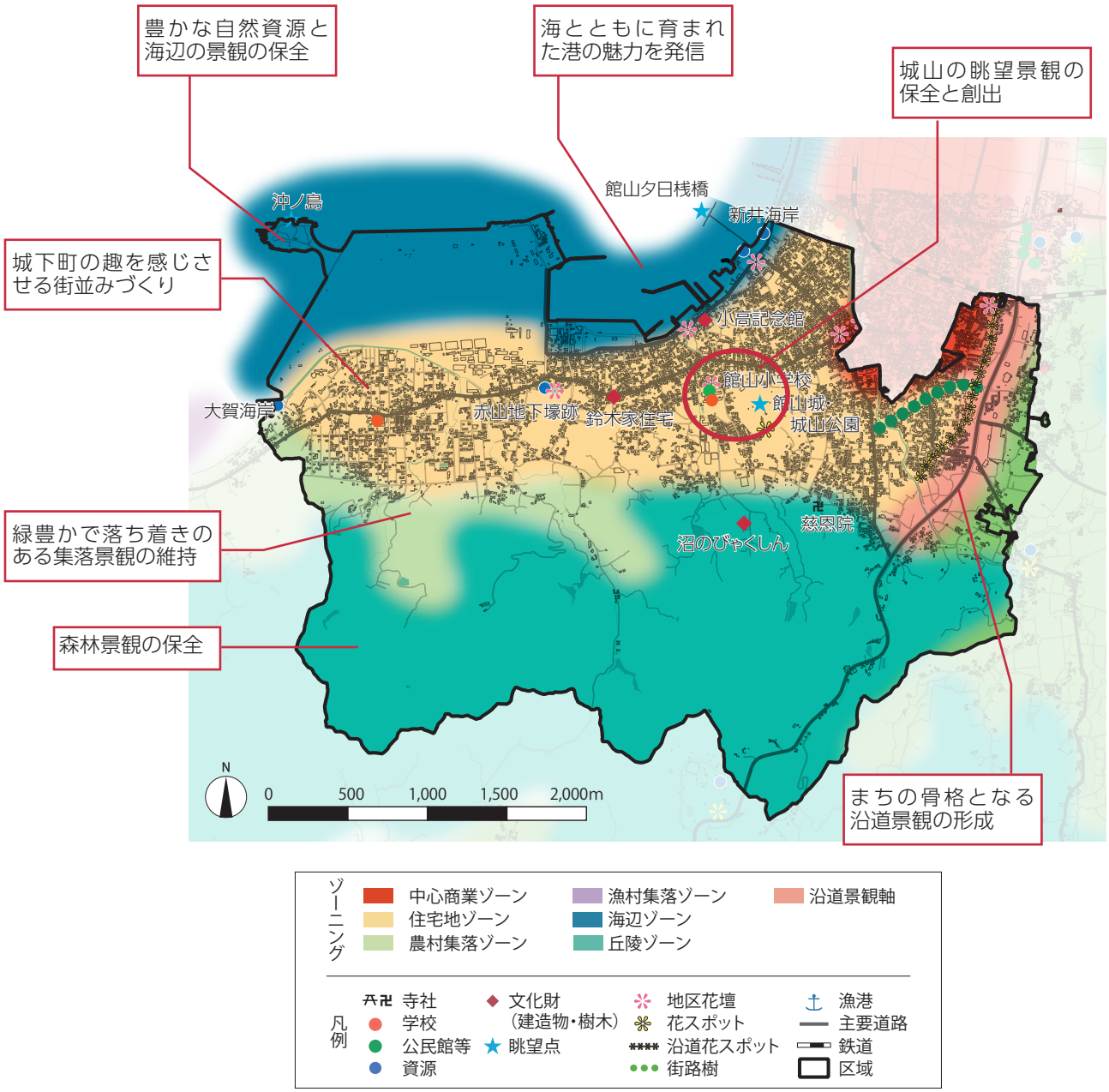

●景観形成につながる取組●

行　政	市民・団体・事業者
・建築物等の形態や色彩の規制・誘導による、地区景観の保全 ・地区の清掃や美化活動への支援 ・地区のシンボルとなる自然景観や建築物等の保全 ・赤山などを眺望点として整備の検討	・地区の景観に馴染んだ建築物等の建築 ・海辺や河川、沿道、公園、空き地などの清掃や美化活動 ・空き家や空き地などの適正な管理、活用 ・地域のイベントや祭りの実施 ・景観意識醸成のための勉強会の開催

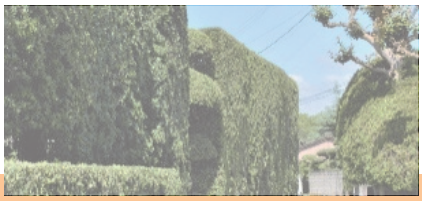
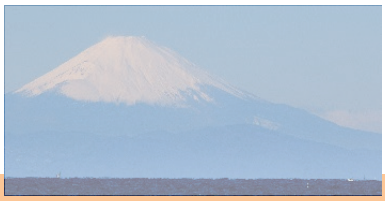

（2）北条地区

●地区の概要●

平久里川と汐入川、館山湾に囲まれた平野部に位置している北条地区では、安房の中心・玄関口として発展してきました。鉄道開通後、館山駅を中心に商店街や住宅地が広がり、特徴のある景観が多くみられます。

●ゾーン別景観形成の方針●

ゾーン	景観形成の方針
海辺ゾーン	**○鏡ヶ浦からの眺望景観の保全** ・多くの人が訪れるエリアであることから、周囲に配慮した建築物等の形態や色彩の工夫により、統一感のある街並みづくりを目指します。 **○シンボルロードの維持・活用** ・海辺の賑わい空間を創出するため、シンボルロードの維持活用に努めます。
住宅地ゾーン	**○槇の生垣が連なる文化的景観の維持・保全** ・槇の生垣が特に美しく迫力のある街並みを形成している八幡地区では、生垣の適正な管理を促進し、安房地域に根付いてきた文化的景観の維持・保全に努めます。 **○自然環境と調和した花と緑が豊かな住宅地景観の形成** ・周囲に配慮した建築物の形態や色彩、花や緑化により、緑豊かな景観の形成に努めます。 **○古くから残る建築物の保全による魅力あるまちづくり** ・長須賀地区や周辺の南町・新宿地区において、古くから残る建築物の保全に努め、レトロで親しみのある雰囲気を継承するとともに、賑わいの創出にも努めます。
中心商業ゾーン	**○おもてなしと賑わいの空間づくり** ・道路や歩行者空間の景観整備や電線類の地中化などを検討し、館山市の顔としてふさわしいおもてなしの心遣いと、商業地としての賑わいある空間づくりを目指します。 ・館山駅東口周辺は、館山駅西口とは対照的にレトロで親しみのある雰囲気を継承しつつ、建築物等の形態や色彩の工夫により統一感のある街並みづくりを目指します。 ・空き家や空き店舗を活用し、館山で起業や創業したいと考えている人とマッチングさせる「リノベーションまちづくり」に取り組み、商店街の活性化に繋げます。 **○温かく開放的なまちなみの維持・活用** ・館山駅西口地区周辺は、海洋性リゾートタウンを目指した個性ある南欧風の街並みを維持・活用し、観光資源として洗練された街並みへと磨きをかけます。
農村集落ゾーン	**○良好な田園集落景観の形成** ・建築物等の形態や色彩の工夫、緑化の充実により、背後に広がる優良農地との調和を図ります。
沿道景観軸 （館山バイパス）	**○シンボリックな沿道景観の形成** ・沿道に連立する商業施設の色彩等の配慮を促進し、屋外広告物の適正な誘導や、ヤシ等の街路樹により温かく開放的な雰囲気を演出し、賑わいを感じさせつつ、秩序ある沿道景観の形成に努めます。

●景観形成の方針図●

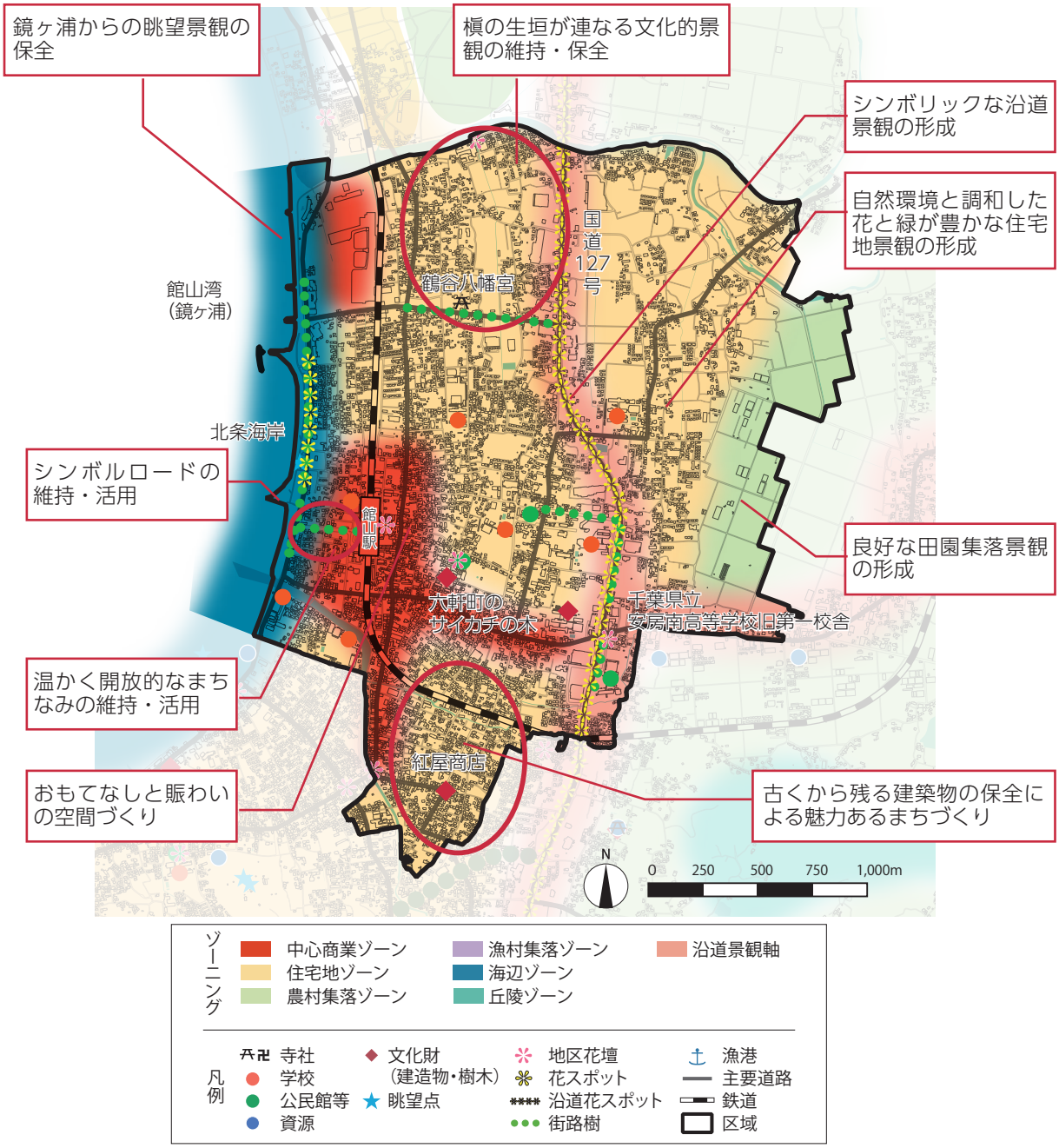

●景観形成につながる取組●

行　政	市民・団体・事業者
・建築物等の形態や色彩の規制・誘導による、地区景観の保全 ・地区の清掃や美化活動への支援 ・地区のシンボルとなる自然景観や建築物等の保全 ・歩いて巡れるような歩道の整備 ・槇の生垣づくり・維持への支援等の検討	・地区の景観に馴染んだ建築物等の建築 ・海辺や河川、沿道、公園、空き地などの清掃や美化活動 ・空き家や空き地などの適正な管理、活用 ・槇の生垣づくりや緑化の推進 ・地域のイベントや祭りの実施

（3）那古地区

●地区の概要●

古くから、広く観音様への信仰を集めた那古寺の参拝客で賑わっていた那古地区は、那古寺の門前町として栄えた市街地が広がっています。南側は平地、北側は山地で稲作を中心に野菜や酪農、果樹栽培などが行われる農村景観が見られます。

●ゾーン別景観形成の方針●

ゾーン	景観形成の方針
海辺ゾーン	**○巡って楽しい街並みづくり** ・平久里川によって分断されている海岸沿いを、散策路やサイクリングロードの整備などにより、船形漁港から館山港をつなぎ、回遊性のある街並みづくりを目指します。
住宅地ゾーン	**○那古寺の雰囲気に馴染んだ街並みづくり** ・建築物等を和風の形態や、色彩に配慮するなど、那古寺の雰囲気に馴染んだ街並みづくりを促進します。 **○那古山からの眺望景観の保全** ・那古山頂から鏡ヶ浦を一望できることから、眺望景観に影響を及ぼすおそれがある行為について、適切な誘導を図ります。 ・眺望点として更なる整備をすることを検討します。
農村集落ゾーン	**○森林と調和した集落景観の形成** ・建築物等の形態や色彩の工夫などにより、本市指定天然記念物である那古山の自然林をはじめとする、森林に配慮した集落景観の形成に努めます。
丘陵ゾーン	**○農のある風景の保全** ・農地の適正な管理により、農業の営みにより形成される風景を保全します。 ・森林等の育成・手入れに努め、景観に影響を及ぼすおそれがある行為について適切な誘導を図り、館山市の景観の背景として重要な景観構成要素である森林景観の保全に努めます。
沿道景観軸 (国道127号)	**○館山市の玄関口として、おもてなしの景観づくり** ・ヤシ等の街路樹や花の植栽により、温暖で開放的な館山らしい景観を演出し、おもてなしの景観づくりを推進します。 ・館山市の玄関口として、沿道の商業施設における色彩等の配慮を促進し、屋外広告物の適切な誘導を図ります。

●景観形成の方針図●

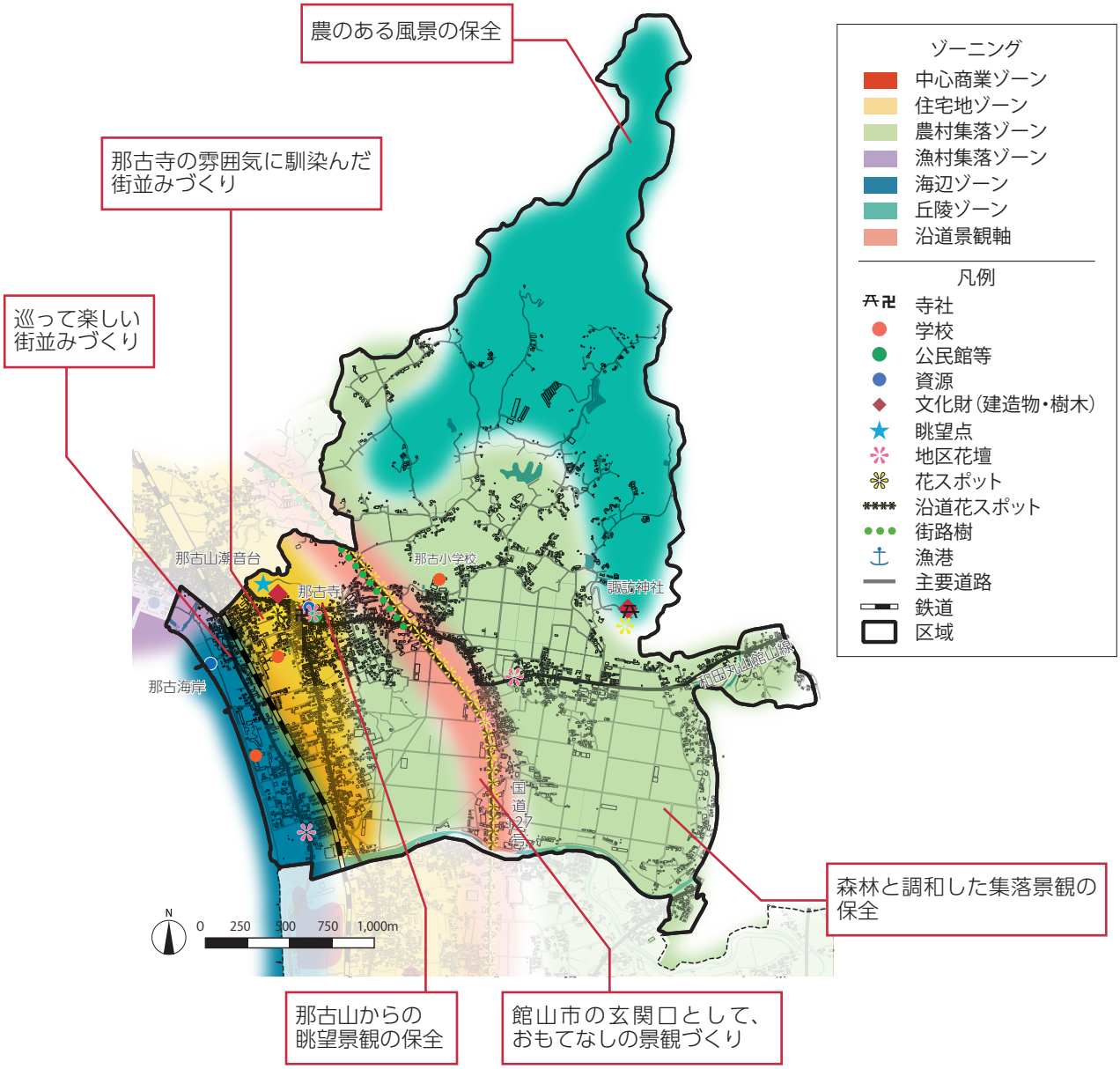

●景観形成につながる取組●

行　政	市民・団体・事業者
・建築物等の形態や色彩の規制・誘導による、地区景観の保全 ・地区の清掃や美化活動への支援 ・地区のシンボルとなる自然景観や建築物等の保全 ・那古山などを眺望点として整備の検討	・地区の景観に馴染んだ建築物等の建築 ・海辺や河川、沿道、公園、空き地などの清掃や美化活動 ・空き家や空き地などの適正な管理、活用 ・花いっぱい運動 ・祭りや親子海水浴などの地域の魅力にふれるイベントの実施 ・景観意識醸成のための勉強会の開催

（4）船形地区

●地区の概要●

古くから漁業が盛んである船形地区は、海岸沿いに住居系の市街地が広がり、その背後には農地と山林が広がる本市有数の漁業基地がある集落です。また、漁に出た男たちが不在の間、おかみさんの内職として広がった「房州うちわ」の生産地です。

●ゾーン別景観形成の方針●

ゾーン	景観形成の方針
漁村集落ゾーン	**○館山湾北部拠点としての活気ある漁村集落景観づくり** ・船形バイパスの整備にあわせ、かつての漁村の賑わいを取り戻すべく、賑わい拠点としての景観づくりに努めます。 **○背後の森林と調和した街並みづくり** ・南房総国定公園に指定されている背後の森林について、自然公園法等に基づき優れた自然資源を保全し、建築物等の形態や色彩の工夫などによりそれらと調和した街並みづくりを目指します。 **○街路整備にあわせた良好な沿道景観の創出** ・船形バイパスの整備にあわせて、市民と来訪者に親しまれる良好な景観の創出に努めます。
住宅地ゾーン	**○崖観音の眺望を保全** ・社寺林の適正な管理などにより、堂山（船形山）の中腹に建つ崖観音への眺めの保全に努めます。 ・崖観音から海辺への眺望に影響を及ぼすおそれがある行為について適切な誘導を図ります。 **○快適で趣のある景観づくり** ・建築物等の形態や色彩の工夫などにより、レトロで味のある那古船形駅の雰囲気と調和した落ち着きのある街並みづくりを推進します。 ・古くから家屋が密集し狭隘な道路が多いことから、道路や歩行者空間などの景観整備を検討し、快適な街並みづくりを目指します。 **○街路整備にあわせた新たな良好な沿道景観の創出** ・船形バイパスの整備にあわせて、市民と来訪者に親しまれる良好な景観の創出に努めます。
農村集落ゾーン	**○田園景観の保全** ・国道127号沿道からの眺めを意識し、田園に配慮した建築物等の形態や色彩の工夫、田園の手入れや活用により、良好な田園景観の保全に努めます。
沿道景観軸 （館富トンネル）	**○館山市の玄関口として、『館山らしさ』を演出** ・観光客などがはじめに目にする玄関口として、ヤシ等の街路樹や花の植栽により、温暖で開放的な館山らしい景観の形成に努めます。

●景観形成の方針図●

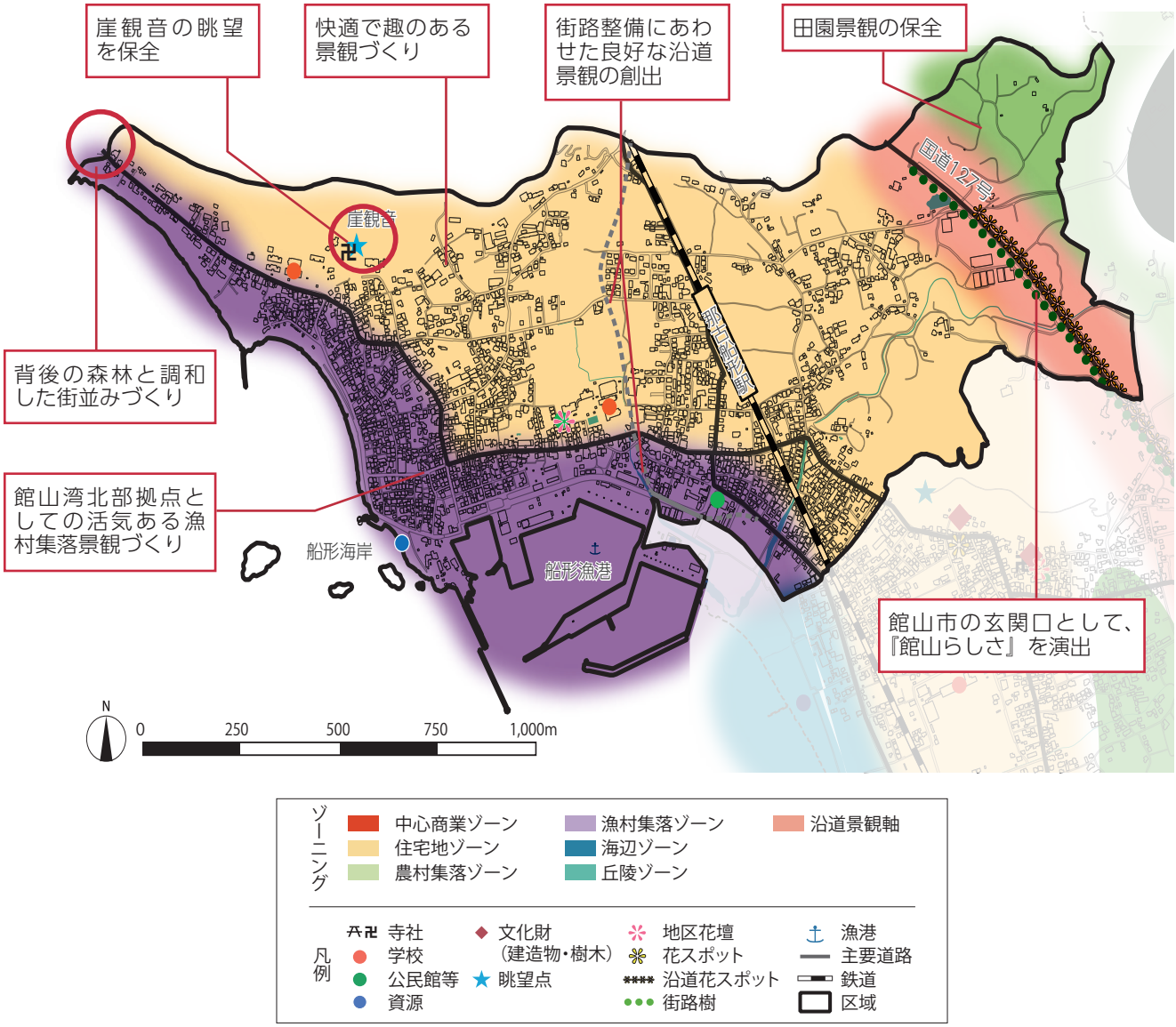

●景観形成につながる取組●

行　政	市民・団体・事業者
・建築物等の形態や色彩の規制・誘導による、地区景観の保全 ・地区の清掃や美化活動への支援 ・地区のシンボルとなる自然景観や建築物等の保全 ・船形バイパスの供用の機会を活かした賑わいの創出	・地区の景観に馴染んだ建築物等の建築 ・海辺や河川、沿道、公園、空き地などの清掃や美化活動 ・空き家や空き地などの適正な管理、活用 ・花いっぱい運動 ・地域のイベントや祭りの実施 ・景観意識醸成のための勉強会の開催 ・危険箇所を含めた景観の見回り

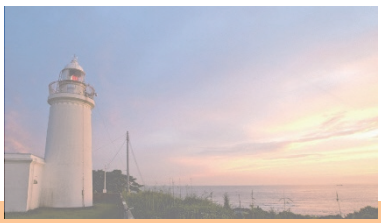

（5）西岬地区

●地区の概要●

東京湾に岬のように突き出しており、先端部分にある洲埼灯台が東京湾と太平洋の境界になっている西岬地区は、白砂青松百選にも選ばれている平砂浦海岸が広がっています。また、半農半漁が行われている地区で、温暖な気候を活かした花卉栽培が盛んで、山間部には花畑が広がっており、『鮮やかな花』と『黒潮踊る海』の景観を望むことができます。

●ゾーン別景観形成の方針●

ゾーン	景観形成の方針
漁村集落ゾーン	**○漁村の魅力を発信** ・海水浴や観光漁業の定置網漁が楽しめるレジャースポットとして、景観整備を図ります。 ・SNS等を活用し、地域の魅力の発信を促進し、景観まちづくりを推進します。 **○洲埼灯台からの眺望景観の保全** ・国登録文化財の洲埼灯台周辺の建築物等については、洲埼灯台からの眺望を阻害しないよう、規模・高さ、形態や色彩等への配慮を促進します。 ・洲埼灯台を眺望点として、景観整備を検討します。
海辺ゾーン	**○弓なりにつづく、平砂浦海岸の海岸線を維持・保全** ・ごみの不法投棄や違法駐車などにより海辺の景観を損なわないよう、ルールづくりの検討や住民主体の美化活動などにより、海岸線の美化に取り組みます。 ・景観を阻害する電線類の地中化、白砂を彩るハマヒルガオの保全や砂防林のクロマツ林の害虫被害への対策や、防災面も含めた景観整備を検討します。
農村集落ゾーン	**○花卉の里山景観の維持** ・平砂浦海岸に面した農村集落ゾーンでは、ストックやひまわりなど温暖な気候を活かした花卉栽培を生業として継続できるような仕組みづくりの創出に努めます。
丘陵ゾーン	**○海岸に迫る大山の稜線を活かした景観づくり** ・大山山頂までのハイキングコースの整備を図るなど、眺望点として景観整備を検討します。 ・森林等の育成・手入れに努め、景観に影響を及ぼすおそれがある行為について、適切な誘導を図ります。
沿道景観軸（房総フラワーライン）	**○年中花が咲き誇る沿道景観の魅力向上** ・『日本の道百選』に選ばれ、観光スポットでもある房総フラワーラインは、年中花を観賞できるよう花の植栽の充実による修景に努め、館山市を代表する沿道景観として魅力向上を目指します。

●景観形成の方針図●

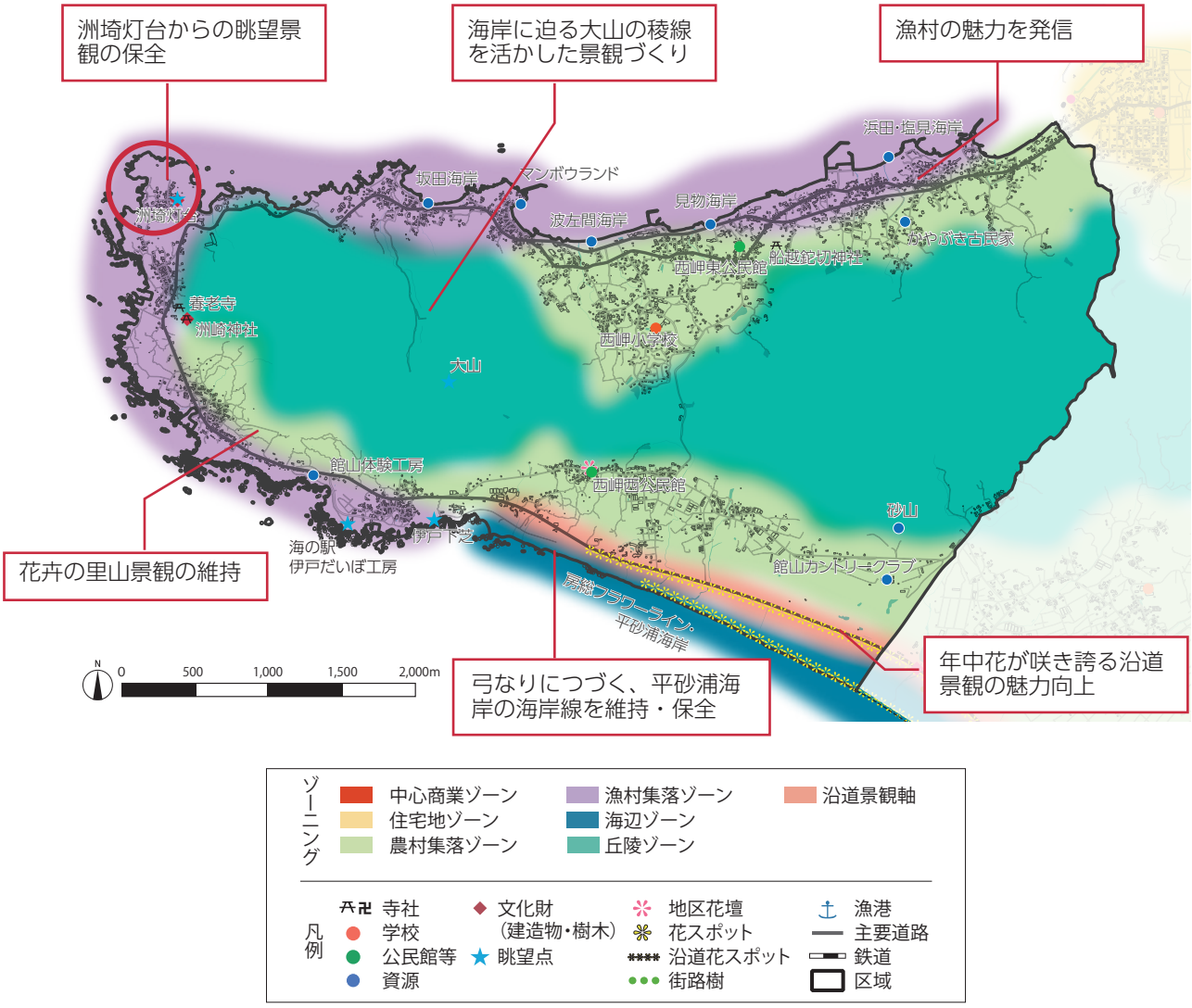

●景観形成につながる取組●

行　政	市民・団体・事業者
・建築物等の形態や色彩の規制・誘導による、地区景観の保全 ・地区の清掃や美化活動への支援 ・地区のシンボルとなる自然景観や建築物等の保全 ・地区内の眺望スポットの整備の検討	・地区の景観に馴染んだ建築物等の建築 ・海辺や河川、沿道、公園、空き地などの清掃や美化活動 ・空き家や空き地などの適正な管理、活用 ・地域のイベントや祭りの実施 ・景観意識醸成のための勉強会の開催

（6）神戸地区

●地区の概要●

安房開拓にまつわる神話の伝えられる神戸地区は、安房神社を中心とする文化圏のひとつで、豊かな自然環境に恵まれ、農業を生業とした生活を営んでいます。砂防林によって守られてきた農地では、レタスなどの野菜や花の栽培が盛んに行われている農村景観が広がっています。

●ゾーン別景観形成の方針●

ゾーン	景観形成の方針
海辺ゾーン	**○浜から望む富士見スポットとしての景観整備** ・対岸の富士山、伊豆半島、三浦半島や大島などの伊豆諸島を望むことができることから、視点場として景観整備を検討します。 **○弓なりにつづく、平砂浦海岸の海岸線を維持・保全** ・ごみの不法投棄や違法駐車などにより海辺の景観を損なわないよう、ルールづくりの検討や、住民主体の美化活動などにより、海岸線の美化に努めます。 ・景観を阻害する電線類の地中化、白砂を彩るハマヒルガオの保全や砂防林のクロマツ林の害虫被害への対策や、防災面も含めた景観整備を検討します。
農村集落ゾーン	**○砂防林によって守られた農村集落の維持・保全** ・かんべレタスの生産やスターチスやストック等の花卉栽培が盛んな地であることから、優良農地の保全を図るほか、耕作放棄地の活用方策を検討するなど、生業により形成された農村景観と防蛾灯の補光などによる個性ある夜間景観などの維持に努めます。 **○自然豊かな農村景観の保全** ・蛍が生息するほどの自然豊かな農村景観に、影響を及ぼすおそれがある行為について、適切な誘導を図ります。
丘陵ゾーン	**○祭事などの伝統文化の根付く景観の保全** ・重要無形民俗文化財である『茂名の里芋祭り』をはじめとした、伝統文化を継承した景観の維持に努めます。 **○森林景観の保全** ・森林の育成・手入れに努め、景観に影響を及ぼすおそれがある行為について、適切な誘導を図ります。
沿道景観軸（房総フラワーライン、国道410号）	**○年中花が咲き誇る沿道景観の魅力を演出（房総フラワーライン）** ・『日本の道百選』に選ばれ、観光スポットでもある房総フラワーラインは、年中花を観賞できるよう花の植栽の充実による修景に努め、館山市を代表する沿道景観として魅力向上を目指します。 **○沿道景観の魅力向上（国道410号）** ・通学路にもなっている沿道であることから、沿道美化や除草等により、良好な景観・歩行空間の確保に努めます。

●景観形成の方針図●

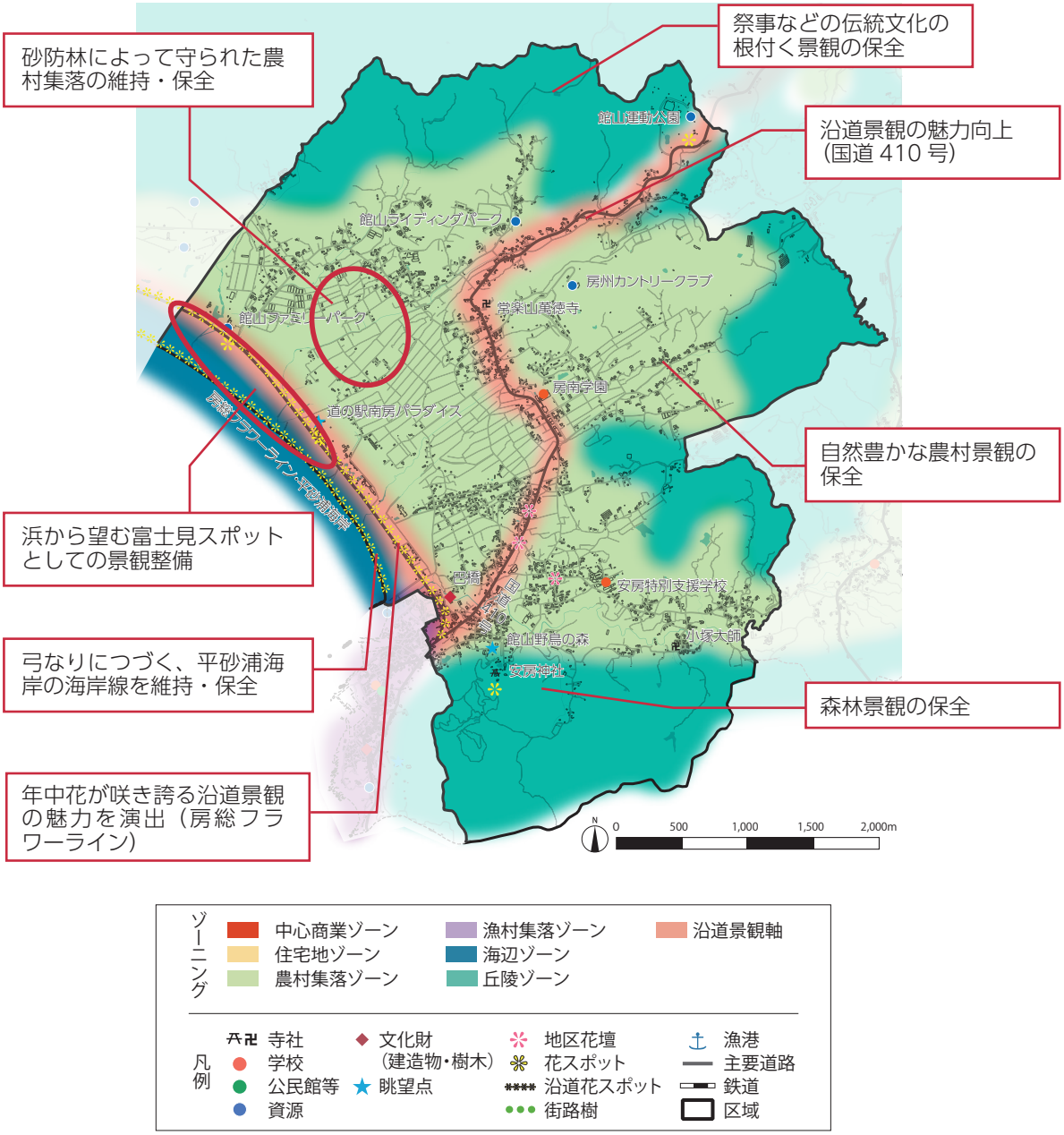

●景観形成につながる取組●

行　政	市民・団体・事業者
・建築物等の形態や色彩の規制・誘導による、地区景観の保全 ・地区の清掃や美化活動への支援 ・地区のシンボルとなる自然景観や建築物等の保全 ・地区内の眺望スポットの整備の検討 ・イノシシなどの鳥獣対策による農地の保全	・地区の景観に馴染んだ建築物等の建築 ・海辺や河川、沿道、公園、空き地、未利用の農地などの清掃や美化活動 ・空き家や空き地などの適正な管理、活用 ・花いっぱい運動 ・地域のイベントや祭りの実施 ・景観意識醸成のための勉強会の開催

（7）富崎地区

●地区の概要●

安房開拓の祖とされる「天富命」が上陸したという岬に位置する富崎地区は、海岸に迫る丘陵に集落を形成してきた漁村集落です。明治時代には、延縄漁業で栄え、画家の青木繁が「海の幸」を描き、当時滞在した「市指定有形文化財小谷家住宅」の建つ地でもあることから、風土がもたらす生活環境と文化による特徴的な漁村集落景観が広がっています。

●ゾーン別景観形成の方針●

ゾーン	景観形成の方針
漁村集落ゾーン	**○昔ながらの漁村景観の維持** ・建築物等について、形態や色彩の工夫やサインの整備などにより、海岸に迫る背後の丘陵と調和させるとともに、昔ながらの漁村の雰囲気を維持した街並みを目指します。 **○阿由戸浜エリアの眺望点としての景観整備** ・右手に伊豆半島越に『富士山』、左手に『大島』、その中央部に空が紅く染まる夕陽が沈む様を望むことができるよう、眺望点の景観整備を検討します。 **○漁村景観の魅力の発信** ・観光漁業などを通じた交流を促進するとともに、SNS等により漁村景観を活かした情報発信を促進し、活気ある漁業の景観まちづくりを推進します。
丘陵ゾーン	**○丘陵からの眺望景観の保全** ・安房自然村などを眺望点として、景観整備を検討します。 ・森林の育成・手入れに努め、景観に影響を及ぼすおそれがある行為について、適切な誘導を図ります。

●景観形成の方針図●

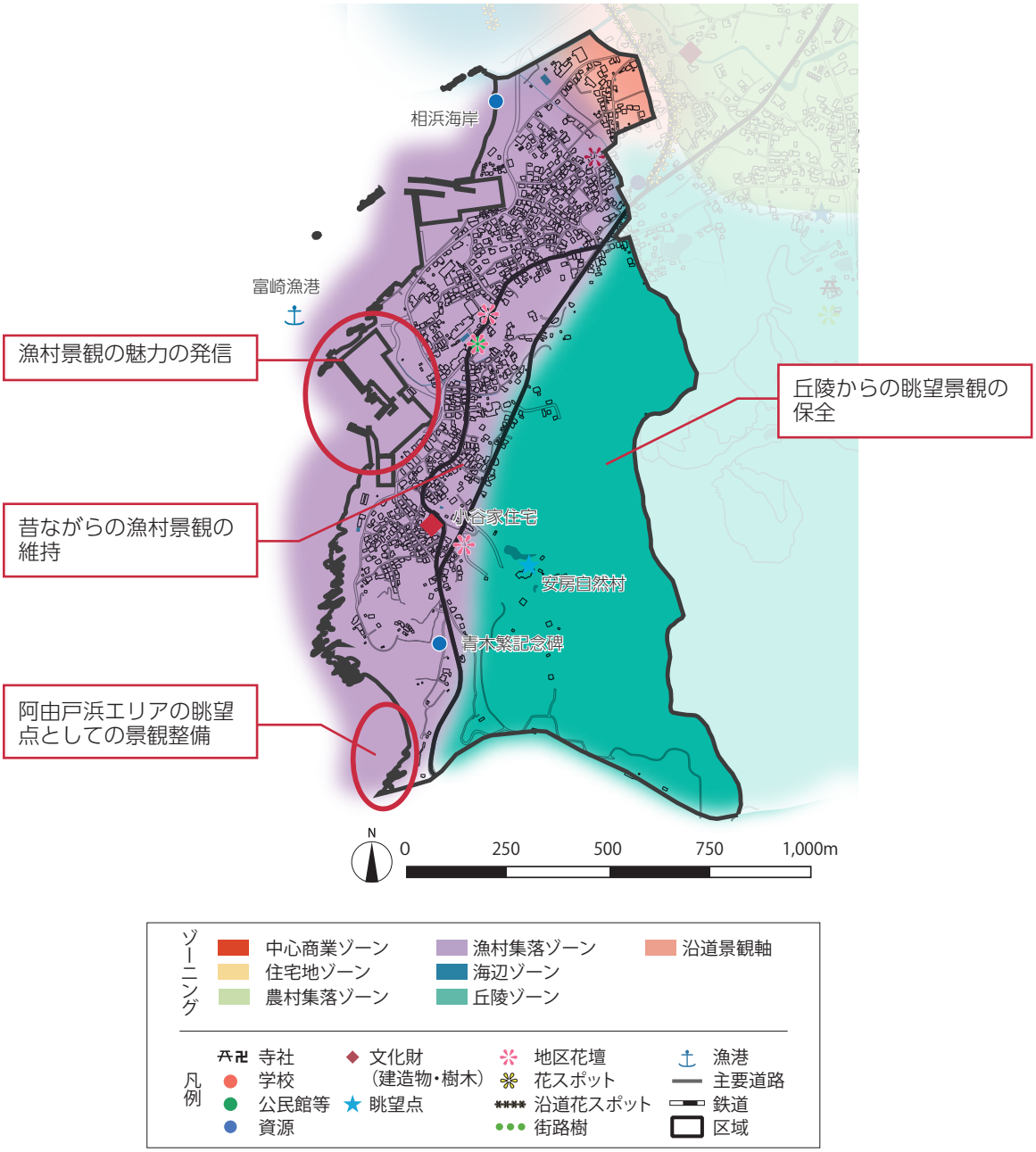

●景観形成につながる取組●

行　政	市民・団体・事業者
・建築物等の形態や色彩の規制・誘導による、地区景観の保全 ・地区の清掃や美化活動への支援 ・地区のシンボルとなる自然景観や建築物等の保全 ・地区内の眺望スポットの整備の検討	・地区の景観に馴染んだ建築物等の建築 ・海辺や河川、沿道、公園、空き地などの清掃や美化活動 ・空き家や空き地などの適正な管理、活用 ・地域のイベントや祭りの実施 ・まち歩きの開催やガイドの育成

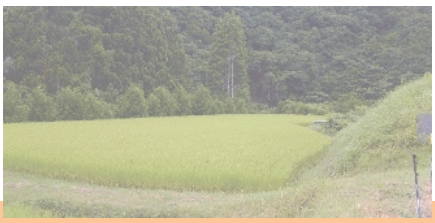

（8）豊房地区

●地区の概要●

市域の南東部に位置し、農業を生業とした生活が営なまれている豊房地区は、安房で最も豊かな地域と言われています。全国でも有数のセンリョウの産地と知られるほか、観光イチゴ園など農業を活かした景観を望むことができます。

●ゾーン別景観形成の方針●

ゾーン	景観形成の方針
農村集落ゾーン	**○棚田景観の保全** ・稲作を中心に農業が盛んな神余地区では、農業従事者などによる地域で実施する体験農業への支援や農地の適正な管理により、巴川の両端に広がる棚田景観の保全に努めます。 ・初夏にゲンジボタルが飛び交うほどの自然豊かな景観の維持に努めます。 **○センリョウ畑の個性ある生業景観の保全** ・畑地区を中心に広がる、全国でも有数のセンリョウ畑の生業景観の保全に努めます。 ・センリョウ畑周辺に広がる美しい農地についても、適正な管理を促進します。 **○豊かな農村と調和する街並みづくり** ・建築物等について、形態や色彩の工夫、住環境の充実により、誰もが暮らしやすい街並みづくりを目指します。
丘陵ゾーン	**○丘陵からの眺望景観の保全** ・周辺の建築物等については、富士山を望むことができる丘陵からの眺望を阻害しないよう、規模・高さ、形態や色彩等への配慮を促進します。 ・森林の育成・手入れに努め、景観に影響を及ぼすおそれがある行為について、適切な誘導を図ります。 **○安房グリーンライン沿いの良好な景観の保全** ・安房グリーンラインをはじめとする主要な沿道において、周辺の森林の適切な管理や看板等により、良好な景観が阻害されることがないように努めます。

●景観形成の方針図●

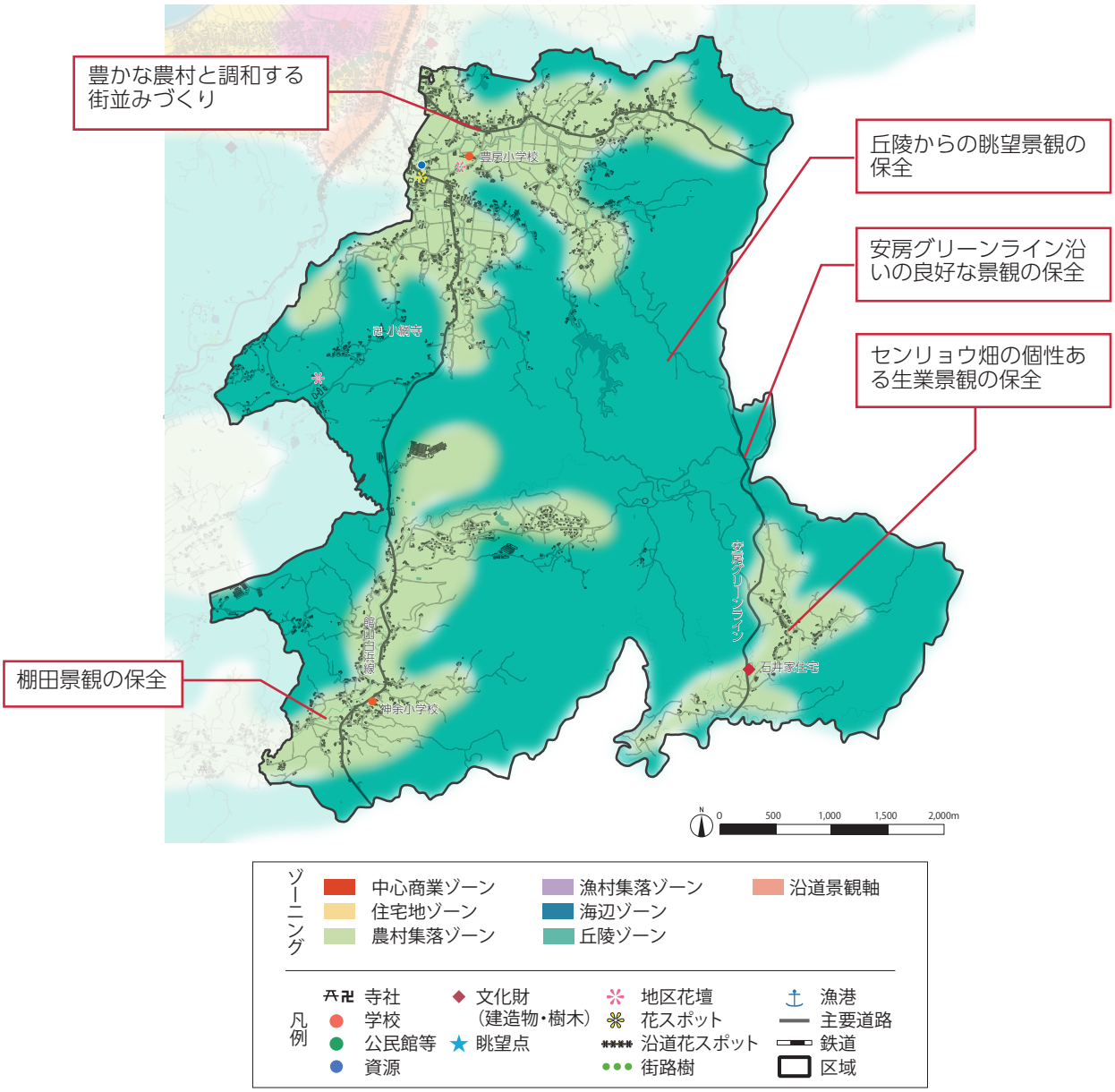

●景観形成につながる取組●

行　政	市民・団体・事業者
・建築物等の形態や色彩の規制・誘導による、地区景観の保全 ・地区の清掃や美化活動への支援 ・地区のシンボルとなる自然景観や建築物等の保全 ・地区内の眺望スポットの整備の検討 ・イノシシなどの鳥獣対策による農地の保全	・地区の景観に馴染んだ建築物等の建築 ・河川、沿道、公園、空き地などの清掃や美化活動 ・空き家や空き地などの適正な管理、活用 ・花いっぱい運動 ・地域のイベントや祭りの実施 ・景観意識醸成のための勉強会の開催

（9）館野地区

●地区の概要●

館山平野の南東部に位置する館野地区は、古代には安房国分寺が置かれ、中世には里見氏が稲村城を築くなど、古代安房の中心地として栄えました。肥沃な沖積平野にいちご栽培などの農業を営む純農村地域ですが、中心市街地に隣接することもあり、近年宅地化が進んでいることから、美しい田園景観への配慮が求められます。

●ゾーン別景観形成の方針●

ゾーン	景観形成の方針
農村集落ゾーン	**○田園景観の保全** ・建築物等の形態や色彩の工夫などにより、背後の田園景観に調和させるとともに、緑化の充実などによりうるおいのある街並みを目指します。 **○地域資源を活かした景観づくり** ・空き家となった古民家をリノベーションなどにより、景観整備することを検討します。 ・いちご狩りをはじめ、体験農業の促進により地域資源を活かした賑わいのある景観づくりを目指します。 **○生活道景観の魅力向上** ・沿道美化や除草等により、良好な景観・歩行空間の確保に努めます。 ・農道沿いのガードレールや自動販売機などの工作物について、色彩などに配慮し、周辺環境と調和した沿道景観づくりを目指します。
丘陵ゾーン	**○稲村城跡周辺を眺望点として景観整備** ・『国史跡「里見氏城跡稲村城跡」保存管理計画書』に基づいた、稲村城跡の適正な保存・管理に努めます。 ・地形を活かし、鏡ヶ浦に注ぐ平久里川などが形成した館山平野を一望できる、眺望点として景観整備することを検討します。 **○安房丘陵の自然環境と里山の調和** ・イノシシなどの鳥獣対策や安房丘陵の適正な管理により、豊かな自然環境の保全に努めます。
沿道景観軸 (国道128号)	**○まちの骨格となる外房黒潮ラインの沿道景観の形成** ・南房総市へとつながる外房黒潮ラインについて、沿道の商業施設の色彩等の配慮を促進し、屋外広告物の適切な誘導を図ります。

●景観形成の方針図●

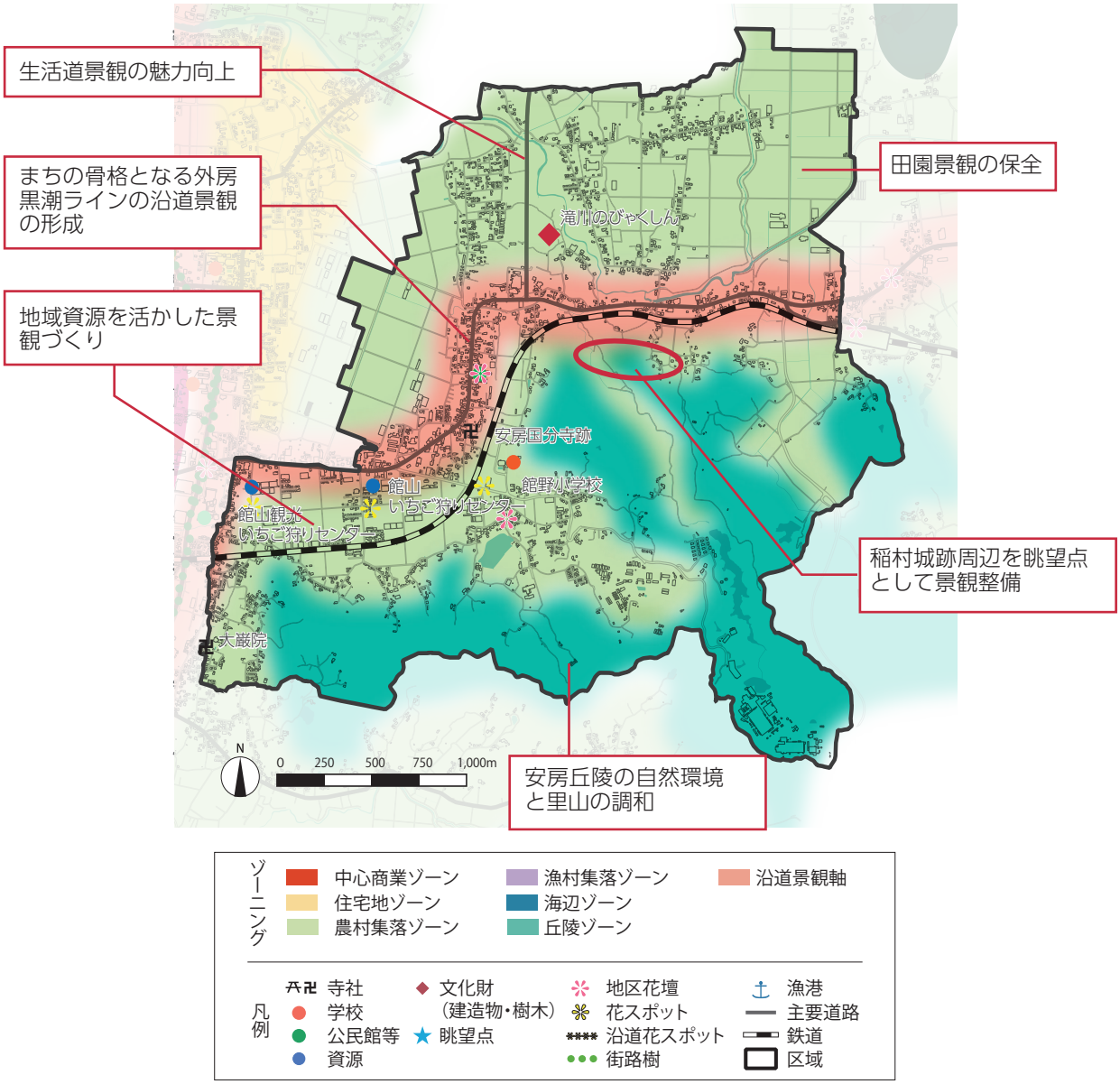

●景観形成につながる取組●

行　政	市民・団体・事業者
・建築物等の形態や色彩の規制・誘導による、地区景観の保全 ・地区の清掃や美化活動への支援 ・地区のシンボルとなる自然景観や建築物等の保全 ・地区内の眺望スポットの整備の検討 ・イノシシなどの鳥獣対策による農地の保全	・地区の景観に馴染んだ建築物等の建築 ・河川、沿道、公園、空き地などの清掃や美化活動 ・空き家や空き地などの適正な管理、活用 ・花いっぱい運動 ・地域のイベントや祭りの実施 ・景観意識醸成のための勉強会の開催 ・危険箇所を含めた景観の見回り

（１０）九重地区

●地区の概要●

市域の東部に位置する九重地区は、９つの村が合併してできました。九重地区には、中世のやぐらや仏像が数多く分布しており、鎌倉とのつながりが深い豪族たちが活発に活動していた地として知られています。平野部を包み込むように丘陵部があり、稲作や酪農のほか、梨の栽培が盛んに行われています。

●ゾーン別景観形成の方針●

ゾーン	景観形成の方針
農村集落ゾーン	**○田園・里山のふるさと景観の維持** ・建築物等の形態や色彩などの工夫、緑化の充実により、背後の里山のみどりと調和した街並みづくりを目指します。 ・丘陵に包まれた平野部では、優良農地の保全を図るほか、耕作放棄地の活用方策を検討するなど、のどかな田園風景の維持に努めます。 **○農村景観の魅力を発信** ・農村集落エリアの魅力と活力向上を図るため、農業・牧場体験の促進など農業を通じた交流を促進し、農業景観の形成に努めます。 **○生活道景観の魅力向上** ・沿道美化や除草等により、良好な景観・歩行空間の確保に努めます。 ・農道沿いのガードレールや自動販売機などの工作物について、色彩などに配慮し、周辺環境と調和した沿道景観づくりを目指します。
丘陵ゾーン	**○安房丘陵の自然環境と里山の調和** ・イノシシなどの鳥獣対策や安房丘陵の適正な管理により、豊かな自然環境の保全に努めます。 **○眺望点としての景観の保全** ・薗堰周辺を始めとした、良好な眺望景観を有するエリアにおいては、建築物等の規模や高さ、形態等に配慮することで、景観の保全に努めます。
沿道景観軸 (国道128号)	**○まちの骨格となる外房黒潮ラインの沿道景観の形成** ・南房総市へとつながる外房黒潮ラインについて、沿道の商業施設の色彩等の配慮を促進し、屋外広告物の適切な誘導を図ります。 ・沿道の住宅については、緑化や花の植栽の充実による、魅力ある景観づくりに努めます。

●景観形成の方針図●

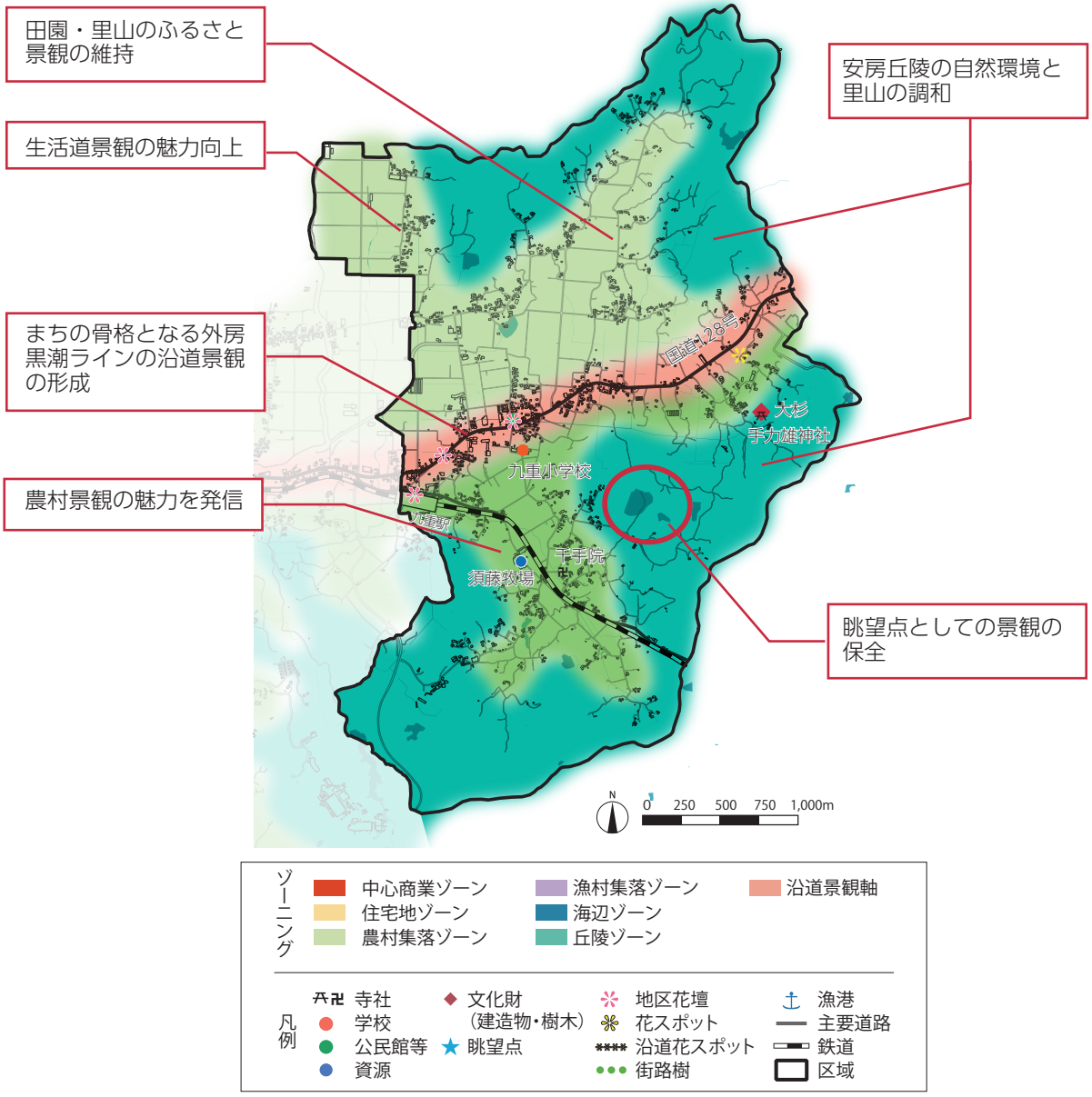

●景観形成につながる取組●

行　政	市民・団体・事業者
・建築物等の形態や色彩の規制・誘導による、地区景観の保全 ・地区の清掃や美化活動への支援 ・地区のシンボルとなる自然景観や建築物等の保全 ・地区内の眺望スポットの整備の検討 ・イノシシなどの鳥獣対策による農地の保全	・地区の景観に馴染んだ建築物等の建築 ・河川、沿道、公園、空き地などの清掃や美化活動 ・空き家や空き地などの適正な管理、活用 ・地域のイベントや祭りの実施 ・まち歩きの開催やガイドの育成 ・景観意識醸成のための勉強会の開催

第5章

重点地区の景観まちづくり

第5章　重点地区の景観まちづくり

1　重点地区の考え方

館山市の景観形成を進めるにあたり、これまでの取組やまちづくりの動向、歴史・文化をはじめとする地域資源を活かし、館山らしい景観形成を推進する地区を『重点地区』として位置づけます。

重点地区では、館山市景観計画区域全域を対象とした景観形成基準に加えて、地区の特徴を活かした景観形成の方針・景観形成基準を設定し、良好な景観の形成を推進していきます。

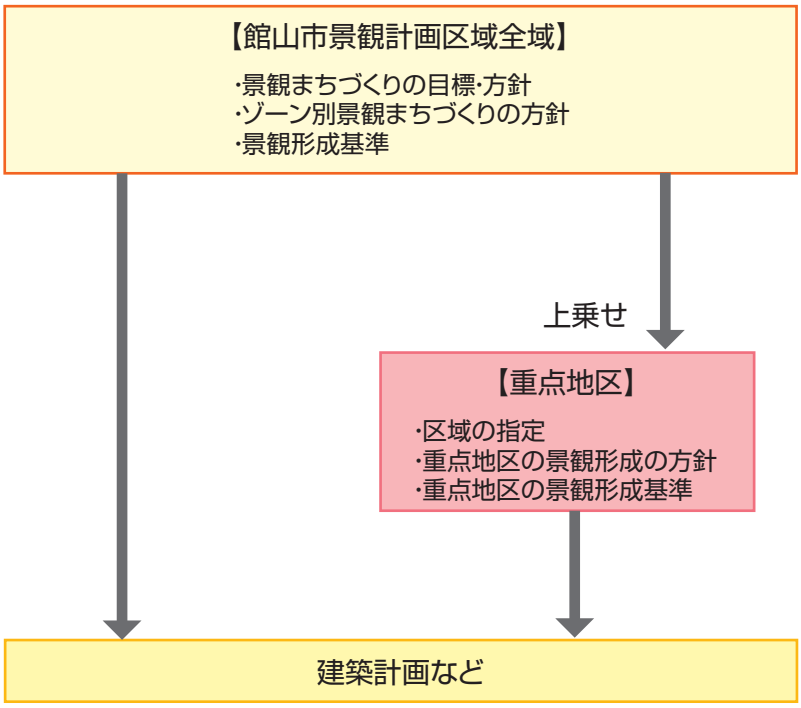

図　重点地区の位置付け

2　重点地区の指定

(1) 指定の方針

以下のいずれかに該当する地区の中で、特に重要と思われる地区を重点地区として選定します。
なお、指定にあたっては、景観審議会の意見を聴くものとします。

①市民が愛着と誇りをもつ景観を有する地区
②館山市の「顔」となり、観光客が魅力を感じる景観を有する地区
③既に良好な景観が形成され、保全する必要のある地区
④市民や事業者などが中心となった景観まちづくりの推進が望まれる地区
⑤道路整備等により、大きな景観の変動が見込まれる地区
⑥館山市の特徴的な歴史・文化的建造物等が残り、保全する必要のある地区

（2）重点地区の指定

（1）指定の方針及び館山市の景観形成における重要性に基づき、以下の地区を重点地区に指定します。

重点地区では、区域を設定して館山市景観計画全域における「景観まちづくりの目標・方針」・「ゾーン別景観まちづくりの方針」・「景観形成基準」のほか、さらに地区の特徴に応じた景観形成の方針及び景観形成基準を設け、地区内で建築行為などを行う際は、特に景観への配慮が必要となります。

地区名	地区の概要
館山駅西口地区 指定方針 ②、③、④ に該当	・中心市街地でありながら、道路や水路等の公共施設の整備が遅れていたため、防災・交通・衛生面等の改善が強く求められていた地区です。当時、県内での東京湾横断道路等の巨大プロジェクトが進展していたことや、総合保養地域整備法に基づく重点整備地区に館山市が指定を受けたことなどから、「海洋性リゾートタウン館山」の西の玄関口として整備する必要がありました。そのため、快適でゆとりのある生活空間、利便性のある都市環境を有する高質なリゾート地として、館山駅西口地区土地区画整理事業により、整備されました。
	・館山駅西口地区土地区画整理事業をきっかけに、個性ある住みよいまちづくりを実現するため、地域住民が中心となり南欧風の街づくりを推進しています。平成12年度には、館山駅西口地区街づくり協議会の提案に基づいて整備された「館山駅オレンジロード・西口なぎさ広場・夕映え通り」が、「手づくり郷土賞」（国土交通大臣表彰）を受賞しています。

3 重点地区における景観形成の方針

①館山駅西口地区

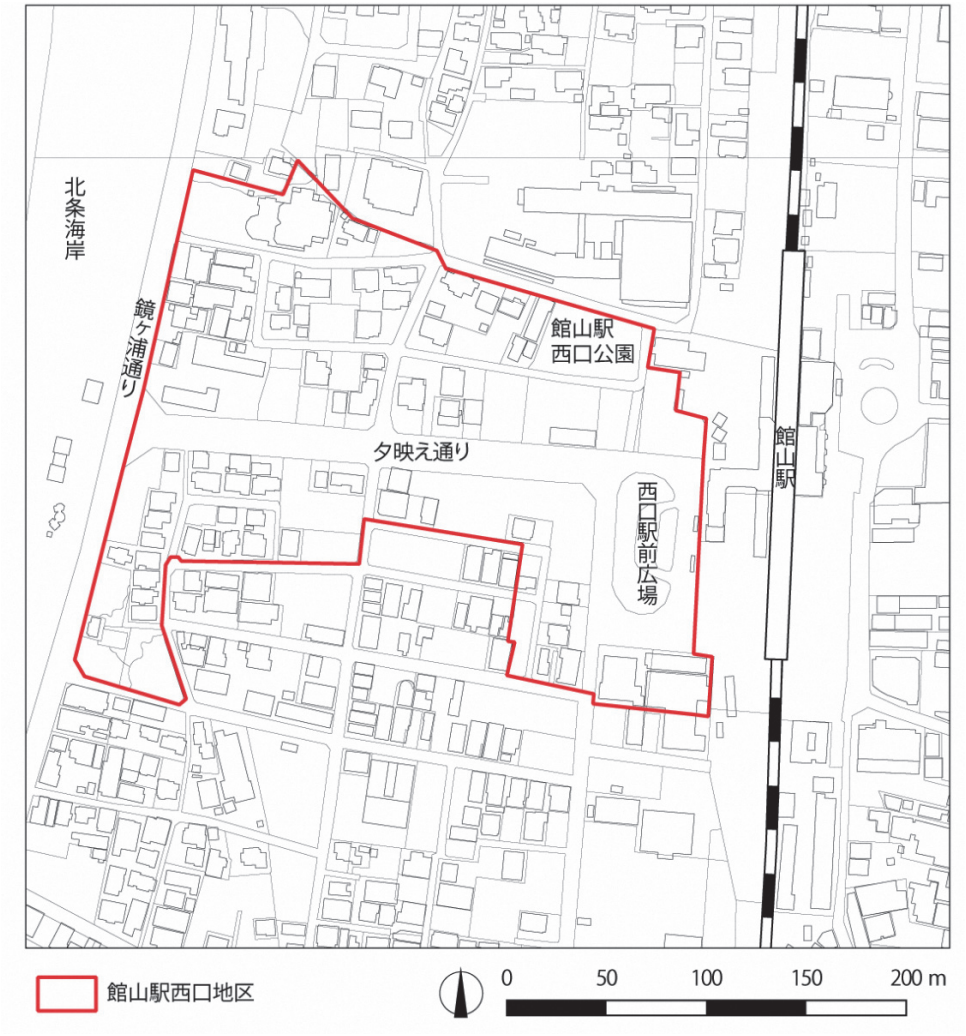

図　館山駅西口地区

●景観形成の方針●

※重点地区は、別途、景観形成基準が定められています。詳細は、第6章　良好な景観形成のための行為の制限を参照。

○館山駅西口地区土地区画整理事業地区のまちづくりと調和した街並みを形成

・館山市街並み景観形成指導要綱重点地区内では、建築物等の新築・増築にあたっては屋根及び壁面の色彩に配慮し、南欧風の街並みづくりが進められてきました。

・この街並みと調和し、海洋性リゾートへの玄関口にふさわしい空間を形成します。

○館山駅から海を臨む眺望の確保

・沿道建築物のスカイラインの調和や壁面位置、屋外広告物の掲出を誘導し、海への見通しの効いた景観を形成します。

○散策が楽しめる回遊性の向上

・館山駅西口地区から北条海岸沿いへと、人々が快適に回遊できる歩行空間を創出します。

・夕映え通り、鏡ヶ浦通りとともに沿道の敷地や建築物を含め、アート展示やガーデニングスペース、オープンカフェなどとして活用し、連続した回遊空間を演出していきます。

4 重点地区の候補地区

景観形成における重要性を鑑みて、以下の6地区を『重点地区候補地区』として位置付けます。

これらの候補地区については、市民や事業者などの協働や参画による景観意識の醸成や地域の景観に対する熟度を高めながら、段階的に『重点地区』へ移行することを検討していきます。

地区名	地区の概要
鶴谷八幡宮周辺地区 指定方針②、③、⑥に該当	・館山市をはじめ県南部では、防風・防潮・防火などの効果を目的に家の周囲を生垣で囲う際、槇が多く用いられています。また、塩分に強い性質であり砂地に適した木であることに加え、刈り込むほど枝が密になることから、冬に西風が強い房州では風除けにも適しています。 ・特に館山市内の八幡地区（鶴谷八幡宮周辺）では、敷地の広い家が多いこともあり、よく手入れの行き届いた槇の生垣の連なりが美しい集落景観が形成されています。
船形バイパス沿道地区 指定方針⑤に該当	・都市計画道路3・5・13号船形館山線（船形バイパス）の整備が進められています。 ・船形バイパスの工事進捗により、今後、沿道景観が大きく変動する可能性があることから、秩序ある景観形成を図るための方針を定める必要があります。植栽帯の確保や、沿道の店舗の看板設置等について、適切な誘導を図ることにより、館山の新たな玄関口としての良好な景観形成が求められます。
北条海岸周辺地区 指定方針①、②、③に該当	・館山湾に面しており、鏡のように穏やかな海面であることからマリンスポーツが盛んに行われるほか、海越しの富士山に夕日が落ちていく「ダイヤモンド富士」を望むことができる「関東の富士見百景」に選定されています。 ・また、夕日に染まる海の美しさから、市民だけでなく来訪者も多く訪れている地区です。 ・明治時代から海水浴場として親しまれてきたことから、海辺のリゾートを想起させる街並みが連なっており、隣接する重点地区の館山駅西口地区と調和した景観形成が求められます。
房総フラワーライン沿道地区（平砂浦海岸） 指定方針①、②、③に該当	・房総フラワーラインでは、1年中、季節の花が道沿いを彩っています。また、平砂浦海岸では、白い砂浜とクロマツ林が広がり、サーフスポットとして古くから有名で、サーフィンの大会が開催される等、知名度が上がってきています。 ・風光明媚な景観は、日本の道100選に選ばれました。 ・房総フラワーライン・平砂浦海岸周辺では、道路及び海岸からの海への眺望の保全が求められます。
長須賀地区 指定方針⑥に該当	・境川と汐入川に挟まれ、この2つの川と館山湾が形成した砂州に町場が形成され、汽船や列車を利用した東京都の物資流通が盛んであった地域です。 ・関東大震災により、多くの建物が倒壊した中、耐え残った蔵を移築した国登録有形文化財の紅屋商店をはじめ、歴史的な建造物が特に多く残る地区です。 ・人口減少に伴い、建造物の維持・管理が難しくなる恐れがあることから、本地区の街並みの保全が求められます。
富崎漁港周辺地区 指定方針④、⑥に該当	・マグロ延縄船発祥の地として、明治期より漁村風景が形成されていた地区です。また、日本を代表する画家である青木繁が滞在し、『海の幸』を描いたといわれる小谷家住宅を中心に、昔ながらの漁村風景が広がり、海越しに、大島や富士山を望むことができます。 ・当地区では、長年、小谷家住宅の保存活動と並行して、地域住民が主体となり、景観を活かした観光の視点でのまちづくりが取り組まれています。

5 重点地区候補地区における景観形成の方針

重点地区候補地区では、市民や事業者などの協働や参画による景観意識の醸成や地域の景観に対する熟度を高めながら景観形成を図るため、目指すべき方向性である景観形成の方針を定めます。

景観形成基準については、景観計画全域に対するものに準ずるものとします。

①鶴谷八幡宮周辺地区

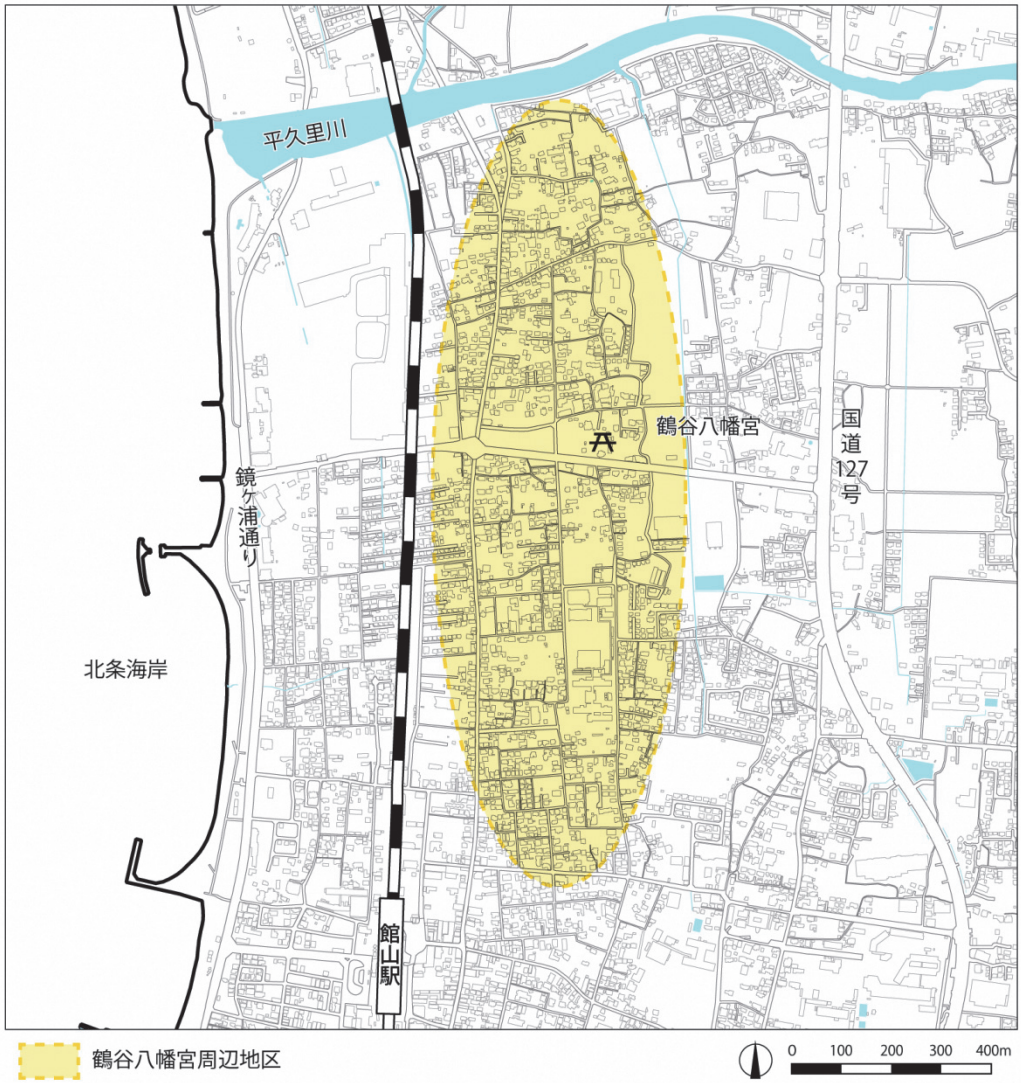

図　鶴谷八幡宮周辺地区

●景観形成の方針●

○地域らしい槇の生垣を維持

・槇の生垣の適切な管理、及び新築・建替え時における生垣の設置誘導を行うなど、槇の生垣が連なる街並みを形成します。

○周辺景観の配慮

・八幡地区周辺に立地し、槇の生垣の背景に見える建築物や工作物、屋外広告物を対象として、その配置や色彩などを適切に誘導します。

②船形バイパス沿道地区

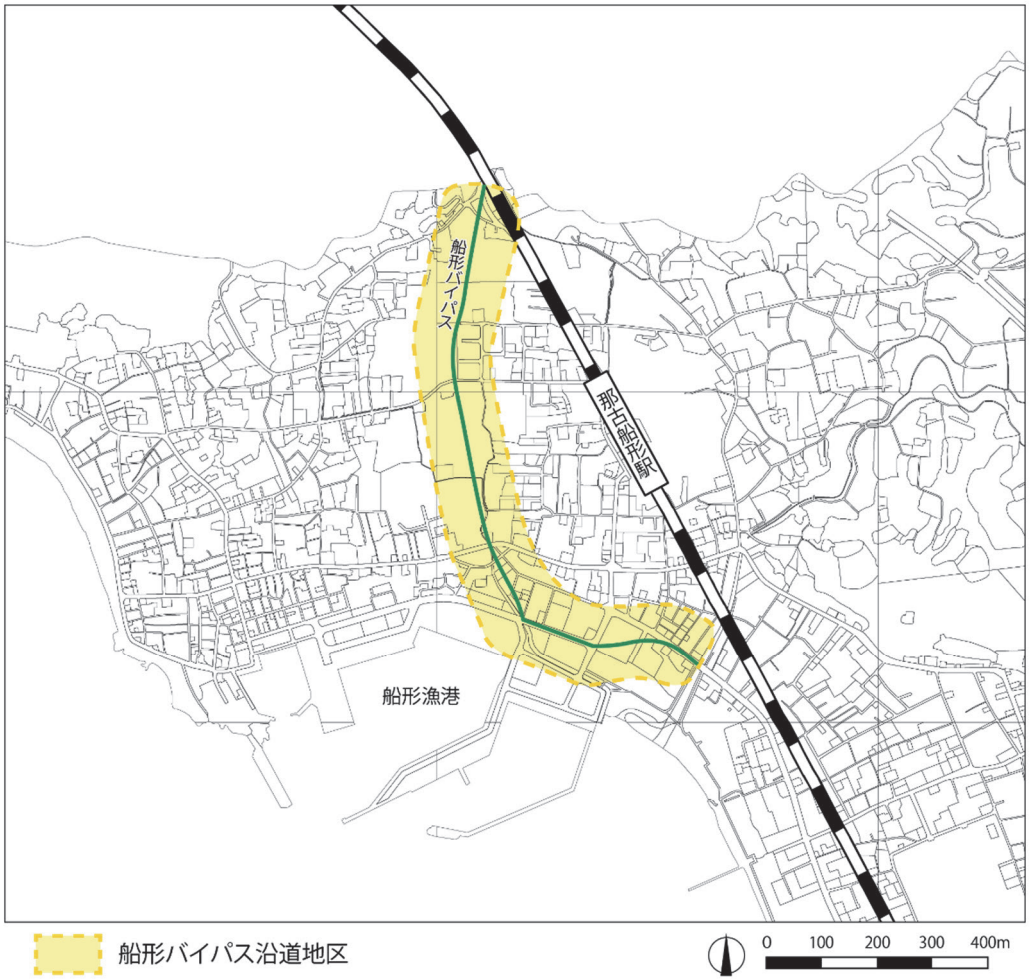

図　船形バイパス沿道地区

●景観形成の方針●

○船形バイパスの整備にあわせた沿道景観の創出

・都市計画道路3・5・13号船形館山線（船形バイパス）の整備にあたっては、十分な歩行空間の確保や、植栽帯の設置による景観への配慮を行い、住民と来訪者の両方に愛される景観の創出に努めます。

○館山の新たな玄関口として、海を望む景観の確保

・船形バイパスの整備を契機に、沿道では建築物の建築や屋外広告物の設置などのニーズが高まるものと想定できることから、船形漁港を望む新たな景観スポットとして市民や来訪者から親しまれるよう、沿道での建築や工作物の設置に対して適切な誘導を図り、海を望む沿道景観の確保に努めます。

○漁港周辺の賑わいの創出

・船形バイパスの歩道等を活用し、快適な歩行空間を確保することにより、船形バイパス付近の漁港や周辺の街並みへの回遊性を向上させ、賑わいの創出に繋げます。

③北条海岸周辺地区

図　北条海岸周辺地区

●景観形成の方針●

○海との一体感を感じられる歩行空間の創出

・北条海岸では、穏やかな館山湾から香る潮風やマリンスポーツを楽しむ人々を眺めながら散策のできる歩行空間を創出することが重要です。

・砂浜の手入れ・管理により海岸の豊かな環境を整えるとともに、街路灯などの附属施設の適正な管理により、高質な歩行空間の維持に努めます。

○明るく開放的な、海辺のリゾート空間の創出

・鏡ヶ浦通り沿いでは、建築物の色彩、デザインの工夫や、敷地の緑化など、街路空間を含めた沿道全体のデザイン調和を図り、海岸と沿道が一体となった明るく開放的な空間を創出します。

・海辺のリゾート空間として、自然と調和した美しさを損なわないよう、屋外広告物の表示や掲出方法に配慮した街並みを形成します。

○海岸線に沿った眺望景観を保全

・北条海岸は館山湾に面しており、湾曲した海岸線沿いの眺望景観が特徴的であることから、これを保全することが重要です。

・鏡ヶ浦通り沿いの建築物の形態・高さや屋外広告物の表示や掲出方法、街路樹などに配慮し、北条海岸からの良好な眺望景観を保全します。

④房総フラワーライン沿道地区（平砂浦海岸）

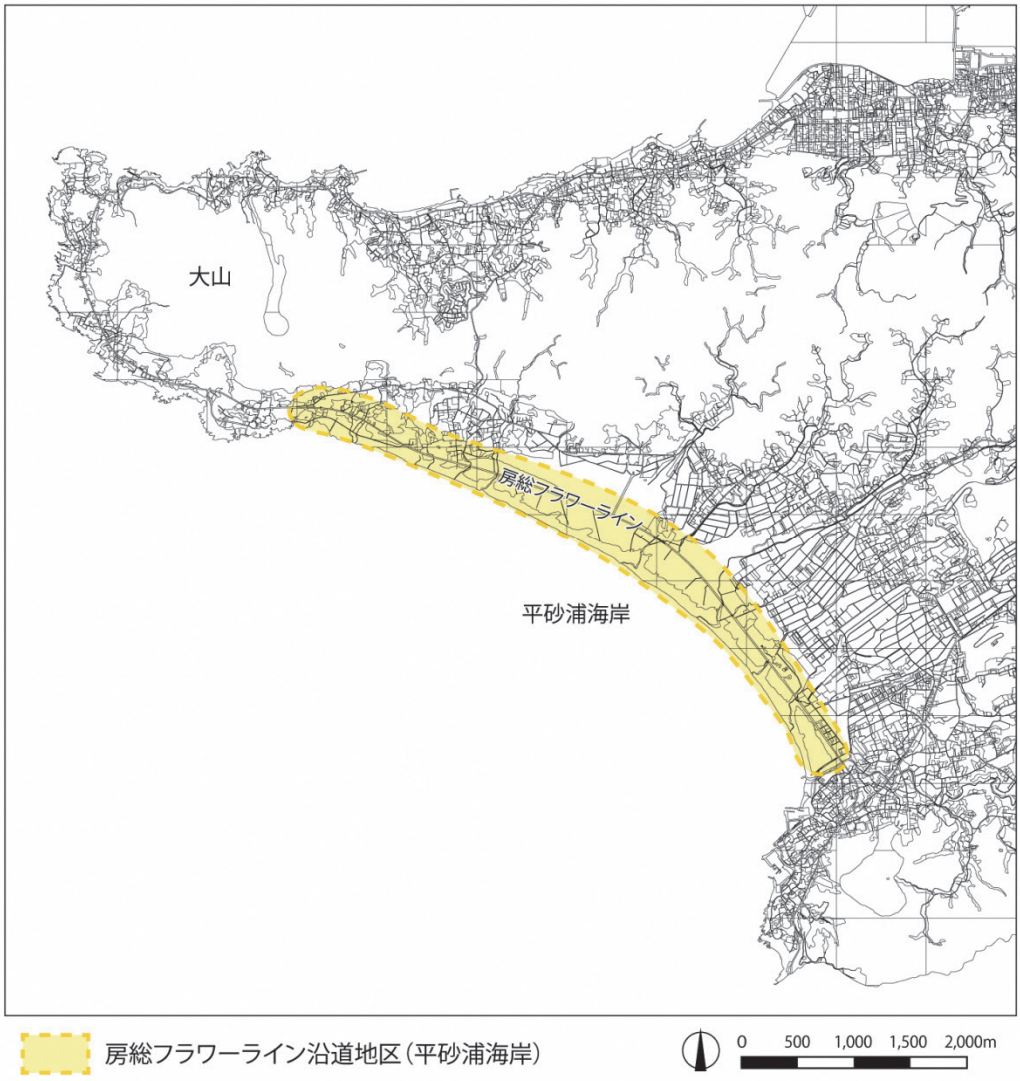

図　房総フラワーライン沿道地区（平砂浦海岸）

●景観形成の方針●

○四季の花が連なる眺望の確保

・花の連続を途切れさせないよう配慮するとともに、眺望を阻害しないよう建築物等の位置や屋外広告物の掲出を誘導し、見通しの効いた景観を形成します。

・ガードレールや交通標識の支柱などは、周辺の花などと調和した色彩とするなど、道路空間全体の調和を図ります。

○沿道の阻害要因への対策

・沿道の無電柱化や枯れた木竹を処理するなど、房総フラワーラインの見通しを阻害する要因への対策により、眺望景観を形成します。

・沿道に建築物や工作物、屋外広告物などを設置する際は、位置や高さ、色彩等に配慮し、房総フラワーラインの眺望景観を保全します。

⑤長須賀地区

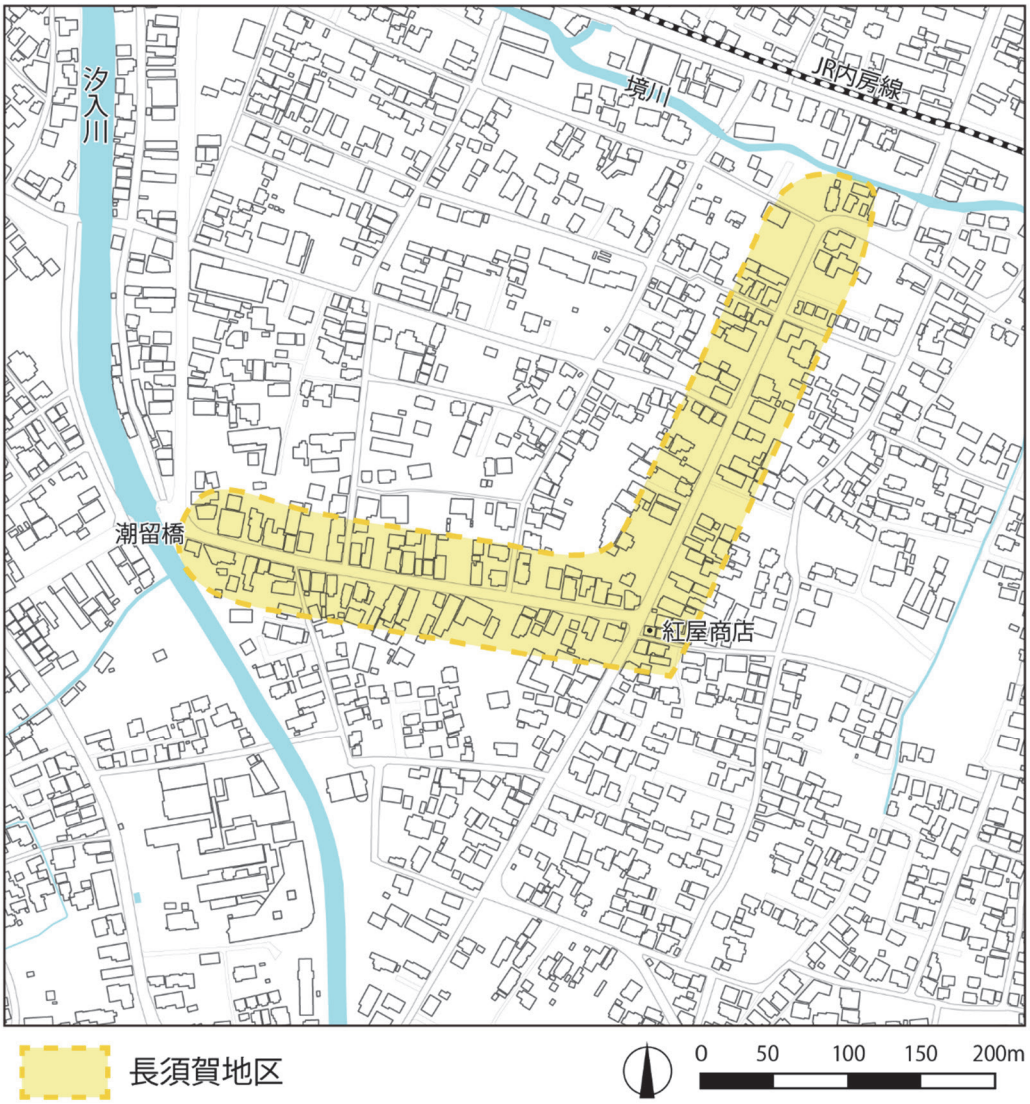

図　長須賀地区

●景観形成の方針●

○歴史的な街並みの発掘、保全

・建築物の色彩、デザインの工夫などにより、国登録有形文化財の紅屋商店をはじめとする歴史的な建造物との調和を図り、歴史的な街並みを保全します。

・普段の生活の中では見過ごしがちな地域の魅力、伝えていくべき資源やふるまいなどの発掘を促進するとともに、継承に努めます。

○地区の回遊性の向上

・歴史的な街並みの発掘や保全と並行して、他地区の住民や来訪者が楽しく回遊できるよう、また地域で生活する人が暮らしやすく営みやすいよう、地区の回遊性向上に向けた仕組みづくりに努めます。

⑥富崎漁港周辺地区

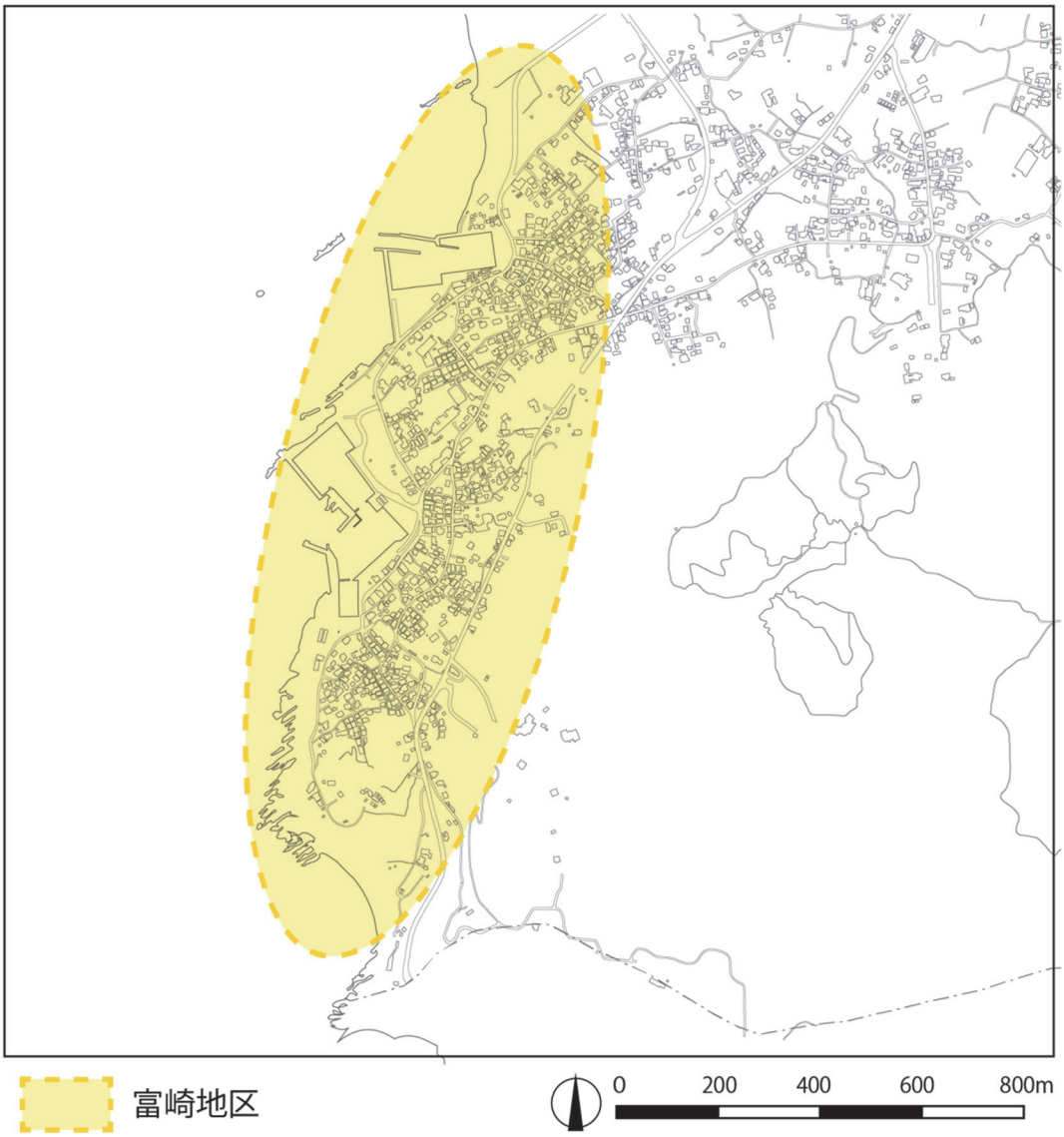

図　富崎漁港周辺地区

●景観形成の方針●

○漁村の街並みと海への眺望の保全

・建築物等の色彩、デザインの工夫などにより、小谷家住宅をはじめとする漁村の雰囲気を残す建築物等との調和を図り、漁村景観の保全に努めます。

・また、建築物や工作物等の建築・建設について、海越しの大島や富士への眺望を阻害することのないよう配慮し、景観の保全に努めます。

○観光を視点とした景観まちづくり

・既にある回遊ルートの周知や、休憩所の設置、案内看板の設置等により、観光客が地域内の見所を散策しやすい環境の整備を図るとともに、デザイン等の統一を図ったサイン計画となるよう配慮し、魅力ある回遊空間の創出に努めます。

・また、景観を活かしたまちづくりとして、「持続可能なまちづくり」のモデルとなるよう市と地域が一体となった取り組みを進めていきます。

6 重点地区の追加指定について

(1) 重点地区の追加指定

重点地区の追加指定にあたっては、5. ①～⑥で示す候補地区や市が指定する地区のほか、地域住民等が提案する地区について、景観まちづくりの意識醸成を図るとともに、区域の指定、地区特性を踏まえた景観形成の方針、景観形成基準を策定し、景観計画の変更を行います。

重点地区の追加指定のイメージ

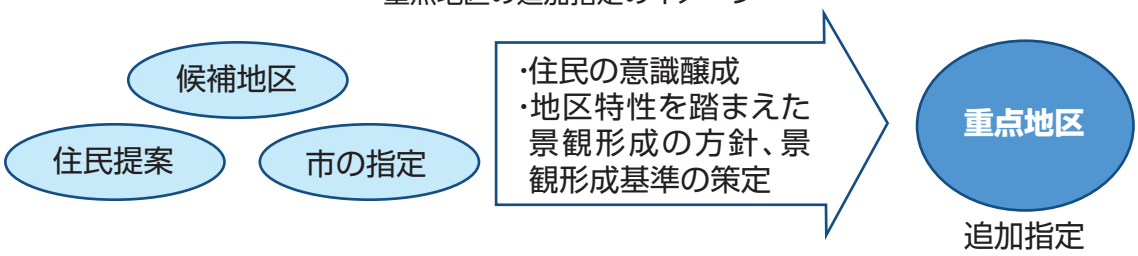

(2) 地域住民などの発意による重点地区の指定の流れ

地域住民などからの提案を踏まえた重点地区指定の具体的な指定の流れは、以下のとおりとなります。

①地域住民等による重点地区指定の計画案作成

地域住民等は、地区内での十分な合意形成を図った上で、重点地区のエリアや、景観形成の方針などを検討し、重点地区指定に関する計画案を作成します。

②市による重点地区指定の手続き

市は、地域より提出された計画案に基づき、景観審議会等による協議を行い、重点地区の指定・景観計画の変更をします。

地域住民などの発意による重点地区指定の流れ

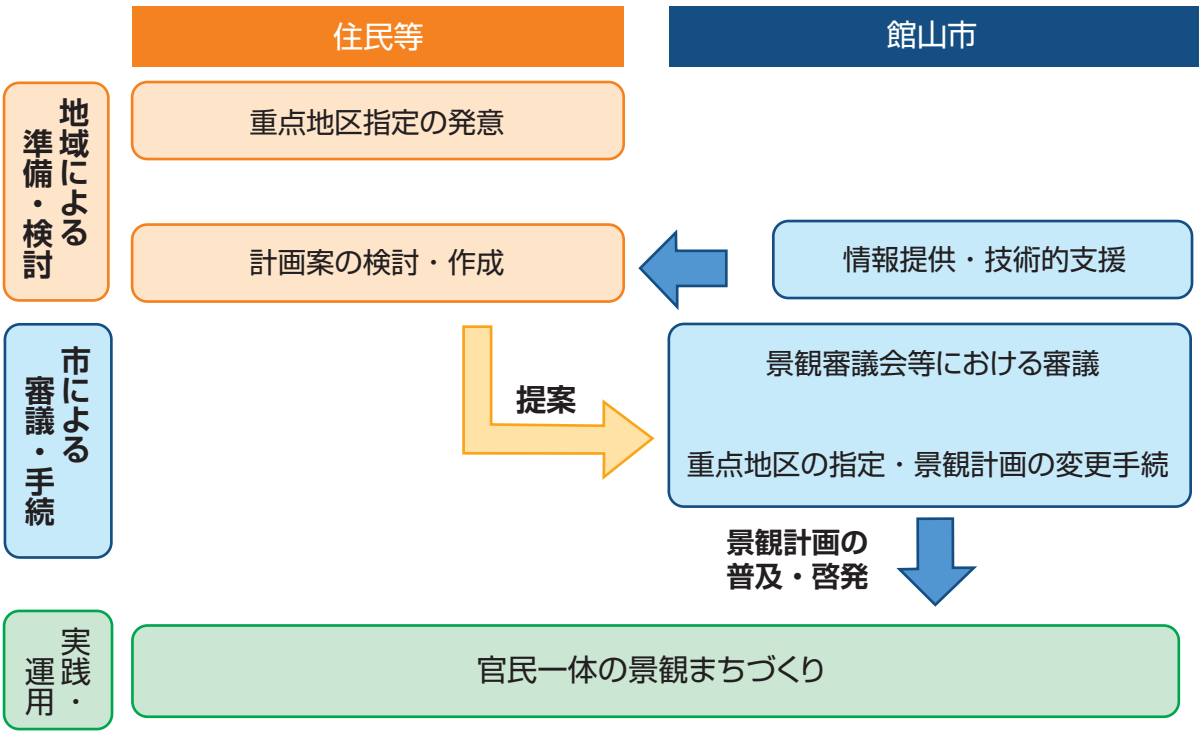

第6章

良好な景観形成のための行為の制限

第6章　良好な景観形成のための行為の制限

1　景観法に基づく届出

景観法の「届出制度」に基づき、景観形成に影響を及ぼす一定の建築等の行為については、行為に着手する前に館山市へ計画を提出し、景観計画に適合した内容であるかを確認します。

2　届出の流れ

届出対象行為（「3.届出の対象となる行為」参照）について、景観法の届出に先立ち、館山市と事前協議することができます。

協議にあたり、届出する者は第3章～第5章の景観まちづくり方針を十分に理解した上で、景観形成基準に基づき、計画書を作成します。

事前協議及び届出の流れ

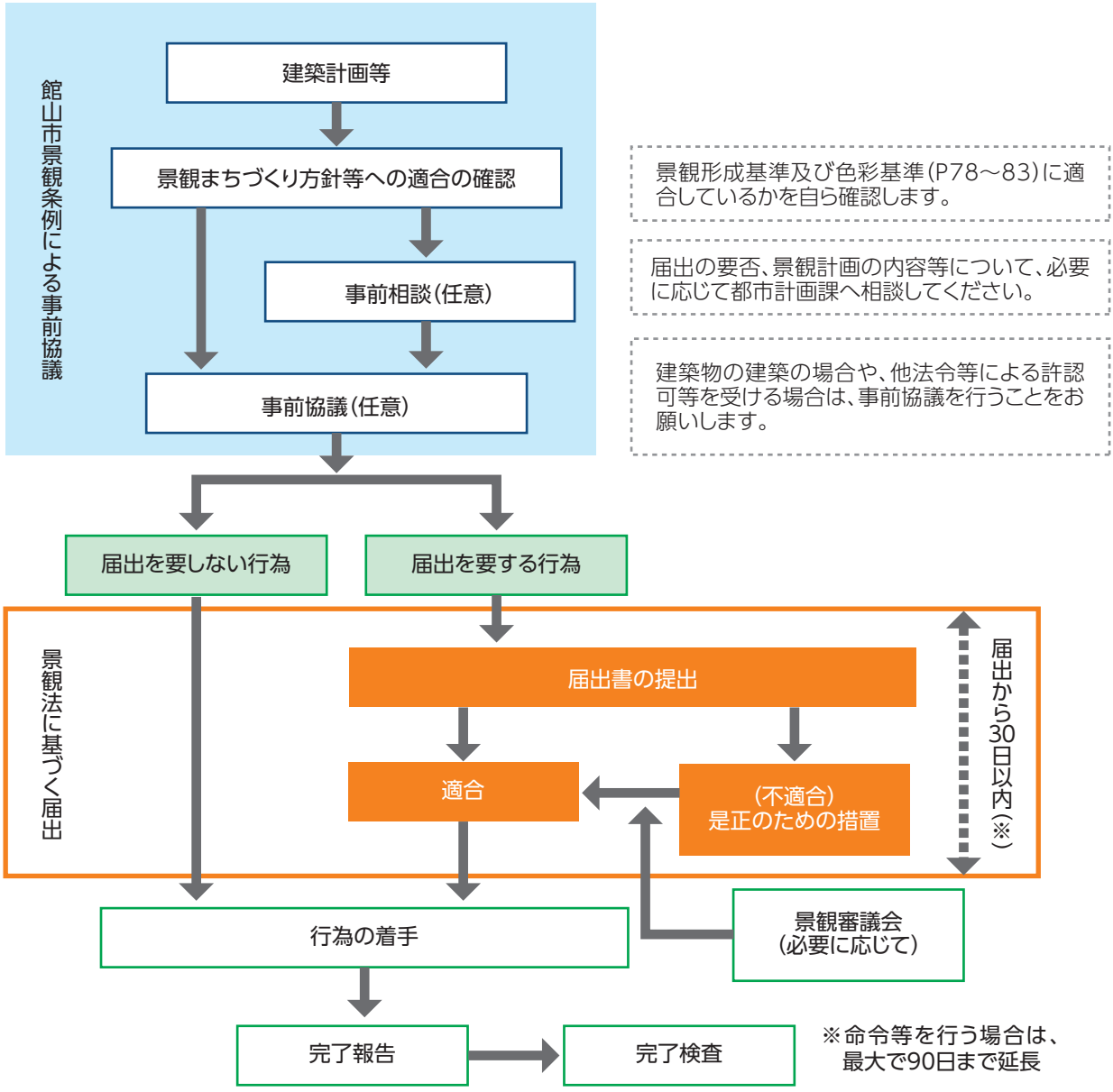

3 届出の対象となる行為

景観計画区域内において、以下に該当する行為については、景観法第16条に基づく届出を行うものとします。ただし、文化財保護法や風致地区条例などの他法令が適用される行為や仮設の建築物などは届出が不要となります。

①建築物（重点地区を除く区域全て）

行　為	届出の対象
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○高さが10mを超える建築物 ○建築面積が500㎡を超える建築物

※第5章において重点地区として位置付ける「館山駅西口地区」については、上記によらず、以下を届出の対象とします。

②建築物（重点地区　館山駅西口地区）

行　為	届出の対象
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○建築基準法第２条第１号に規定される全ての建築物 ※増築や改築の場合は、新たに行う部分のみが届出の対象となります。

③工作物（全域共通）

行　為	届出の対象
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○高さが6mを超える煙突 ○高さが15mを超える鉄柱・コンクリート柱・鉄塔・木柱 ○築造面積が500㎡を超える太陽光発電施設 ○高さが10mを超える風力発電施設

④開発行為（全域共通）

行　為	届出の対象
都市計画法第4条第12項で規定する開発行為	○開発区域の面積が1,000㎡以上のもの

⑤屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（全域共通）

行　為	届出の要件
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	○堆積区域の面積が500㎡以上のもの 且つ ○道路その他の公共の場所から容易に望見できるもの ※ただし、堆積の期間が３ヶ月を超えないものは届出不要です。

4 景観形成基準

(1) 市全域

①建築物

項目	景観形成基準
高さ・配置	・周辺の街並みや自然との調和に配慮した高さや配置とすること。 ・主要道路や視点場からの眺望において、海への眺望に配慮した高さ・配置とするとともに、ランドマークとなる社寺、背景に広がる山の稜線等を遮らない高さとするよう配慮すること。
形態・意匠・色彩	・周辺や背景の自然景観やまちなみ景観と調和する形態・意匠とすること。 ・外壁面が長大とならないよう、壁面の分節・分割を工夫すること。 ・建築物の外壁は色彩基準に適合させるとともに、周辺の景観との調和に配慮した素材を活用すること。
附帯施設	・空調室外機をはじめとした附帯設備や自動販売機等、歩行者の目線に近い位置に設置する設備等は、目隠しなどの工夫により周囲からの見え方に配慮すること。
外構・緑化	・外構計画は、隣接する敷地や道路など周囲の街並みとの調和に配慮すること。 ・敷地内においては、できる限り豊かな緑化に努め、既存の樹木がある場合は修景に活かすよう配慮すること。 ・敷地の境界を囲う場合には、周辺植生との調和に配慮した生垣や樹木等による緑化に配慮すること。 ・生垣が敷地の境界を囲う場合には、適切に剪定などの手入れを行うこと。特に槇の生垣は、敷地を分譲する際にもできるだけ残すよう配慮すること。
夜間照明	・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。 ・道路交通等に配慮し、赤色系の光源にしないこと。
駐車場	・規模の大きな駐車場を設ける場合は、通りからの見え方に配慮するとともに、敷地内の緑化に努めること。

②工作物

項目	景観形成基準
高さ・配置	・原則として、建築物の基準に準ずるものとすること。ただし、やむを得ない場合は、工作物の種類及び用途に応じて形態等を工夫し、周囲の景観との調和を図ること。 ・土地に自立して設置する太陽光発電施設については、高台での設置を避けるとともに、周囲の景観から突出しないよう、最上部をできるだけ低くすることや、敷地境界からできるだけ後退すること。 ・風力発電施設については、周囲の景観との調和を図ること。
形態・意匠・色彩	・原則として、建築物の基準に準ずるものとすること。 ・自動販売機の設置にあたっては、目隠し等の設置や「自販機自主景観ガイドライン（一般社団法人 全国清涼飲料連合会）」に基づく自販機景観推奨カラーを用いることなどにより、周辺の街並みや自然との調和に配慮すること。 ・土地に自立して設置する太陽光発電施設については、モジュール及びフレームを、低明度かつ低彩度の目立たない色彩とすること。
法面・擁壁	・法面はできる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を施すこと。 ・巨大な擁壁が生じないよう、自然地形を活かすなどの配慮をすること。 ・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。
外構・緑化	・土地に自立して設置する太陽光発電施設については、道路側など人の目に触れる機会が多い場所からの景観を阻害しないよう、植栽等により緑化すること。

③開発行為

景観形成基準
・法面はできる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を施すこと。 ・巨大な擁壁が生じないよう、自然地形を活かすなどの配慮をすること。 ・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。 ・造成等に際しては、できる限り既存樹木の保全に努めること。

④屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

景観形成基準
・道路等人の目に触れる機会が多い場所からの景観を阻害しないよう、配置を工夫するとともに、植樹等による目隠しなどの工夫により周囲からの見え方に配慮すること。

（2）重点地区（館山駅西口地区）

重点地区においては、市全域に対する景観形成基準のほか、以下の景観形成基準を上乗せします。

①建築物

項目	景観形成基準
高さ・配置	・周辺の街並みに配慮した高さや配置とすること。
形態・意匠・色彩	・建物の色彩は色彩基準に基づくものとし、温暖な地域のイメージが表現できるものとすること。 ・屋根材の本来の色彩を活かし、ペンキ等でのペイントは行わないよう配慮すること。 ・屋根は瓦葺きを基本とし、原則、勾配屋根とする。
附帯施設	・空調室外機をはじめとした附帯設備や自動販売機等、歩行者の目線に近い位置に設置する設備等は、目隠しなどの工夫により周囲からの見え方に配慮すること。
外構・緑化	・駅前広場、夕映え通り、鏡ヶ浦通りのヤシ並木や花の植栽との連続性を考慮し、常に緑化に努めること。 ・通りから見える場所への花の植栽に努めること。
夜間照明	・駅前広場、夕映え通り、鏡ヶ浦通りに面しては、夜間の景観形成に心がけること。 ・周辺環境との調和に配慮すること。
駐車場	・規模の大きな駐車場を設ける場合は、通りからの見え方に配慮するとともに、敷地内の緑化に努めること。

※その他の対象行為については、市全域と同様の景観形成基準となります。

5 色彩基準

・建築物または工作物に係る景観形成基準において、色彩については、JIS規格に採用されている「マンセル表色系」を用い基準を定めます。
・重点地区については、各地区で独自の基準を設定し、一般地域については、一律の基準を設けます。

(1) マンセル表色系と色彩基準の考え方

①マンセル表色系

・私たちは一般に色彩を、赤や青、黄などの色名で表現します。しかし、色名による表現は捉え方に個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。このため、本計画では、JIS（日本工業規格）などにも採用されている国際的な尺度である「マンセル表色系」を採用しています。
・「マンセル表色系」ではひとつの色彩を「色相（いろあい）」、「明度（あかるさ）」、「彩度（あざやかさ）」という3つの尺度の組み合わせによって表現します。

○色相（いろあい）

・10種の基本色（赤・黄赤・黄・黄緑・緑・青緑・青・青紫・紫・赤紫）の頭文字（R・YR・Y・GY・G・BG・B・PB・P・RP）をとったアルファベットとその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、「10R」や「5Y」などのように表記します。また、「10RP」は「0R」、「10R」は「0YR」と同意です。

○明度（明るさ）

・0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり、10に近くなります。実際には、最も明るい白で明度9.5程度、最も暗い黒で明度1.0程度です。

○彩度（鮮やかさ）

・0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく、赤の原色の彩度は14程度です。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは14程度、青緑や青などは8程度です。

○マンセル値

・色相、明度、彩度の3つの属性を組み合わせて表記する記号です。

色相（マンセル色相環）

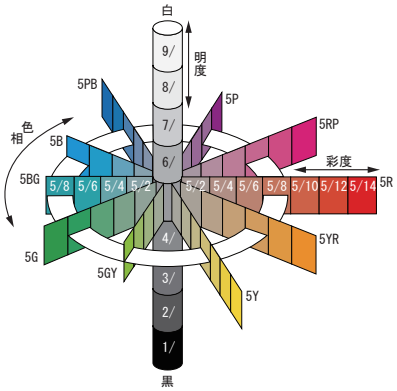

マンセル表色系の仕組み

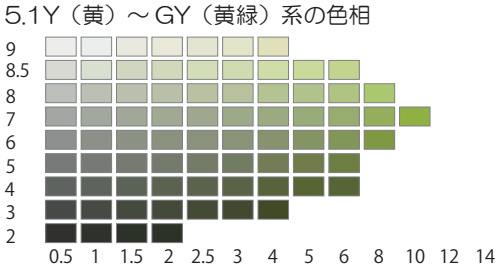

明度（明るさ）と彩度（鮮やかさ）

②色彩基準における面積比の考え方

・本計画では、建築物等の色彩について、届出対象に応じて適切な面積配分を設け、マンセル値による色彩基準を設定するとともに、周辺との調和を図ることとしています。

○基本色
・外壁各面の4/5は、基本色の基準に適合した色彩とします。

○強調色
・外壁に表情をつける場合などは、外壁各面の1/5について、強調色の基準に適合した色彩を用いることができます。

○アクセント色
・強調色の他に外観にアクセントをつける場合は、外壁各面の1/20に限って、アクセント色を用いることができます。ただし、強調色とアクセント色の総量は、外壁各面の1/5以内とします。

○屋根色
・勾配屋根の色彩は、屋根色の基準に適合した色彩を用いてください（陸屋根の屋根面には適用されません）。

③色彩基準の適用除外

・次のような良好な景観形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画については、景観審議会等の意見を聴取した上で、色彩基準によらないことができます。
◇地区計画や面的開発の区域などを対象に、一定の広がりの中で地域特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合。
◇自然石や木材などの自然素材、質感の豊かなタイルやレンガなどを使用する場合。
◇橋梁等で市民のなじみが深く、地域イメージの核となっており、地域のランドマークの役割を果たしているもの。
◇その他、良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画であるもの。
・工作物の色彩については、他の法令等で使用する色彩が定められているものは、色彩基準によらないことができます。
・高彩度色として認識されるような着色をしていないガラスについては、周辺の景観や色の色彩などを反映し、その色彩が一定でないことから、この色彩基準によらないことができます。ただし、色彩基準の考え方や、周辺環境への影響を十分踏まえた計画とする必要があります。

(2) 市全域の色彩基準

○建築物等の色彩は、地域の景観特性を把握し、周辺の建築物や地域を囲む海や山などの自然環境との調和を考慮した色彩を基本とし、その上で以下の基準を満たす色彩を用いることとします。
○外壁のアクセントとして用いる色彩の面積は、外壁各面の1/20以下とし、主に建築物の中低層部で用いるようにします。
○勾配屋根を設ける場合は、明度や彩度を抑えた色彩とします。

基準の適用部位・面積		色彩の分類	色相	明度	彩度
建築物の外壁	基本色 外壁の各面の4/5以上	無彩色	N	4以上8.5以下	-
		有彩色	0R～4.9YR	4以上8.5未満	4以下
				8.5以上9以下	1.5以下
			5.0YR～5.0Y	4以上8.5未満	6以下
				8.5以上9以下	2以下
			その他	4以上8.5未満	2以下
				8.5以上9以下	1以下
	強調色 外壁の各面の1/5以下	無彩色	N	9.25以下	-
		有彩色	0R～4.9YR	-	4以下
			5.0YR～5.0Y		6以下
			その他		2以下
	アクセント色 外壁の各面の1/20以下	自由 (ただし、周辺の建築物や自然環境と調和する色彩を使用する)			

色彩基準に基づく配慮イメージ

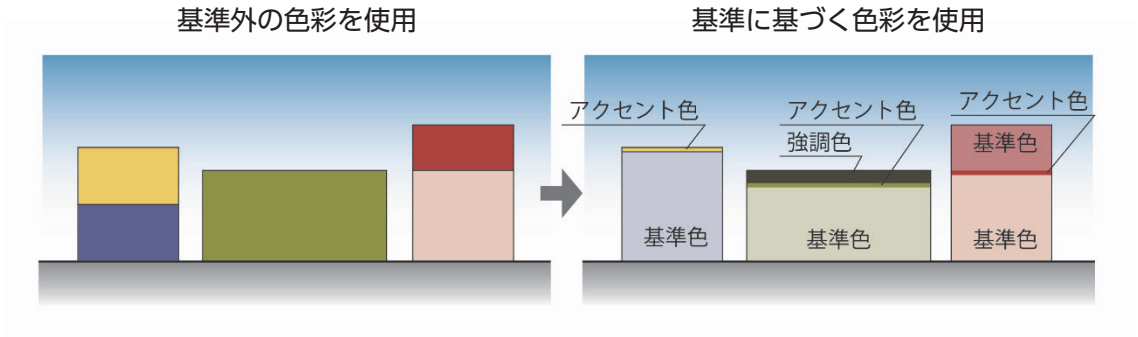

色彩の使用可能範囲のイメージ（市全域）

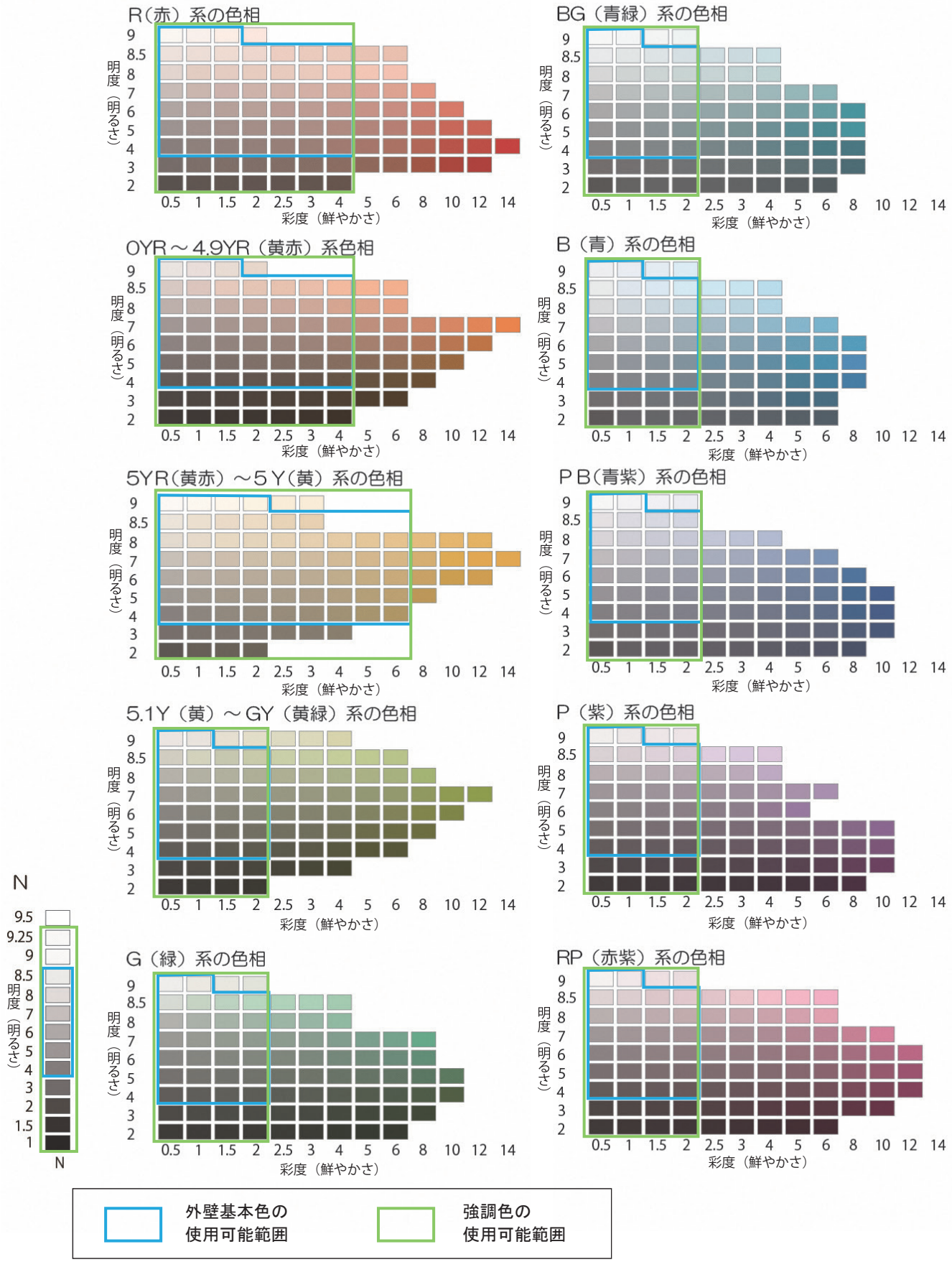

(3) 重点地区（館山駅西口地区）の色彩基準

○建築物等の色彩は、南欧風の街並みづくりとの調和を考慮した色彩を基本とし、その上で以下の基準を満たす色彩を用いることとします。

○外壁のアクセントとして用いる色彩の面積は、外壁各面の1/20以下とし、主に建築物の中低層部で用いるようにします。

基準の適用部位・面積		色彩の分類	色相	明度	彩度
建築物の外壁	基本色 外壁の各面の4/5以上	無彩色	N	7以上9以下	-
		有彩色	0R～4.9YR		4以下
			5.0YR～5.0Y		4以下
	強調色 外壁の各面の1/5以下	無彩色	N	4以上9以下	-
		有彩色	0R～4.9YR		4以下
			5.0YR～5.0Y		4以下
	アクセント色 外壁の各面の1/20以下	自由（ただし、南欧風の街並みと調和する色彩を使用する）			
屋根（勾配屋根）		有彩色	0R～9.9R	2以上6以下	8以下
			0YR～4.9YR	2以上6以下	12以下
			5.0YR～5.0Y	2以上7以下	10以下

色彩の使用可能範囲のイメージ（館山駅西口地区）

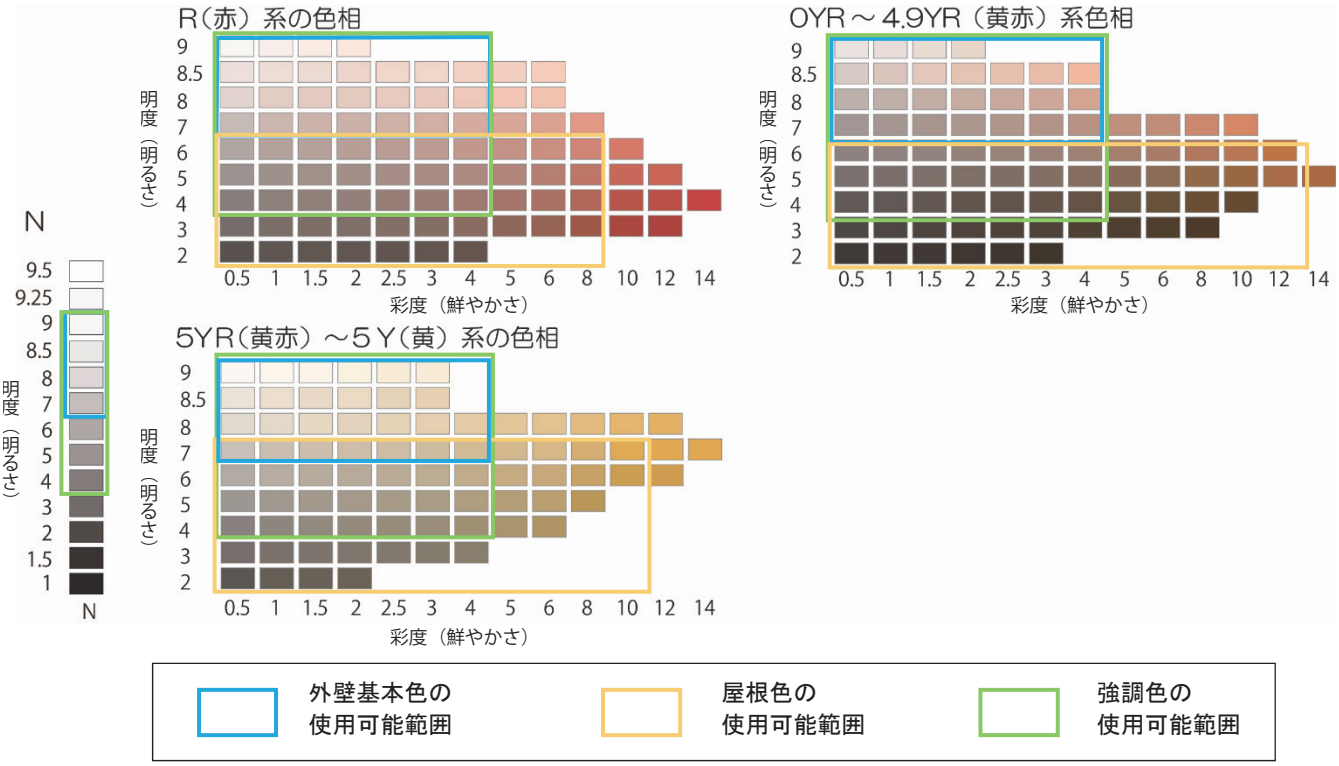

壁面に推奨する色彩の範囲の例

館山駅西口地区において、外壁基本色に推奨する色彩の代表例です。

5YR 9.0/ 1.0	10YR 9.0 / 1.0	5Y 9.0 / 1.0

屋根色に推奨する色彩の範囲の例

館山駅西口地区において、屋根色に推奨する色彩の代表例です。

10YR 8.0 / 6.0	7.5YR 7.0 / 8.0	10R 5.0 / 6.0

（配慮例）館山駅

第7章

屋外広告物の表示に関する行為の制限

第7章　屋外広告物の表示に関する行為の制限

1　基本的な考え方

館山市では、「千葉県屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物の規制を行います。
また、適正な屋外広告物の表示・掲出に向けた基本的な方針を以下に示し、表示者・設置者への啓発を行うことにより、良好な景観形成の推進を目指します。

2　屋外広告物の表示等に関する基本方針

良好な景観形成を推進するため、適正な屋外広告物の表示・掲出に向けた基本的な方針を示します。

○地域特性を踏まえる
- 屋外広告物を設置する際には、自家用や公共の広告物を含め、位置や規模、色彩などのデザインが地域の特性を踏まえた良好な景観の形成に貢献するようにします。
- 海岸沿いや丘陵部、田園では、自然環境と調和した規模、デザインとなるよう配慮します。
- 幹線道路沿いでは、交通安全を確保するとともに、周辺住環境を考慮した規模、デザインとなるよう配慮します。

○地域の魅力を高める
- 自然環境や歴史・文化資源などの景観資源が集まる地域では、円滑な回遊動線の形成に役立つよう、設置の位置やデザインに配慮します。
- 広告物の表現を工夫し、周辺景観の魅力を高めるよう、美しく落ち着いたものになるよう配慮します。

○適切に維持管理する
- 屋外広告物の設置後は、適正な維持・管理を実施し、破損や老朽化した広告物については、速やかに必要な対策を講じます。

○新しい技術に対応する
- 屋外広告物に関する技術は日々進化しており、デジタルサイネージ[1]やプロジェクションマッピング[2]、車体利用広告など、屋外広告物に関する規制では適切に規制・誘導しきれないことも考えられます。こうした新しい技術を活用した屋外広告物についても、柔軟に対応していきます。
- LED技術の進化に伴い、明るい光源が街並みに大きな影響を与えることが考えられます。屋外広告物に光源を使用する際は、歩行者や車両などからの視線に配慮し、眩しすぎないよう工夫するとともに、赤色LEDの点滅や回転を避けるなど、交通の安全に配慮します。

1 デジタルサイネージ：屋外や店頭、公共空間、駅や電車内などのあらゆる場所で、ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信する装置のこと。
2 プロジェクションマッピング：ビルなどの壁面などに映像を映し出す表現方法のこと。

3 重点地区等のエリアを定めた、屋外広告物の表示に関する行為の制限

館山市では、「1.基本的な考え方」で示したとおり、「千葉県屋外広告物条例」に基づく規制を基本としますが、今後のまちづくりの状況等によっては、地域の景観特性に応じた規制誘導が求められます。

上記を考慮し、今後、必要に応じて重点地区等の一定のエリアを設定し、「千葉県屋外広告物条例」の規定に加えて市独自で屋外広告物の表示・掲出に関する景観形成基準を定め、行為の制限を行い、良好な景観形成を図ります。

第8章

景観重要建造物、樹木、公共施設

第8章　景観重要建造物、樹木、公共施設

1　景観資源の保全・活用に向けた基本的な考え方

市内には、古くから地域で伝えられ、地域のシンボルとなり、あるいは地域の誇りや愛着につながる景観資源は、建築物や工作物にとどまらず、歴史・伝統、祭りなど人々の生活や営みも含め、多数あります。

こうした景観資源を発掘・再発見し、地域による景観まちづくりの中で保全・活用していきます。

特に、景観形成を進める上で重要な建造物や樹木、道路・河川・都市公園などの公共施設は、景観法に基づく「景観重要建造物」、「景観重要樹木」、「景観重要公共施設」の指定制度を活用し、保全・活用していきます。

景観資源の保全・活用のイメージ

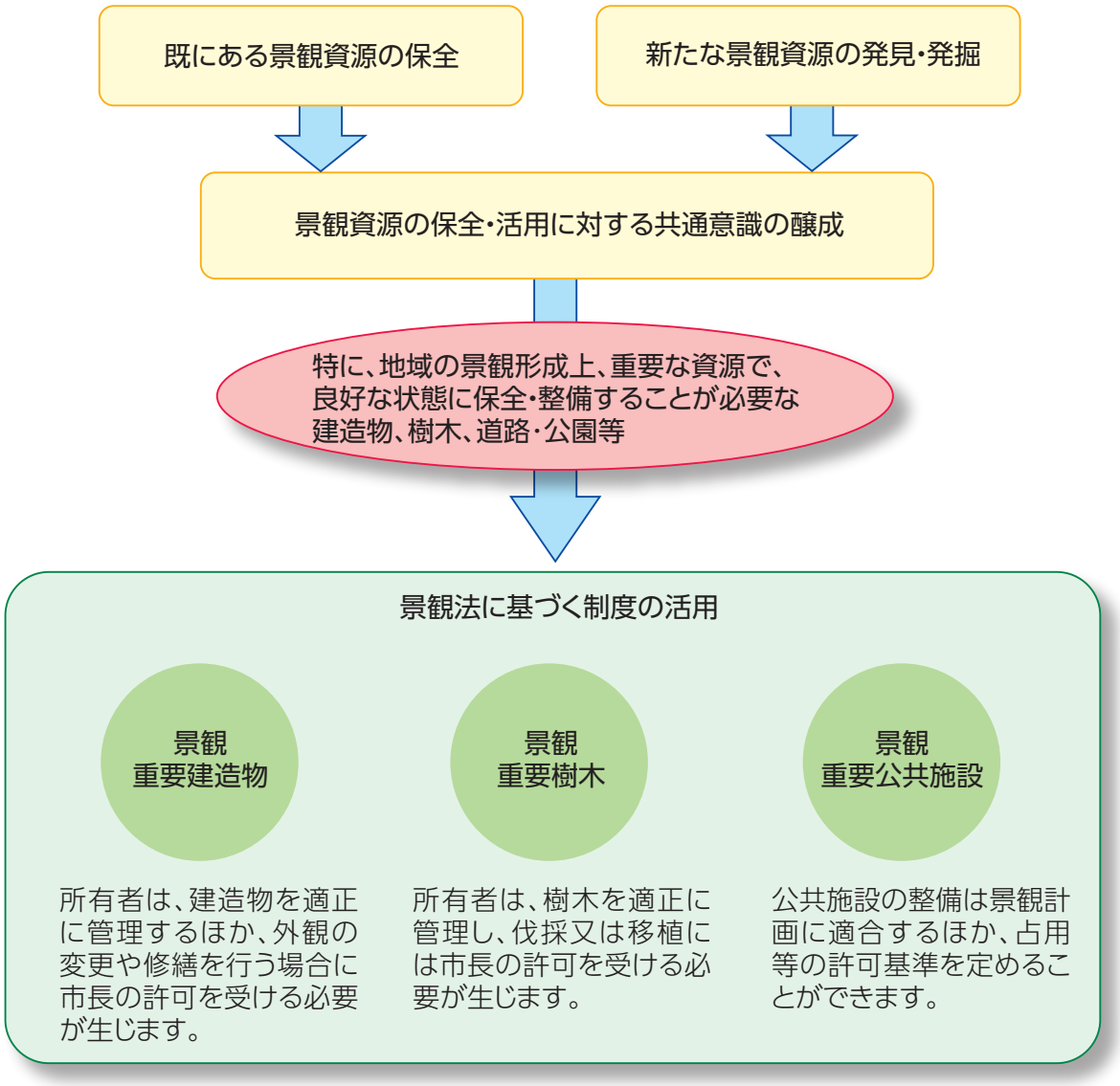

2 景観法に基づく制度の活用

(1) 景観重要建造物

①基本的な考え方

地域特性を活かした景観まちづくりの推進にあたり、特に重要な建造物のうち次に示す方針に該当するものを、所有者の同意を得た上で、「景観重要建造物」に指定します。

②指定方針

・地域の人々に親しまれている建造物
・地域の歴史や文化と関連が深い建造物
・地域のシンボル的な存在であり、良好な景観形成を図る上で重要な建造物
・地域の今後の景観まちづくりにおいて活用が期待される建造物
・道路やその他の公共の場所から眺望できる建造物

景観重要建造物の指定候補例

千葉県立安房南高等学校旧第一校舎

小谷家住宅

洲崎神社本殿

鶴谷八幡宮本殿

JR 那古船形駅

紅屋商店店舗

（2）景観重要樹木

①基本的な考え方

地域特性を生かした景観まちづくりの推進にあたり、特に重要な樹木は以下に示す方針に基づき、所有者の同意を得て「景観重要樹木」に指定します。

②指定方針

・地域の人々に親しまれている樹木
・地域の自然や歴史や文化を象徴する樹木
・地域のランドマーク的な存在であり、良好な景観形成を図る上で重要な樹木
・樹高や樹形が特徴的で、地域のシンボル的な存在となっている樹木
・道路やその他の公共の場所から眺望できる樹木

景観重要樹木の指定候補例

沼のびゃくしん

滝川のびゃくしん

那古寺の大蘇鉄

六軒町のサイカチの木

（3）景観重要公共施設

①基本的な考え方

道路や河川、公園などの公共施設は、建築物や工作物とともに景観を構成する重要な要素であり、周辺の街並みと調和した整備や維持・管理に取組み、地域特性を引き立てる景観形成に生かしていきます。

②指定方針

・地域の人々に親しまれている施設
・地域のランドマークやシンボルとなり、良好な景観形成を図る上で重要な施設

景観重要公共施設の指定候補例

国道 127 号（館山バイパス）

洲埼灯台

城山公園

北条海岸・鏡ヶ浦通り

房総フラワーライン

館山湾

第9章

景観まちづくりの進め方

第9章　景観まちづくりの進め方

1　景観施策の推進体制

(1) 景観審議会の設置

景観計画の策定・変更に係る審議、届出制度等の運用のほか、市の景観形成に係る事項について広く審議する景観審議会を設置します。

＜景観審議会の主な役割（案）＞
○景観計画の変更等に係る審議
○届出制度等における、勧告、命令等に対する意見
○重点地区の指定、景観重要建造物・樹木・公共施設の指定に対する意見
○景観協定の認可、変更、廃止に対する意見
○特に景観上影響が大きな行為についての事前協議の指導及び助言
○その他、良好な景観の形成に必要な事項

(2) 景観アドバイザーの設置

景観法に基づく届出内容の判断にあたって、必要に応じて、景観に係る専門家を「景観アドバイザー」として設置し、景観に関する指導・助言を行います。

(3) 庁内体制の整備

多様な分野による総合的な景観形成の推進に向け、景観法に基づく届出や事前協議の窓口をはじめ、景観まちづくりに係る部署の相互連携を図ります。

重点地区での景観まちづくりに係わる施策・事業をはじめ、各種公共建築物・公共施設の整備等にあたっては、各取り組みが景観計画に即して行われるよう、各分野の担当者間の情報交換や協議・調整を図ります。

市職員それぞれが景観に関する知識や技術の習得に努めます。

(4) 市民・事業者及び館山市の役割

第3章に掲げた景観まちづくりの目標及び方針をもとに、市民・事業者・館山市がそれぞれの役割について理解を深め、相互協力のもとに景観形成を推進していくものとします。

①市民の役割

市民一人ひとりが日々の暮らしの中で、景観計画に示した方針に基づき、地域の魅力を高める景観形成に取り組みます。

市民の役割は、景観形成に配慮した住宅等の建築に限らず、地域住民が協力し合いながら、まちの美化活動に取り組むなど、少しでもまちを良くしていこうという取り組みが求められます。

②事業者の役割

事業者は、市民とともに景観まちづくりの重要な担い手であることを認識し、事業活動上の利害を超え、地域貢献の一環として景観まちづくりに参加し、実践していくことが重要です。

開発事業等において、景観形成基準に適合した上で、率先して街並みの魅力を高める取り組みや、市民・館山市と連携して景観まちづくりを実践していくことが求められます。

③館山市の役割

市民・事業者の景観まちづくりへの意識を高める機会や場づくりに取り組むとともに、市民・事業者が主体となった景観まちづくり活動を支援します。

公共施設の整備を行う時は、地域ごとの景観まちづくりの方針を十分に踏まえ、良好な景観の形成に努めます。

良好な景観の形成の総合的かつ効果的な推進に向けて庁内体制を整えるとともに、市民、事業者との相互の協力や、国、千葉県及び隣接する南房総市等と相互に連携を図るよう努めます。

市民・事業者及び館山市の役割

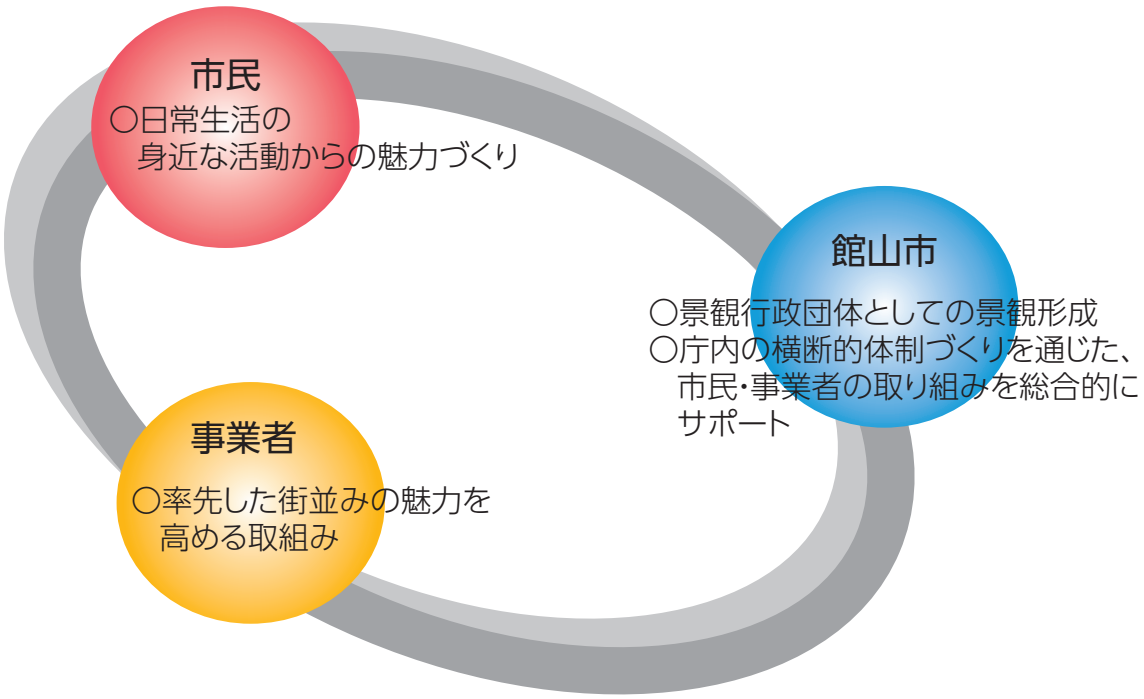

2 景観施策の展開

(1) 重点地区の指定

第5章において重点地区の「候補地区」を示しています。今後、地区の景観まちづくりの動向に応じ、重点地区として位置付けていくことを検討します。

重点地区では、地区の特性に応じた区域や景観形成基準の設定を行うとともに、事前協議などの景観施策に取り組みます。

(2) 効果的な情報発信による景観の魅力を発掘・再発見

市民や事業者が景観の大切さを再認識し、景観への関心をより高めるために、行政が中心となって、館山市内の景観の魅力について情報発信に努めます。

広報誌等を活用した市内向けの情報発信のほか、市内外問わず多様な人々が活用するSNS等により、館山市の景観の魅力を効果的に発信することに努めます。

また、市民や事業者による、SNS等を活用した積極的な情報発信を促すことにも努めます。

(3) 景観まちづくり活動の支援と表彰

市内において、自主的な景観まちづくりへの取組を支援する仕組みを検討します。

市民や事業者による積極的で優れた景観まちづくりの取組について、表彰する制度を創設し、その取組を広く周知することで、景観まちづくりの取組がより多くの市民や事業者へ波及することを目指します。

＜支援・表彰の対象となる活動例＞
○生垣の保全
○花壇づくり
○地域や海岸などの清掃活動
○地域の草刈り
○観光ガイド
○空き地や空き家を活用した取組み　　など

(4) 各種ガイドラインの作成

景観計画の景観形成基準について、配慮するポイントや具体例を示したガイドラインを作成し、景観まちづくりについて理解を促進します。

事前協議制度の運用経過を踏まえながら、必要に応じてガイドラインの内容を充実していきます。

第10章

花で彩る景観まちづくり
～花のまちづくりの推進～

第10章 花で彩る景観まちづくり ～花のまちづくりの推進～

1 館山の「花」と「景観」

館山市は、温暖な気候に恵まれ、一年を通じて様々な花が咲き誇る、「花のまち」です。

30km以上にも及ぶ海岸線沿いの景観、果樹栽培や水稲が営まれる里山付近の景観、住宅地内での花壇植栽など、まちの様々な場所で、花と一体となった景観を望むことができます。

館山市では、「景観」の大きな構成要素となる、「花」を活かしたまちづくりとして、「花のまちづくり」の推進を掲げ様々な取組みを進めてきました。

2 花のまちづくりの基本的な考え方

(1) 花のまちづくりの定義

花には人を惹きつける魅力があります。そして、あらゆる生命の象徴として、永く人々の心とともに歩んできました。

花のまちづくりとは、花に代表される自然全てに、感謝の気持ちを捧げながら、その力を借りて、住みよい、快適な生活環境をつくっていくことです。

目指すべき
花のまちづくり

→

単にまちに花を増やし、特定の場所を飾り立てれば良いというものではない

↓

花のまちづくりとは

花や緑を含めた身近な自然環境を守り・育てる中で、その力を借りて、快適で質の高い生活と、美しい地域の風景をつくりながら、まちを発展させていくもの

この、花のまちづくりを推進していくことで、美しい風景・街並みが創られ、地域らしい暮らしや地域の活性化につなげることができます。

また、花のまちづくりは、花に興味がある人だけが関わるのではなく、町内会や地域コミュニティ・事業者・市民・学校などが連携を図って、市民全体が誇りを持ち、心の財産となるようなまちづくりの推進が必要となります。

花や自然を尊重し、
寄り添いながら
暮らしていける
まちづくり

(2) 花の効用とまちづくり

花には、周囲にもたらす様々な効用があります。それらを上手く活かしながらまちづくりを進めていくことが求められます。

「心」と「体」への効用例

○眺めているだけで、人々の心が癒され、穏やかにしてくれます。

○花を育てることで、生命に触れ、その大切さを知ることができます。

○花の美しさに感動し、美しい環境を大切にする心が生まれます。

○教育の過程で花に触れることで、子どもたちの心の育成に繋がります。

○花植えや雑草取りなど、作業をすることで、体も心も丈夫になります。

「まち」への効用例

○環境を大切にする心が生まれることで、まちがきれいになります。

○まちがきれいになることで、「来訪したい」「住みたい」というまちのイメージアップにつながります。

○来訪者が増加することで、賑わいが生まれ、産業の活性化などの大きな経済効果が生まれます。

○花をテーマとするおみやげなどの商品が生まれることにより、地域をＰＲする産品の増加に繋がります。

○市民同士が花を通じて触れ合うことで、「ヒトの輪」が広がります。

○広がった「ヒトの輪」により、今までできなかった花のまちづくりを進めることができます。

○「花のまち」となることで、観光の推進が図られ、花を介した「交流人口」、「滞在人口」の増加が見込まれます。

花のまちづくりのポイントは、
花のもたらす効用をいかに効率良く地域の発展、活性化に活かしていけるか。

3 花のまちづくりの目標

館山市では、恵まれた環境を活かし、「花」と「景観」を効果的に結びつけ、「花のまちづくり」として、魅力ある都市を目指していきます。

花のまちづくりを推進するにあたっては、以下の目標により取組みを進めていきます。

花のまちづくりの目標

行政、団体、住民等の各主体が共通の目標により、統一的な取組みを行うことで、より良いまちづくりに繋げていきます。

○「花のまち館山」のイメージ定着による、観光地としての魅力ＵＰ

➡ 花をきっかけとした“ヒト・モノ・カネ”の動流線の活性化による「地域力」の向上

○ 花を通して、地域に住む人達が「心の温かさ」・「郷土の豊かさ」を感じられるまちを目指す。

➡ 住民自身が幸福を感じていることが、まち全体の更なる魅力向上に繋がる。

花のまちづくりの目指すビジョン

平成２８年度からの１０年間のまちづくりを見据えた「第４次館山市総合計画」における目指すべき将来都市像をベースに、上記の目標を踏まえ、花のまちづくりの目指すビジョンとして、以下を掲げます。

“お花と笑顔があふれる
「あったか ふるさと」館山”

(1) 目指すビジョンのもと行う取組みのイメージ

お花と笑顔があふれる「あったか ふるさと」館山

- 花によるおもてなしの実現
  フラワーツーリズムの推進と確立
- 魅力あふれる花卉の生産・需要の増大
- 花の景観や取組みの効果的な情報発信
  ～注目される「館山」へ～
- 花を通した人々の心の育成・郷土愛の醸成
- 花を介した人と人との心の交流
  コミュニケーションの広がり

（2）具体的な取組み

①行政が主体となる取組み

○花のまちづくりの計画的・統一的な推進

花に彩られた魅力あるまちづくりを推進するためのルール・体制づくりに努めます。また、必要に応じて、花のまちづくりプラン等を策定し、花のまちづくりの方針をより具体化することで、市だけではなく、市民や事業者の行動指針を示します。

加えて、花に精通した花ガイドや花マイスターやアドバイザー等の育成やその活用を進めていくことで、より高いレベルでの花のまちづくりが推進できるよう努めます。

○「花のまち館山」の“ブランド化”による花のまちづくりの推進

花の魅力を最大限に活かしたまちづくりを進め、花やその取組みを市外に向けて積極的に情報発信をしていくことで、「花のまち館山」のブランド化を図り、日本のみならず、世界的な知名度の向上を目標に取組みを進めていきます。

また、ブランド化と並行して、フラワーツーリズムを軸とした観光客の誘致を進めていき、より多くの方に館山の花に触れてもらう機会の創出に努めます。

○花のイベント等の実施

市民等を対象にした、ガーデニング教室・花木の剪定講座や、各家庭のガーデニング作品を募るガーデニングコンテスト等を実施し、花のまちづくりに対する市民への啓発に努めます。

また、イベント等を通じて、市民同士の交流の輪を広げられるような工夫を図ります。

ガーデニング教室として実施した
バイパス（国道 127 号）の沿道植栽作業

具体的なイベント例

・ガーデニング教室の実施

市民のニーズに合った花についての勉強の場を設けます。また、子ども向けの教室等も行い、小さい頃から花に親しむ機会を創出します。

・ガーデニングコンテストの実施

各家庭や事業所のガーデニング作品をコンテスト形式で募集することで、参加者に競争意識を持ってもらい、花を育てることから花のまちづくりへの意識の向上に繋げます。

・花に特化したイベントの実施

フラワーフェスタ等の花に特化したイベントを実施し、多くの方が花の魅力に触れる機会を確保し、花を介した交流の機会を創出していきます。

○公共施設等における景観の維持

市道等における管理者としての沿道植栽の実施のみならず、房総フラワーラインやバイパスなどの国道・県道等でも、道路アダプトプログラムなどを活用しながら、道路管理者や市民、企業等と協力して植栽や花壇の維持管理を行い、花による沿道景観の維持・向上に努めます。

また、市の庁舎や学校等の施設においても、植栽や花壇の維持管理を行い、花を身近に感じられるよう環境整備をするとともに、共有財産としての価値の向上に繋げます。

市庁舎植栽プロジェクトにより、
中庭で安らぎの空間を創出

○花のまちづくりを推進する他都市との交流

花のまちづくりは、国内外を含めて多くの都市で行われています。

他の事例の研究や他自治体との交流を図ることで、花のまちづくりに関するヒントやノウハウを得ることに努めます。また、そこから、多くの刺激を得ることで、館山市の新たなまちづくりのきっかけにしていくことができます。

南房総市との市境にあるおもてなし花壇

小学校の正門脇の花壇

②市民・事業者が主体となる取組み

○地区花壇等を活用した、植栽活動

地区コミュニティやボランティア団体等が管理する地区花壇等での植栽活動の積極的な実施・参加により、良好な景観を創出することができます。

○花のイベント等への参画

ガーデニング教室や花に関連したイベント等に参画することにより、花に関する意識や知識の向上に繋がるだけでなく、市全体としての花のまちづくりの気運が高まることになります。

○家庭や事業所での植栽の実施

各家庭や事業所でガーデニング等を行うことで、まち全体に花が溢れ、「花のまち館山」の魅力が一層向上します。

また、自身の生活・仕事等のライフスタイルに花を取り入れることで、より豊かな暮らしの実現が可能となります。

「Life With Flower」 “花のある暮らし”のススメ
(ライフ ウィズ フラワー)

古来より植物や花は密接に人と関わり、人類の生活に欠かせないものとしてあり続けてきました。

花は、人の心と生活を豊かにしてくれます。本格的なガーデニングでなくても、花の魅力を感じることはできます。

人と花や植物はこれからも共存していかなければなりません。

迎えた環境世紀、そしてストレス社会、ココロの時代において、花や植物の素晴らしさ、価値を、もう一度見つめ直してみませんか。

花とともにある生活をぜひ楽しんでみましょう！

ツツジの剪定講座

ガーデニング教室

館山市景観計画

2019年7月発行

発行／千葉県館山市
編集／館山市建設環境部都市計画課
〒294-8601　千葉県館山市北条1145-1
電　話　0470-22-3640
ＦＡＸ　0470-23-3116
Eメール　tosikeikaku@city.tateyama.chiba.jp
ＵＲＬ　http://www.city.tateyama.chiba.jp
印刷・製本／株式会社　集賛舎
〒294-0014　千葉県館山市山本226